

令和2年度 茨城地方最低賃金審議会
第1回 茨城県鉄鋼業最低賃金専門部会 次第

令和2年9月28日(月)

1 開 会

2 議 題

- (1) 各専門部会の部会長及び同代理の選出について
- (2) 各専門部会の運営規程について
- (3) 賃金実態調査結果等について
- (4) 各専門部会の日程調整について
- (5) 金額審議
- (6) その他

4 閉 会

令和2年度 茨城地方最低賃金審議会
第1回 茨城県鉄鋼業最低賃金専門部会 資料

令和2年9月28日(月)

No.1	各特定最低賃金専門部会委員名簿	…P247
No.2	最低賃金法(昭和34.4.15 法律137号)	…P251
No.3	最低賃金審議会令(昭和34.5.4 政令163号)	…P259
No.4	各専門部会の運営規程(案)	…P261
No.5	茨城県最低賃金及び特定最低賃金の推移	…P270
No.6	賃金実態調査結果	
	① 茨城県特定最低賃金4業種	
	産業別・規模別特性値及び未満率	…P271
	第1・10分位数及び未満率の推移	…P272
	② 茨城県鉄鋼業最低賃金	
	総括表	…P273
	第1・10分位数・最低賃金額・未満率の推移	…P276
	最低賃金額の引上げ額と影響率の関係表	…P277
	賃金時間額に対する労働者数の分布	…P278
	③ 茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	
	総括表	…P279
	第1・10分位数・最低賃金額・未満率の推移	…P282
	最低賃金額の引上げ額と影響率の関係表	…P283
	賃金時間額に対する労働者数の分布	…P284
	④ 茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金	
	総括表	…P285
	第1・10分位数・最低賃金額・未満率の推移	…P288
	最低賃金額の引上げ額と影響率の関係表	…P289
	賃金時間額に対する労働者数の分布	…P290
	⑤ 茨城県各種商品小売業最低賃金	
	総括表	…P291
	第1・10分位数・最低賃金額・未満率の推移	…P294
	最低賃金額の引上げ額と影響率の関係表	…P295
	賃金時間額に対する労働者数の分布	…P296
No.7	2020年6月企業短期経済観測調査結果(茨城県)日本銀行水戸事務所	…P297
No.8	茨城県金融経済概況(2020年9月7日)日本銀行水戸事務所	…P301
No.9	県内の雇用情勢の概況(令和2年7月)	…P314
No.10	茨城県及び全国の指標	…P328
No.11	令和2年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況(厚生労働省)	…P330
No.12	茨城県最低賃金の改正決定に関する官報公示文	…P335
No.13	令和2年度特定最低賃金決定状況	…P336

令和2年度 茨城地方最低賃金審議会

茨城県鉄鋼業最低賃金専門部会委員名簿

茨 城 労 働 局

区分	氏 名	現 職
公益代表	井出 晃 哉	井出法律事務所 所長
	清山 玲	茨城大学人文社会科学部 教授
	文堂 弘之	常磐大学総合政策学部 教授
労働者代表	高木 英 見	連合茨城事務局 局長
	山田 誠	日鉄大径鋼管労働組合 組合長
	山中 俊 典	基幹労連茨城県本部事務局 局長
使用者代表	太田 慶 樹	大丸鐵興株式会社 CEO
	加藤 祐 一	一般社団法人茨城県経営者協会 専務理事
	築瀬 剛	日本製鉄株式会社東日本製鉄所鹿島地区 総務部上席主幹 兼 労働・購買部上席主幹

◎ 部会長

○ 部会長代理

☆ 署名者

令和2年度 茨城地方最低賃金審議会

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

茨 城 労 働 局

区分	氏 名	現 職
公益代表	井出晃哉	井所 出 法 律 事 務 所 長
	申美花	茨城キリスト教大学経営学部教授
	宮崎忠恒	茨城大学人文社会科学部教授
労働者代表	紀野光博	コマツユニオン茨城支部長 コ 執 行 委 員
	武内範雄	工機労働組合執行委員長
	宮下有一	J A M 北 関 東 常 任 執 行 委 員 長 茨 城 県 連 事 務 局 長
使用者代表	谷口啓介	キヤノン株式会社社長 人 事 本 部 取 手 人 事 部
	西野信弘	株式会社西野精器製作所社長 株 代 表 取 締 役 社
	舟木健生	株式会社舟木電業社長 株 代 表 取 締 役 社

◎ 部会長

○ 部会長代理

☆ 署名者

令和2年度 茨城地方最低賃金審議会

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会委員名簿

茨 城 労 働 局

区分	氏 名	現 職
公益 代表	申 美 花	茨城キリスト教大学経営学部教授
	田 中 泉	茨城大学人文社会科学部教授
	細谷 あけみ	株式会社茨城新聞社 地域連携室長
労働者 代表	大 森 玄 則	電機連合茨城地方協議会事務局長
	下 向 省 吾	日立ビルシステム労働組合 水戸支部執行委員長
	菅 原 功	ルネサスグループ労働組合連合会 那珂地区支部支部長
使用者 代表	磯 崎 寛 也	茨城電機工業株式会社 代表取締役社長
	蘭 武 志	茨城県中小企業団体中央会 専務理事
	水 出 浩 司	株式会社日立製作所エネルギービジネスユニット 日立事業所エネルギー総務部長

◎ 部会長 ○ 部会長代理 ☆ 署名者

令和2年度 茨城地方最低賃金審議会

茨城県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿

茨 城 労 働 局

区分	氏 名	現 職
公益 代表	清 山 玲	茨城大学人文社会科学部教授
	田 中 泉	茨城大学人文社会科学部教授
	細 谷 あけみ	株式会社茨城新聞社長 地域連携室
労働者 代表	黒 澤 一 仁	UAゼンセンカスミニオン長 中央執行委員
	中 岡 誠 一	UAゼンセン茨城県支部次長
	南 雲 達 馬	UAゼンセン水戸京成百貨店労働組合長 執行委員
使用者 代表	瓜 田 広	株式会社水戸京成百貨店社長 取締役 経理部
	永 井 教 子	株式会社永井ガラス役員 代表取締役
	渡 邊 敏 幸	株式会社カスミ 人事総務部マネジャー

◎ 部会長

○ 部会長代理

☆ 署名者

I 関係法令等

1 最低賃金法

昭和34. 4.15法律137号
 改正 昭和43. 6. 3法律 90号
 改正 昭和44. 7.18法律 64号
 改正 昭和45. 5.16法律 60号
 改正 昭和55.11.19法律 88号
 改正 昭和58.12. 2法律 78号
 改正 昭和59. 5. 8法律 25号
 改正 昭和60. 6. 8法律 56号
 改正 平成 4. 6. 3法律 67号
 改正 平成10. 9.30法律112号
 改正 平成11. 7.16法律 87号
 改正 平成11. 7.16法律102号
 改正 平成11.12.22法律160号
 改正 平成13. 4.25法律 35号
 改正 平成14. 5.31法律 54号
 改正 平成19.12. 5法律129号
 改正 平成20. 5. 2法律 26号
 改正 平成24. 4. 6法律 27号
 (施行 平成24.10. 1)

目次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 最低賃金

第1節 総則 (第3条-第8条)

第2節 地域別最低賃金 (第9条-第14条)

第3節 特定最低賃金 (第15条-第19条)

第3章 最低賃金審議会 (第20条-第26条)

第4章 雑則 (第27条-第38条)

第5章 罰則 (第39条-第42条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。
- 二 使用者 労働基準法第10条に規定する使用者をいう。
- 三 賃金 労働基準法第11条に規定する賃金をいう。

第2章 最低賃金

第1節 総則

(最低賃金額)

第3条 最低賃金額(最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。)は、時間によつて定めるものとする。

(最低賃金の効力)

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3 次に掲げる賃金は、前2項に規定する賃金に算入しない。

- 一 1月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
- 二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
- 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

4 第1項及び第2項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合又は使用者が正当な理由により労働者に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わないことを妨げるものではない。

(現物給与等の評価)

第5条 賃金が通貨以外のもので支払われる場合又は使用者が労働者に提供した食事その他のものの代金を賃金から控除する場合においては、最低賃金の適用については、これらのものは、適正に評価されなければならない。

(最低賃金の競合)

第6条 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のもにより第4条の規定を適用する。

2 前項の場合においても、第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額については、第4条第1項及び第40条の規定の適用があるものとする。

(最低賃金の減額の特例)

第7条 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第4条の規定を適用する。

- 一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 二 試の使用期間中の者
- 三 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第24条第1項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの

四 軽易な業務に従事する若その他の厚生労働省令で定める者

(周知義務)

第8条 最低賃金の適用を受ける使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない。

第2節 地域別最低賃金

(地域別最低賃金の原則)

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

- 2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
- 3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

(地域別最低賃金の決定)

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)

第11条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

- 2 前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第1項の規定による公示の日から15日を経過するまでは、前条第1項の決定をすることができない。第2項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

(地域別最低賃金の改正等)

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

(派遣中の労働者の地域別最低賃金)

第13条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第44条第1項に規定する派遣中の労働者（第18条において「派遣中の労働者」という。）については、その派遣先の事業（同項に規定する派遣先の事業をいう。第18条において同じ。）の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額により第4条の規定を適用す

る。

(地域別最低賃金の公示及び発効)

第14条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第10条第1項の規定による地域別最低賃金の決定及び第12条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

第3節 特定最低賃金

(特定最低賃金の決定等)

第15条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

3 第10条第2項及び第11条の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第2項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第2項の決定をする場合において、前項において準用する第11条第2項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第3項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限って猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

5 第10条第2項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

第16条 前条第2項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

第17条 第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不相当となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

(派遣中の労働者の特定最低賃金)

第18条 派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第4条の規定を適用する。

(特定最低賃金の公示及び発効)

第19条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第15条第2項の規定による特定最低賃金の決定及び特定最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条第2項及び第17条の規定による特定最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

第3章 最低賃金審議会

（設置）

第20条 厚生労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働局に地方最低賃金審議会を置く。

（権限）

第21条 最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあつては、都道府県労働局長の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を都道府県労働局長に建議することができる。

（組織）

第22条 最低賃金審議会は、政令で定めるところにより、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

（委員）

第23条 委員は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。
- 4 委員は、非常勤とする。

（会長）

第24条 最低賃金審議会に会長を置く。

- 2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

（専門部会等）

第25条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。
- 3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 第23条第1項及び第4項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。
- 5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

- 6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

(政令への委任)

第26条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第4章 雑則

(援助)

第27条 政府は、使用者及び労働者に対し、関係資料の提供その他最低賃金制度の円滑な実施に必要な援助に努めなければならない。

(調査)

第28条 厚生労働大臣は、賃金その他労働者の実情について必要な調査を行い、最低賃金制度が円滑に実施されるように努めなければならない。

(報告)

第29条 厚生労働大臣及び都道府県労働局長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、賃金に関する事項の報告をさせることができる。

(職種等)

第30条 第10条第1項、第12条、第15条第2項及び第17条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事業及び1の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事業で厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて厚生労働省令で定めるところにより指定するものについては、厚生労働大臣が行い、1の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事業（厚生労働大臣の職権に属する事業を除く。）については、当該都道府県労働局長が行う。

- 2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低賃金が著しく不相当であると認めるときは、その改正又は廃止の決定をなすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。
- 3 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ中央最低賃金審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 第10条第2項の規定は、前項の規定による中央最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第31条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第32条 労働基準監督官は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第33条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

の規定による司法警察員の職務を行う。

(監督機関に対する申告)

第34条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利な取扱いをしてはならない。

(船員に関する特例)

第35条 第6条第2項、第2章第2節、第16条及び第17条の規定は、船員法(昭和22年法律第100号)の適用を受ける船員(以下「船員」という。)に関しては、適用しない。

2 船員に関しては、この法律に規定する厚生労働大臣、都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、国土交通大臣、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)又は船員労働官が行うものとし、この法律中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第3条中「時間」とあるのは「時間、日、週又は月」と、第7条第4号中「軽易な」とあるのは「所定労働時間の特に短い若、軽易な」と、第19条第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条第2項並びに第35条第3項及び第7項」と、「同条第2項及び第17条」とあるのは「第15条第2項及び第35条第7項」と、第30条第1項中「第10条第1項、第12条、第15条第2項及び第17条」とあるのは「第15条第2項並びに第35条第3項及び第7項」と、「都道府県労働局長の管轄区域」とあるのは「地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域(政令で定める地方運輸局にあつては、運輸監理部の管轄区域を除く。)」と読み替えるものとする。

3 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会(以下「交通政策審議会等」という。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、船員に適用される特定最低賃金の決定をすることができる。

4 第10条第2項及び第11条の規定は、前項の規定による交通政策審議会等の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第2項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。

5 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第3項の決定をする場合において、前項において準用する第11条第2項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第3項の規定による交通政策審議会等の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

6 第10条第2項の規定は、前項の規定による交通政策審議会等の意見の提出があつた場合について準用する。

7 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第15条第2項又はこの条第3項の規定により決定された船員に適用される特定最低賃金について、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

8 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第89条第1項に規定する乗組み派遣船員については、その

船員派遣の役務の提供を受ける者の事業又はその船員派遣の役務の提供を受ける者に使用される同種の船員の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第4条の規定を適用する。

第36条 船員に関しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権限に属する事項は、交通政策審議会等が行う。

第37条 交通政策審議会等に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、最低賃金専門部会を置くことができる。

2 交通政策審議会等は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならない。

3 第25条第5項及び第6項の規定は、交通政策審議会等について準用する。

(省令への委任)

第38条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第5章 罰則

第39条 第34条第2項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

第41条 次の各号の1に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第8条の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）

二 第29条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第32条第1項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則（平成24年4月6日法律第27号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 最低賃金審議会令

昭和34. 5. 4政令163号
 改正 昭和35. 6.20政令162号
 改正 昭和45. 5.30政令151号
 改正 平成11.12. 3政令390号
 改正 平成12. 6. 7政令309号
 改正 平成13. 9.27政令317号
 改正 平成17. 9.30政令306号
 改正 平成20. 4.25政令151号
 改正 平成22. 8. 4政令178号
 改正 平成28. 6.17政令238号
 (施行 平成28. 6.21)

(名称)

第1条 地方最低賃金審議会には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15人とする。ただし、東京地方最低賃金審議会及び大阪地方最低賃金審議会にあつては、18人とする。

3 中央最低賃金審議会に、最低賃金法第25条第1項に規定する事項及び同条第2項に規定する最低賃金の決定又はその改正の決定その他特別の事項(第4条第2項において「最低賃金決定等」という。)を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の推薦)

第3条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

(臨時委員の任命等)

第4条 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 臨時委員は、その者の任命に係る最低賃金決定等に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 臨時委員は、非常勤とする。

4 前条の規定は、関係労働者を代表する臨時委員及び関係使用者を代表する臨時委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦(厚生労働大臣が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないとする候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)の3分の2以上又は労働者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をい

う。)、使用者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。)、及び公益関係委員(中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。))の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(最低賃金専門部会)

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低賃金専門部会」という。))の委員及び臨時委員(地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員)の数は、9人以内とする。

- 2 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。
- 4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦(都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないとする候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。
- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
- 6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第2項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。
- 7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

(庶務)

第7条 中央最低賃金審議会の庶務は厚生労働省労働基準局賃金課において、地方最低賃金審議会の庶務は当該都道府県労働局において、処理する。

(雑則)

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (省略)

(案)

茨城地方最低賃金審議会
鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程

第1条 この規程は、茨城地方最低賃金審議会鉄鋼業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、茨城労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により茨城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、少なくとも当該期日の1週間前までに、付議事項及び希望期日を部会長に通知するものとする。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、茨城労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けらるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、その都度、議決書を茨城地方最低賃金審議会会長に提出するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 専門部会は、茨城県鉄鋼業最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

附 則

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

(案)

茨城地方最低賃金審議会

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会運営規程

第1条 この規程は、茨城地方最低賃金審議会 茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、茨城労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により茨城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、少なくとも当該期日の1週間前までに、付議事項及び希望期日を部会長に通知するものとする。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、茨城労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又

は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、その都度、議決書を茨城地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 専門部会は、茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

附 則

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

(案)

茨城地方最低賃金審議会

計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会運営規程

第1条 この規程は、茨城地方最低賃金審議会 茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業 最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、茨城労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により茨城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、少なくとも当該期日の1週間前までに、付議事項及び希望期日を部会長に通知するものとする。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、茨城労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、その都度、議決書を茨城地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 専門部会は、茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器

具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

附 則

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

(案)

茨城地方最低賃金審議会
各種商品小売業最低賃金専門部会運営規程

第1条 この規程は、茨城地方最低賃金審議会各種商品小売業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、茨城労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により茨城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、少なくとも当該期日の1週間前までに、付議事項及び希望期日を部会長に通知するものとする。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、茨城労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 ~~専門部会~~部会長が必要があると認めたときは、委員でない者の

説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、その都度、議決書を茨城地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 専門部会は、茨城県各種商品小売業最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

附 則

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

資料No. 5

茨城県最低賃金及び特定最低賃金の推移

(単位：円、%)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	
県最賃	時間額引上額引上率	678	690	692	699	713	729	747	771	796	822	849	851
		2	12	2	7	14	16	18	24	25	26	27	2
		0.30	1.77	0.29	1.01	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24
発効日	10.8	10.16	10.8	10.6	10.20	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	
鉄鋼業	時間額引上額引上率	785	793	799	805	818	834	851	871	892	916	943	
		3	8	6	6	13	16	17	20	21	24	27	
		0.38	1.02	0.76	0.75	1.61	1.96	2.04	2.35	2.41	2.69	2.95	
発効日	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	時間額引上額引上率	772	778	783	789	798	811	825	841	859	880	905	
		3	6	5	6	9	13	14	16	18	21	25	
		0.39	0.78	0.64	0.77	1.14	1.63	1.73	1.94	2.14	2.44	2.84	
発効日	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具、医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品、デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	時間額引上額引上率	765	772	776	782	793	806	821	837	855	877	901	
		3	7	4	6	11	13	15	16	18	22	24	
		0.39	0.92	0.52	0.77	1.41	1.64	1.86	1.95	2.15	2.57	2.74	
発効日	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
各種商品小売業	時間額引上額引上率	737	744	750	756	767	780	795	811	828	849	871	
		3	7	6	6	11	13	15	16	17	21	22	
		0.41	0.95	0.81	0.80	1.46	1.69	1.92	2.01	2.10	2.54	2.59	
発効日	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	

令和2年度賃金等実態調査結果

産業別特性値及び未満率

区分	第1・20分位数				第1・10分位数				中位数				未満率	
	R1年	R2年	増減額	増減率	R1年	R2年	増減額	増減率	R1年	R2年	増減額	増減率	R1年	R2年
県最賃適用産業計	825	850	25	3.03	850	865	15	1.76	1,100 (1,303)	1,130 (1,324)	30 (21)	2.73 (1.61)	1.68	1.50
鉄鋼業	976	987	11	1.13	1,073	1,043	△30	△2.80	1,485 (1,567)	1,461 (1,547)	△25 (△20)	△1.98 (△1.28)	2.55	2.60
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	886	860	△26	△2.93	960	944	△16	△1.67	1,382 (1,597)	1,410 (1,521)	28 (△76)	2.03 (△4.76)	4.43	7.80
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	877	865	△12	△1.37	900	910	10	1.11	1,319 (1,547)	1,330 (1,443)	11 (△104)	0.83 (△6.12)	2.75	7.60
各種商品小売業	610	849	239	39.18	830	849	19	2.29	830 (1,037)	850 (1,037)	20 (0)	2.41 (0.00)	50.20	83.30

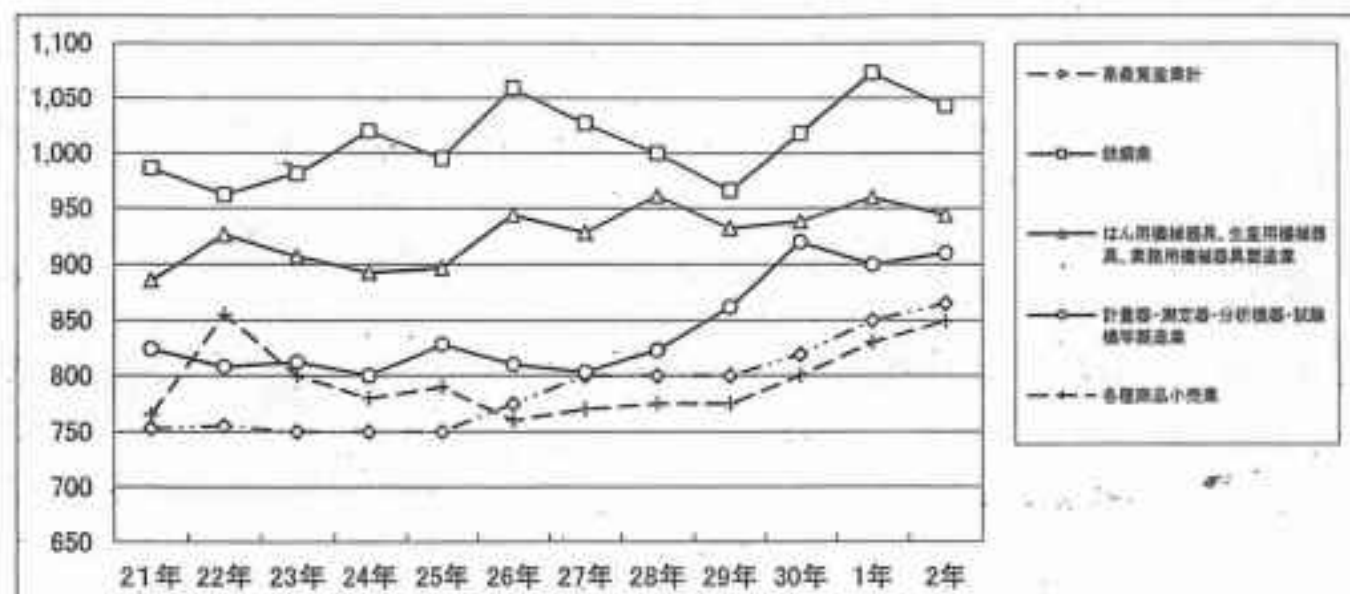
() は、時間当たり平均賃金額

規模別特性値及び未満率

	規模 (人)	鉄鋼業		はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業		計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業		各種商品小売業	
		R1年	R2年	R1年	R2年	R1年	R2年	R1年	R2年
第1・20分位数 (円)	1～9	822	1,000	830	850	850	161	610	849
	10～29	936	969	860	867	850	850	950	0
	30～99	1,075	980	940	900	880	907		
	計	976	987	886	860	877	865	610	849
第1・10分位数 (円)	1～9	850	1,107	900	900	900	766	611	849
	10～29	1,000	1,049	920	902	880	860	950	0
	30～99	1,163	1,038	1,015	990	910	952		
	計	1,073	1,043	960	944	900	910	830	849
未満率 (%)	1～9	10.70	0.00	8.23	10.60	9.44	16.40	79.17	83.30
	10～29	4.50	2.80	6.21	10.10	7.59	14.40	0.00	0.00
	30～99	0.24	3.00	1.89	5.40	0.52	3.80		
	計	2.55	2.60	4.43	7.80	2.75	7.60	50.20	83.30

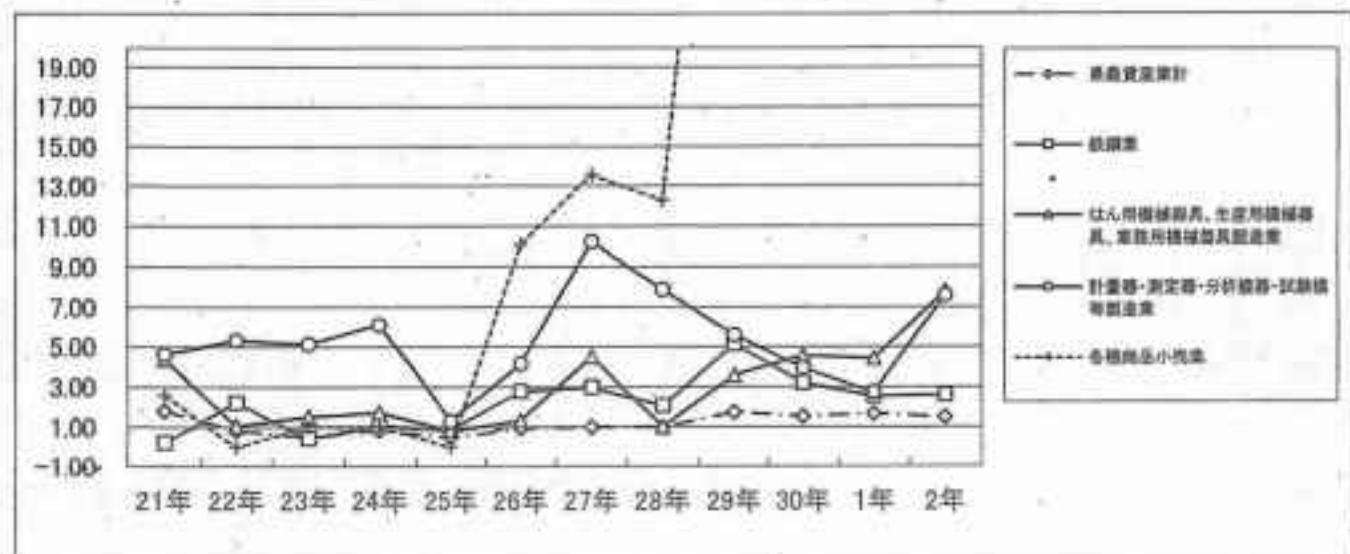
4業種の“第1・10分位数の推移”

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年
限最賃産業計	753	755	750	750	750	775	800	800	800	819	850	865
鉄鋼業	986	962	981	1,020	995	1,059	1,027	1,000	966	1,018	1,073	1,043
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	886	926	907	893	897	944	928	961	932	938	960	944
計量器・測定器・分析機器・試験機等製造業	824	808	812	800	828	810	803	823	862	920	900	910
各種商品小売業	765	855	800	780	790	760	770	775	775	800	830	849



4業種の未満率の推移

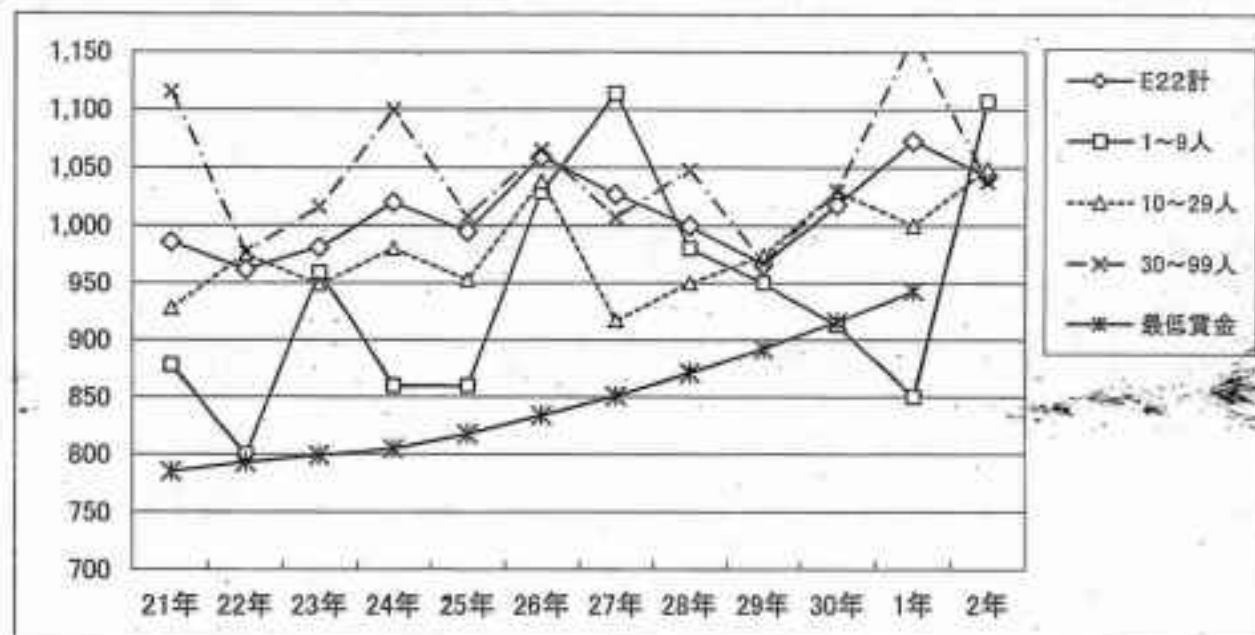
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年
限最賃産業計	1.80	0.84	0.49	0.85	0.48	0.94	1.01	1.00	1.74	1.52	1.68	1.50
鉄鋼業	0.23	2.20	0.44	1.08	0.86	2.78	2.98	2.06	5.13	3.21	2.55	2.60
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	4.36	1.05	1.51	1.72	0.82	1.31	4.50	1.02	3.57	4.56	4.43	7.80
計量器・測定器・分析機器・試験機等製造業	4.62	5.32	5.14	6.10	1.30	4.15	10.25	7.89	5.60	3.95	2.75	7.60
各種商品小売業	2.58	0.00	1.04	1.00	0.00	10.08	13.56	12.28	47.50	29.16	50.20	83.30



957	15	8	24	40	70						44	39	13
	13.4	12.6	13.9	13.2	13.4						13.0	13.0	13.1
958	19	8	24	42	70						44	39	13
	13.4	12.6	13.9	13.7	13.4						13.0	13.0	13.1
959	19	8	24	40	70						44	39	13
	13.4	12.6	13.9	13.2	13.4						13.0	13.0	13.1
960	17	8	24	43	77						48	34	13
	13.0	12.6	13.9	13.8	13.7						13.0	13.0	13.1
961	18	8	28	47	80						54	33	13
	13.8	12.6	14.1	13.8	13.9						13.0	13.0	13.1
962	18	8	28	46	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
963	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
964	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
965	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
966	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
967	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
968	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
969	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
970	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
971	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
972	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
973	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
974	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
975	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
976	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
977	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
978	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
979	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
980	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
981	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
982	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
983	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1
984	18	8	28	50	84						57	33	13
	14.0	12.6	14.1	14.0	14.0						13.0	13.0	13.1

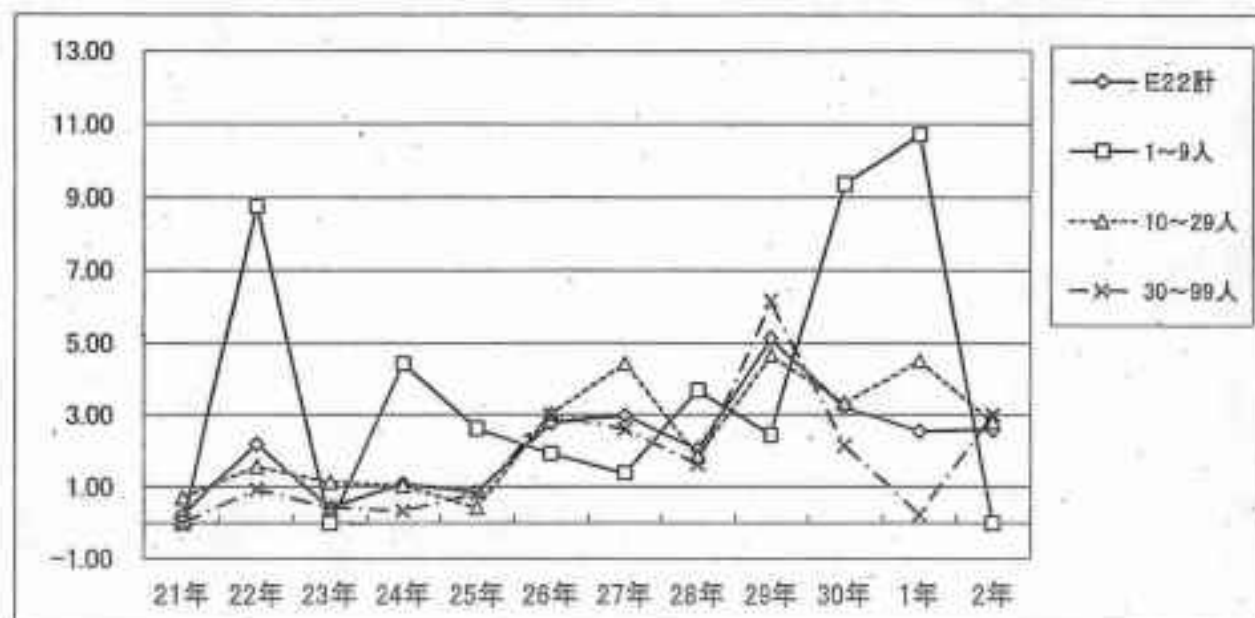
鉄鋼業の“第1・10分位数と最低賃金の推移”

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年
E22計	986	962	981	1,020	995	1,059	1,027	1,000	966	1,018	1,073	1,043
1~9人	878	800	959	860	860	1,029	1,114	980	950	913	850	1,107
10~29人	928	975	949	980	953	1,038	917	950	974	1,030	1,000	1,049
30~99人	1,116	977	1,016	1,100	1,008	1,065	1,007	1,048	968	1,030	1,163	1,038
最低賃金	785	793	799	806	818	834	851	871	892	916	943	



鉄鋼業の未満率の推移

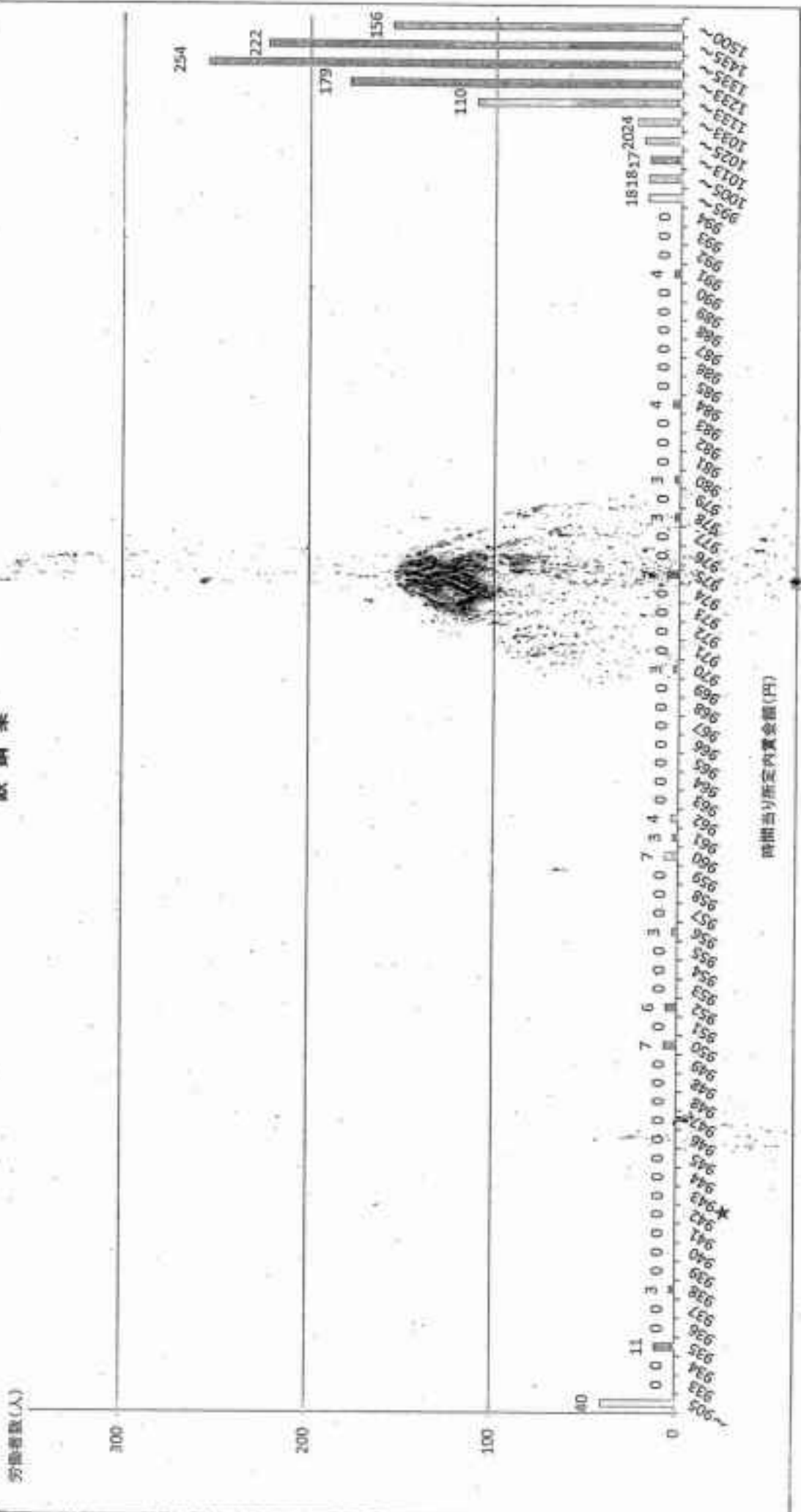
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年
E22計	0.23	2.20	0.44	1.08	0.86	2.78	2.98	2.06	5.13	3.21	2.55	2.60
1~9人	0.00	8.76	0.00	4.42	2.62	1.93	1.38	3.68	2.44	9.36	10.70	0.00
10~29人	0.71	1.57	1.13	1.04	0.43	3.04	4.42	1.86	4.65	3.34	4.50	2.80
30~99人	0.00	0.94	0.45	0.34	0.82	2.99	2.61	1.64	6.16	2.16	0.24	3.00



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表					
件名		茨城県鉄鋼業最低賃金			
現行の最低賃金額		時 間 額		943円	
未 満 率		2.6%			
項 番	時 間 額			影響率(%)	未 満 労 働 者 数 (人)
	引上げ額(円)	引き上げ率(%)	引上げ後時間額(円)		
1	0	0.00	943	2.6	54
2	1	0.11	944	2.6	54
3	2	0.21	945	2.6	54
4	3	0.32	946	2.6	54
5	4	0.42	947	2.6	54
6	5	0.53	948	2.6	54
7	6	0.64	949	2.6	54
8	7	0.74	950	2.6	54
9	8	0.85	951	3.0	61
10	9	0.95	952	3.0	61
11	10	1.06	953	3.3	67
12	11	1.17	954	3.3	67
13	12	1.27	955	3.3	67
14	13	1.38	956	3.3	67
15	14	1.48	957	3.4	70
16	15	1.59	958	3.4	70
17	16	1.70	959	3.4	70
18	17	1.80	960	3.4	70
19	18	1.91	961	3.8	77
20	19	2.01	962	3.9	80
21	20	2.12	963	4.1	84
22	21	2.23	964	4.1	84
23	22	2.33	965	4.1	84
24	23	2.44	966	4.1	84
25	24	2.55	967	4.1	84
26	25	2.65	968	4.1	84
27	26	2.76	969	4.1	84
28	27	2.86	970	4.3	87
29	28	2.97	971	4.3	87
30	29	3.08	972	4.3	87
31	30	3.18	973	4.3	87

(令和2年度基礎調査データ)

鉄鋼業



附表 (1) 續前 - 經濟發展局工業發展處、康樂及文化局、地政總署、地產發展局

附表 (1)

附表 (1) (續) - 一般房屋發展

附表 (1) (續) (續)

附表 (1) (續) (續)

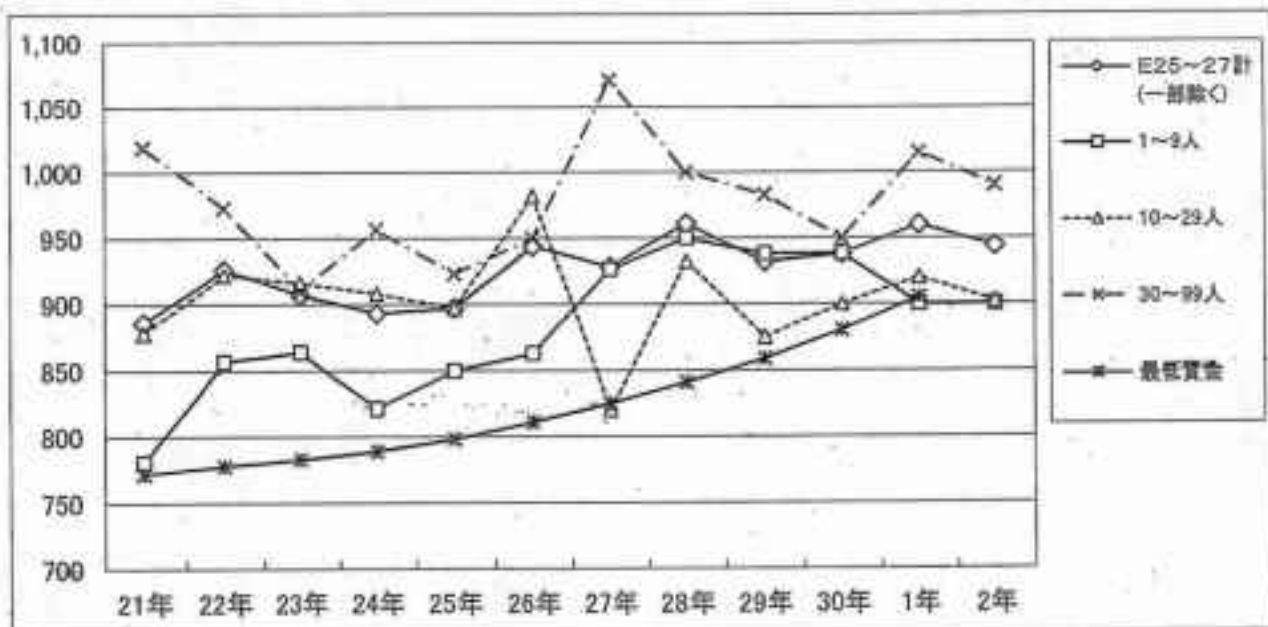
附表 (1) (續) (續)

項目	單位	總單位			總樓面			樓層	1.7 樓以下	樓層					3.1 樓以上
		1-3人	10-19人	20-99人	1-3人	10-19人	20-99人			1.7-1.9樓	2.0-2.4樓	2.5-2.9樓	3.0-3.4樓	3.5樓以上	
計	6,312	1,482	2,571	4,259	6,312	40	6,778	745	745						
901	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
902	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
903	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
904	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
905	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
906	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
907	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
908	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
909	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
910	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
911	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
912	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
913	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
914	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
915	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
916	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
917	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
918	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
919	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
920	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
921	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
922	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
923	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
924	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
925	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
926	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
927	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
928	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
929	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
930	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
931	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
932	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
933	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
934	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
935	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
936	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
937	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
938	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
939	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
940	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
941	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
942	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
943	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
944	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
945	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
946	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
947	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
948	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
949	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
950	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
951	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
952	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
953	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
954	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
955	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
956	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
957	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
958	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
959	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
960	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
961	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
962	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
963	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
964	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
965	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
966	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
967	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
968	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
969	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
970	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
971	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
972	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
973	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
974	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
975	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
976	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
977	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
978	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
979	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
980	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
981	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
982	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
983	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
984	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
985	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
986	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
987	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
988	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
989	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
990	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
991	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
992	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
993	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
994	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
995	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
996	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
997	527	118	174	309	527	39	462	37	462						
998	527	118													

819	810	713	548	277	289	718					22	204	22	40
		(10.7)	(10.6)	(10.0)	(8.6)	(8.7)					(8.3)	(8.7)	(8.3)	(8.4)
820	810	773	548	276	288	717					23	203	23	40
		(8.8)	(10.7)	(10.6)	(8.6)	(8.7)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
821	821	773	538	270	288	717					24	203	25	40
		(8.3)	(10.8)	(10.7)	(8.4)	(8.7)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
822	822	773	538	278	288	717					23	203	25	40
		(8.3)	(10.8)	(10.7)	(8.4)	(8.7)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
823	823	773	538	278	288	717					20	203	25	40
		(8.3)	(10.8)	(10.7)	(8.4)	(8.7)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
824	824	782	538	286	288	782					20	203	25	44
		(8.4)	(11.1)	(11.1)	(8.4)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
825	825	788	538	286	288	788					20	203	25	44
		(8.1)	(11.2)	(11.2)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
826	826	788	538	288	288	788					20	203	25	44
		(8.5)	(11.2)	(11.2)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
827	827	788	538	288	288	788					20	203	25	44
		(8.5)	(11.2)	(11.2)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
828	828	788	538	288	288	788					20	203	25	44
		(8.5)	(11.2)	(11.2)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
829	829	788	538	288	288	788					20	203	25	44
		(8.5)	(11.2)	(11.2)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
830	830	800	538	292	288	800					20	203	25	44
		(8.6)	(11.4)	(11.4)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
831	831	800	538	292	288	800					20	203	25	44
		(8.6)	(11.4)	(11.4)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
832	832	800	538	292	288	800					20	203	25	44
		(8.6)	(11.4)	(11.4)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
833	833	800	538	292	288	800					20	203	25	44
		(8.6)	(11.4)	(11.4)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
834	834	800	538	292	288	800					20	203	25	44
		(8.6)	(11.4)	(11.4)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
835	835	800	538	292	288	800					20	203	25	44
		(8.6)	(11.4)	(11.4)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
836	836	800	538	292	288	800					20	203	25	44
		(8.6)	(11.4)	(11.4)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
837	837	800	538	292	288	800					20	203	25	44
		(8.6)	(11.4)	(11.4)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
838	838	800	538	292	288	800					20	203	25	44
		(8.6)	(11.4)	(11.4)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
839	839	800	538	292	288	800					20	203	25	44
		(8.6)	(11.4)	(11.4)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
840	840	800	538	292	288	800					20	203	25	44
		(8.6)	(11.4)	(11.4)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
841	841	800	538	292	288	800					20	203	25	44
		(8.6)	(11.4)	(11.4)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
842	842	800	538	292	288	800					20	203	25	44
		(8.6)	(11.4)	(11.4)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
843	843	800	538	292	288	800					20	203	25	44
		(8.6)	(11.4)	(11.4)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
844	844	800	538	292	288	800					20	203	25	44
		(8.6)	(11.4)	(11.4)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
845	845	800	538	292	288	800					20	203	25	44
		(8.6)	(11.4)	(11.4)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)
846	846	800	538	292	288	800					20	203	25	44
		(8.6)	(11.4)	(11.4)	(8.2)	(8.4)					(8.3)	(8.6)	(8.3)	(8.4)

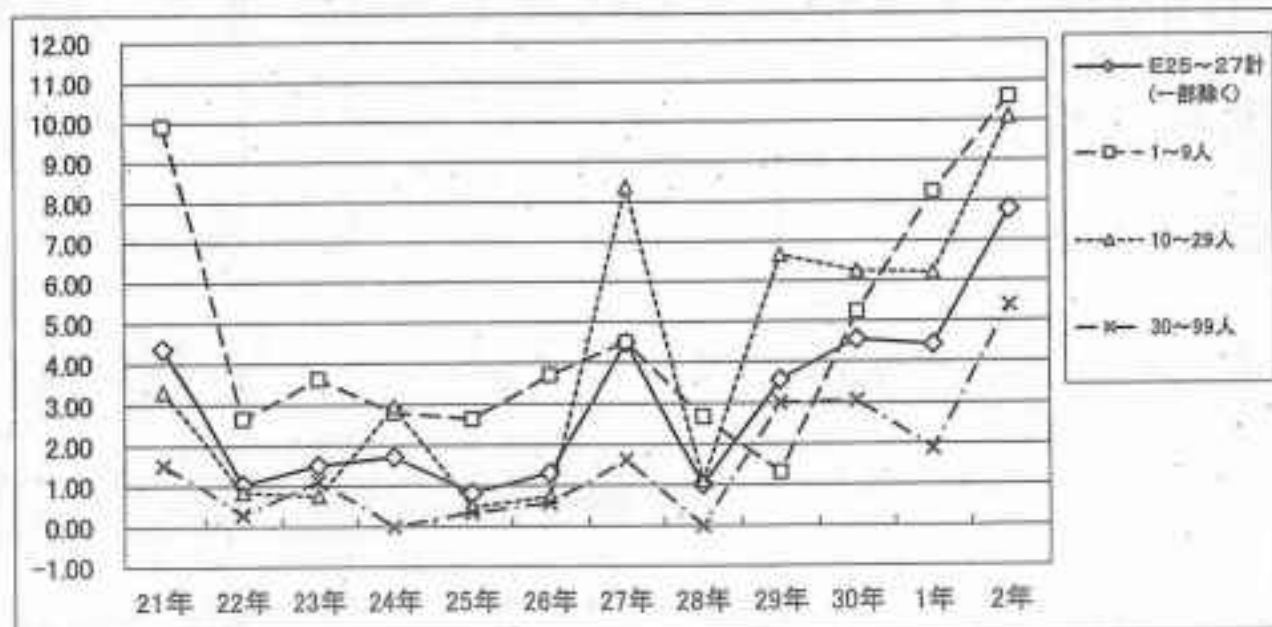
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の“第1・10分位数、最低賃金の推移”

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年
E25～27計(一部除く)	886	926	907	893	897	944	928	961	932	938	960	944
1～9人	781	857	864	821	850	863	926	950	938	938	900	900
10～29人	878	922	916	908	897	982	820	932	875	900	920	902
30～99人	1,019	973	910	957	923	950	1,071	1,000	983	950	1,015	990
最低賃金	772	778	783	789	798	811	825	841	859	880	905	



はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の未満率の推移

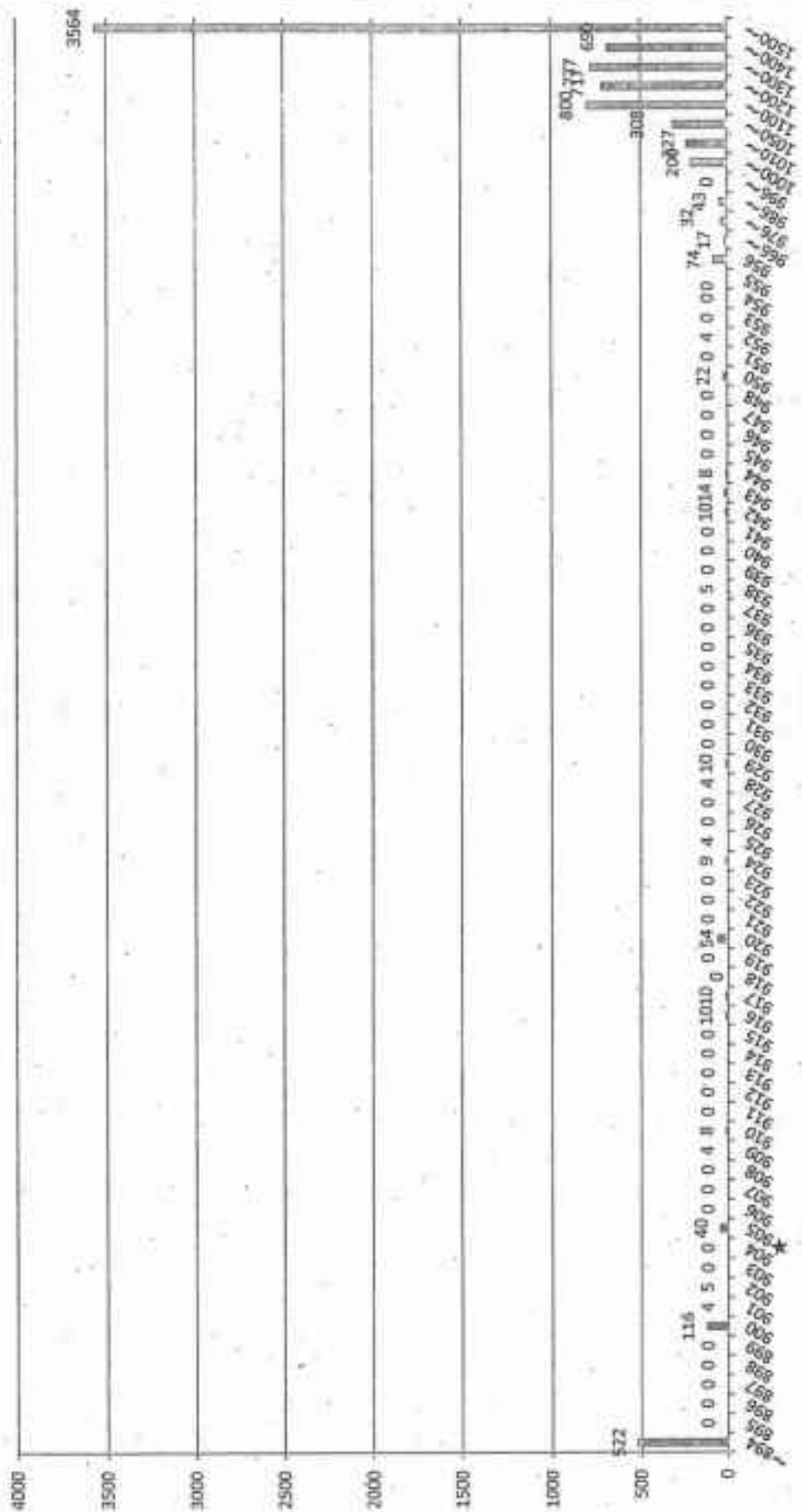
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年
E25～27計(一部除く)	4.36	1.05	1.51	1.72	0.82	1.31	4.50	1.02	3.57	4.56	4.43	7.80
1～9人	9.92	2.68	3.62	2.81	2.64	3.70	4.51	2.68	1.31	5.24	8.23	10.60
10～29人	3.32	0.84	0.75	2.95	0.47	0.72	8.37	1.10	6.67	6.26	6.21	10.10
30～99人	1.52	0.30	1.12	0.00	0.34	0.56	1.63	0.00	3.02	3.07	1.89	5.40



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表					
件 名		茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金			
現行の最低賃金額		時 間 額		905円	
未 満 率		7.8%			
項 番	時 間 額			影響率(%)	未満労働者数 (人)
	引上げ額(円)	引き上げ率(%)	引上げ後時間額(円)		
1	0	0.00	905	8.1	647
2	1	0.11	906	8.3	687
3	2	0.22	907	8.6	687
4	3	0.33	908	8.6	687
5	4	0.44	909	8.7	691
6	5	0.55	910	8.8	699
7	6	0.66	911	8.8	699
8	7	0.77	912	8.8	699
9	8	0.88	913	8.8	699
10	9	0.99	914	8.8	699
11	10	1.10	915	8.8	699
12	11	1.22	916	8.8	699
13	12	1.33	917	8.9	709
14	13	1.44	918	9.0	719
15	14	1.55	919	9.0	719
16	15	1.66	920	9.0	719
17	16	1.77	921	9.7	773
18	17	1.88	922	9.7	773
19	18	1.99	923	9.7	773
20	19	2.10	924	9.7	773
21	20	2.21	925	9.8	782
22	21	2.32	926	9.9	786
23	22	2.43	927	9.9	786
24	23	2.54	928	9.9	786
25	24	2.65	929	9.9	786
26	25	2.76	930	9.9	790
27	26	2.87	931	10.1	800
28	27	2.98	932	10.1	800
29	28	3.09	933	10.1	800
30	29	3.20	934	10.1	800
31	30	3.31	935	10.1	800

(令和2年度基礎調査データ)

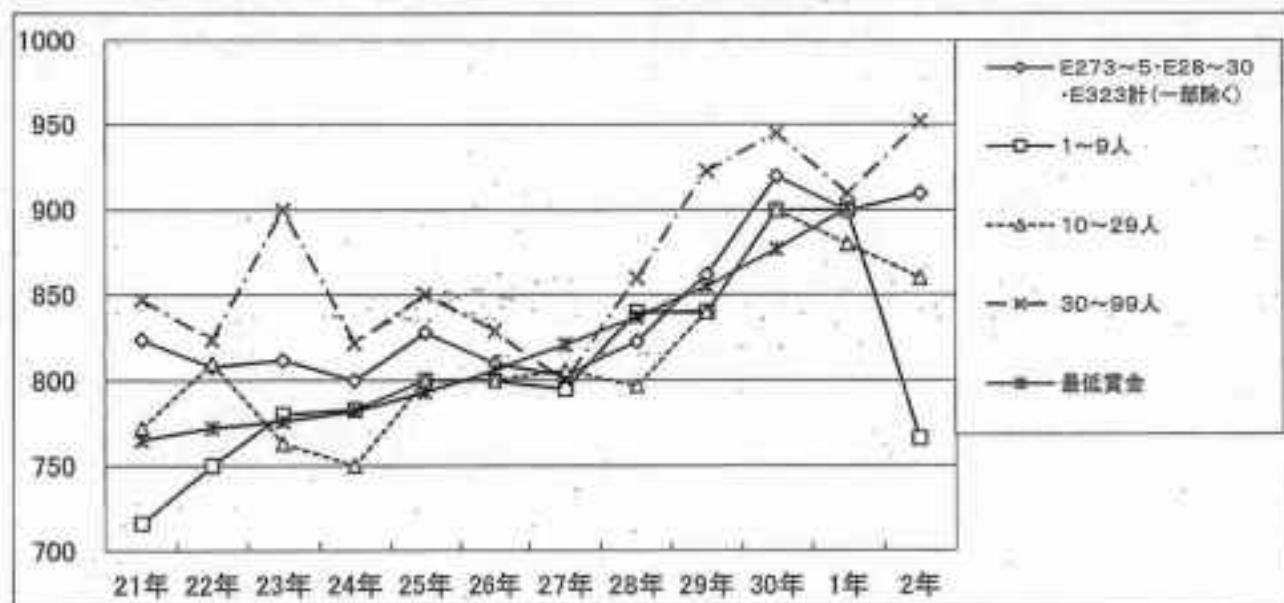
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業



815	815	1,070	222	511	334	1,070	314	514	373	314
		(10.0)	(20.7)	(18.0)	(7.3)	(10.0)	(10.0)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
816	816	1,070	223	511	334	1,070	314	514	373	314
		(10.0)	(20.7)	(18.0)	(7.3)	(10.0)	(10.0)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
817	817	1,092	223	524	335	1,092	315	508	373	315
		(11.0)	(20.7)	(18.4)	(7.3)	(11.0)	(11.0)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
818	818	1,200	209	524	336	1,200	315	508	373	315
		(11.1)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(11.1)	(11.1)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
819	819	1,296	209	538	336	1,296	315	508	373	315
		(11.2)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(11.2)	(11.2)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
820	820	1,383	209	551	336	1,383	315	508	373	315
		(11.4)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(11.4)	(11.4)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
821	821	1,460	208	565	336	1,460	315	508	373	315
		(11.5)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(11.5)	(11.5)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
822	822	1,549	208	581	336	1,549	315	508	373	315
		(11.7)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(11.7)	(11.7)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
823	823	1,629	208	595	336	1,629	315	508	373	315
		(11.8)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(11.8)	(11.8)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
824	824	1,704	208	611	336	1,704	315	508	373	315
		(11.9)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(11.9)	(11.9)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
825	825	1,784	208	627	336	1,784	315	508	373	315
		(12.0)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(12.0)	(12.0)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
826	826	1,859	208	643	336	1,859	315	508	373	315
		(12.1)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(12.1)	(12.1)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
827	827	1,939	208	659	336	1,939	315	508	373	315
		(12.2)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(12.2)	(12.2)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
828	828	2,014	208	675	336	2,014	315	508	373	315
		(12.3)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(12.3)	(12.3)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
829	829	2,094	208	691	336	2,094	315	508	373	315
		(12.4)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(12.4)	(12.4)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
830	830	2,174	208	707	336	2,174	315	508	373	315
		(12.5)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(12.5)	(12.5)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
831	831	2,249	208	723	336	2,249	315	508	373	315
		(12.6)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(12.6)	(12.6)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
832	832	2,329	208	739	336	2,329	315	508	373	315
		(12.7)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(12.7)	(12.7)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
833	833	2,404	208	755	336	2,404	315	508	373	315
		(12.8)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(12.8)	(12.8)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
834	834	2,479	208	771	336	2,479	315	508	373	315
		(12.9)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(12.9)	(12.9)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
835	835	2,554	208	787	336	2,554	315	508	373	315
		(13.0)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(13.0)	(13.0)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
836	836	2,629	208	803	336	2,629	315	508	373	315
		(13.1)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(13.1)	(13.1)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
837	837	2,704	208	819	336	2,704	315	508	373	315
		(13.2)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(13.2)	(13.2)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
838	838	2,779	208	835	336	2,779	315	508	373	315
		(13.3)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(13.3)	(13.3)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
839	839	2,854	208	851	336	2,854	315	508	373	315
		(13.4)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(13.4)	(13.4)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
840	840	2,929	208	867	336	2,929	315	508	373	315
		(13.5)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(13.5)	(13.5)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
841	841	3,004	208	883	336	3,004	315	508	373	315
		(13.6)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(13.6)	(13.6)	(8.2)	(10.0)	(8.0)
842	842	3,079	208	899	336	3,079	315	508	373	315
		(13.7)	(21.4)	(18.4)	(7.3)	(13.7)	(13.7)	(8.2)	(10.0)	(8.0)

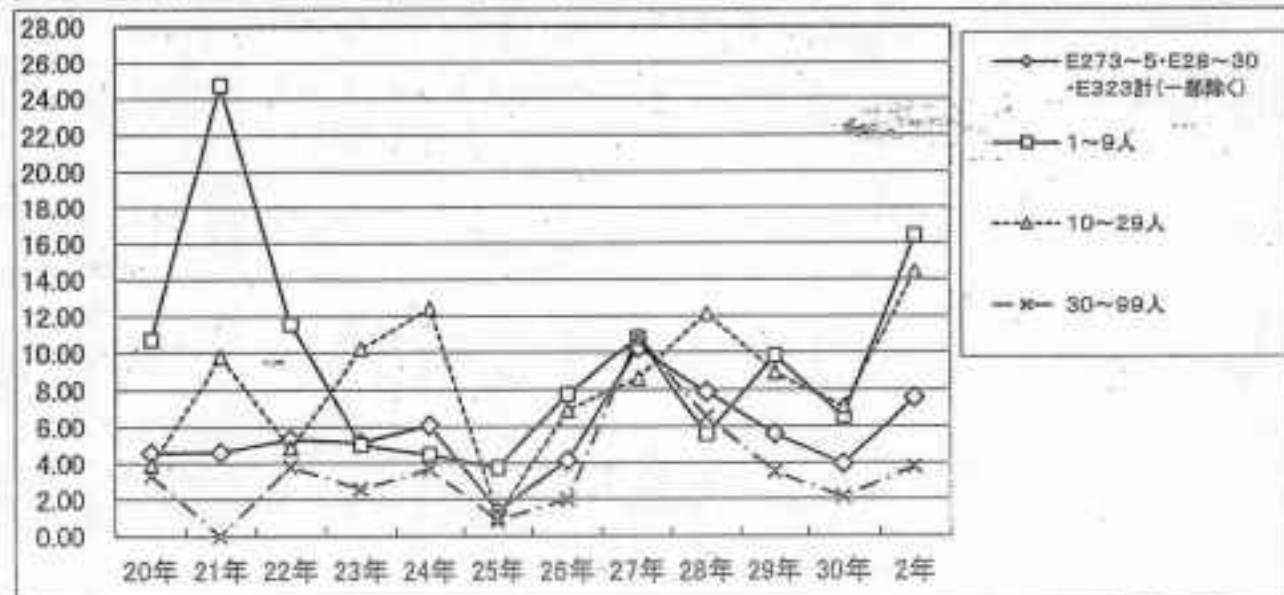
計量器・測量器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業の“第1・10分位数、最低賃金の推移”

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年
E273~5・E28~30 ・E323計(一部除く)	824	808	812	800	828	810	803	823	862	920	900	910
1~9人	716	750	780	783	800	800	795	840	840	900	900	766
10~29人	772	810	763	750	800	800	806	797	840	900	880	860
30~99人	847	824	900	822	850	829	800	860	923	945	910	952
最低賃金	765	772	776	782	793	806	821	837	855	877	901	



計量器・測量器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業の未満率の推移

	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	2年
E273~5・E28~30 ・E323計(一部除く)	4.58	4.62	5.32	5.14	6.10	1.30	4.15	10.25	7.89	5.60	3.95	7.60
1~9人	10.72	24.72	11.56	5.00	4.47	3.72	7.76	10.78	5.58	9.82	6.54	16.40
10~29人	3.90	9.80	4.84	10.21	12.42	1.03	6.90	8.62	12.10	8.92	7.10	14.40
30~99人	3.34	0.00	3.81	2.57	3.67	0.83	1.99	10.84	6.54	3.51	2.13	3.80



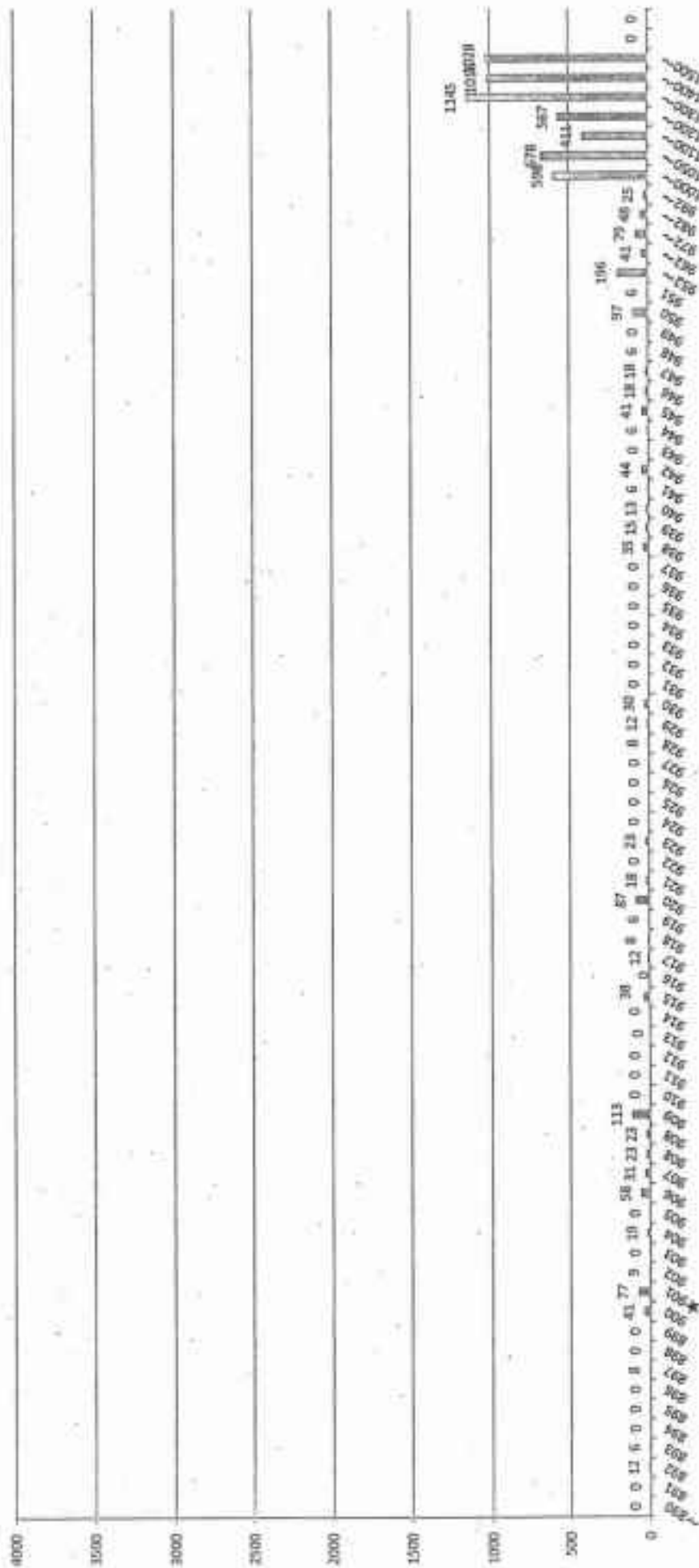
最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名	茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金				
	現行の最低賃金額	時間額	901円		
未満率		7.6%			
項番	時間額			影響率(%)	未満労働者数(人)
	引上げ額(円)	引き上げ率(%)	引上げ後時間額(円)		
1	0	0.00	901	7.6	878
2	1	0.11	902	8.3	965
3	2	0.22	903	8.3	965
4	3	0.33	904	8.3	965
5	4	0.44	905	8.5	984
6	5	0.55	906	8.5	984
7	6	0.67	907	9.0	1,042
8	7	0.78	908	9.2	1,073
9	8	0.89	909	9.4	1,096
10	9	1.00	910	9.6	1,119
11	10	1.11	911	10.6	1,232
12	11	1.22	912	10.6	1,232
13	12	1.33	913	10.6	1,232
14	13	1.44	914	10.6	1,232
15	14	1.55	915	10.6	1,232
16	15	1.66	916	10.9	1,270
17	16	1.78	917	10.9	1,270
18	17	1.89	918	11.0	1,282
19	18	2.00	919	11.1	1,290
20	19	2.11	920	11.2	1,296
21	20	2.22	921	12.0	1,393
22	21	2.33	922	12.1	1,401
23	22	2.44	923	12.1	1,401
24	23	2.55	924	12.3	1,424
25	24	2.66	925	12.3	1,424
26	25	2.77	926	12.3	1,424
27	26	2.89	927	12.3	1,424
28	27	3.00	928	12.3	1,424
29	28	3.11	929	12.3	1,432
30	29	3.22	930	12.4	1,444
31	30	3.33	931	12.7	1,474

(令和2年度基礎調査データ)

要員数(人)

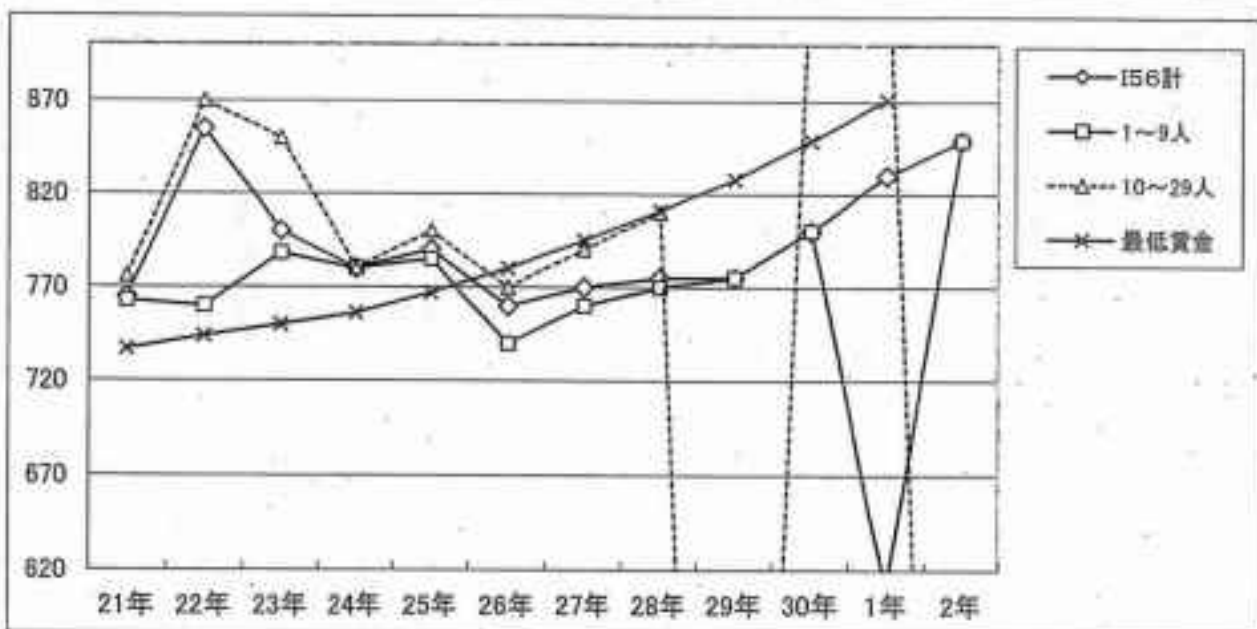
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具・医療用機械器具・医療用品・光学機械器具・レンズ・電子部品・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具・時計・
四部分品製造業



所員数/所定内員数(件)

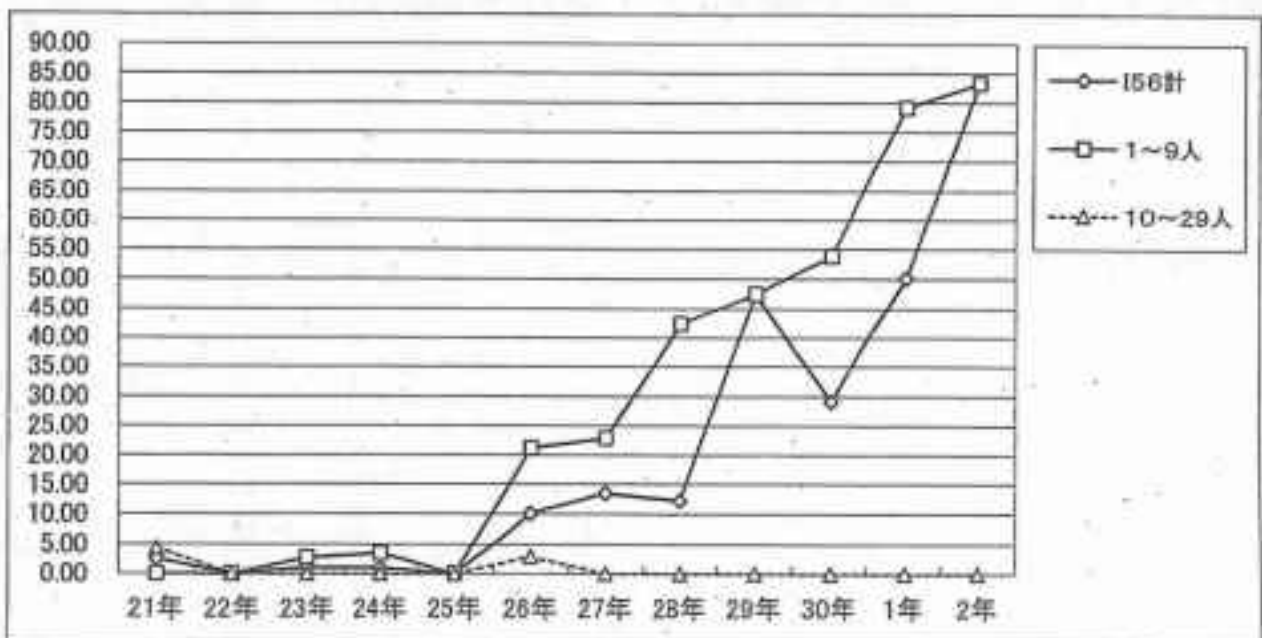
各種商品小売業の“第1・10分位数、最低賃金の推移”

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年
I56計	765	855	800	780	790	760	770	775	775	800	830	849
1~9人	763	760	788	780	785	740	760	770	775	800	611	849
10~29人	776	870	850	780	800	770	790	810	—	955	950	—
最低賃金	737	744	750	756	767	780	795	811	828	849	871	



各種商品小売業の未満率の推移

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年
I56計	2.58	0.00	1.04	1.00	0.00	10.08	13.56	12.28	47.50	29.16	50.20	83.30
1~9人	0.00	0.00	2.75	3.50	0.00	21.15	22.86	42.42	47.50	53.84	79.17	83.30
10~29人	4.39	0.00	0.00	0.00	0.00	2.99	0.00	0.00	—	0.00	0.00	0.00

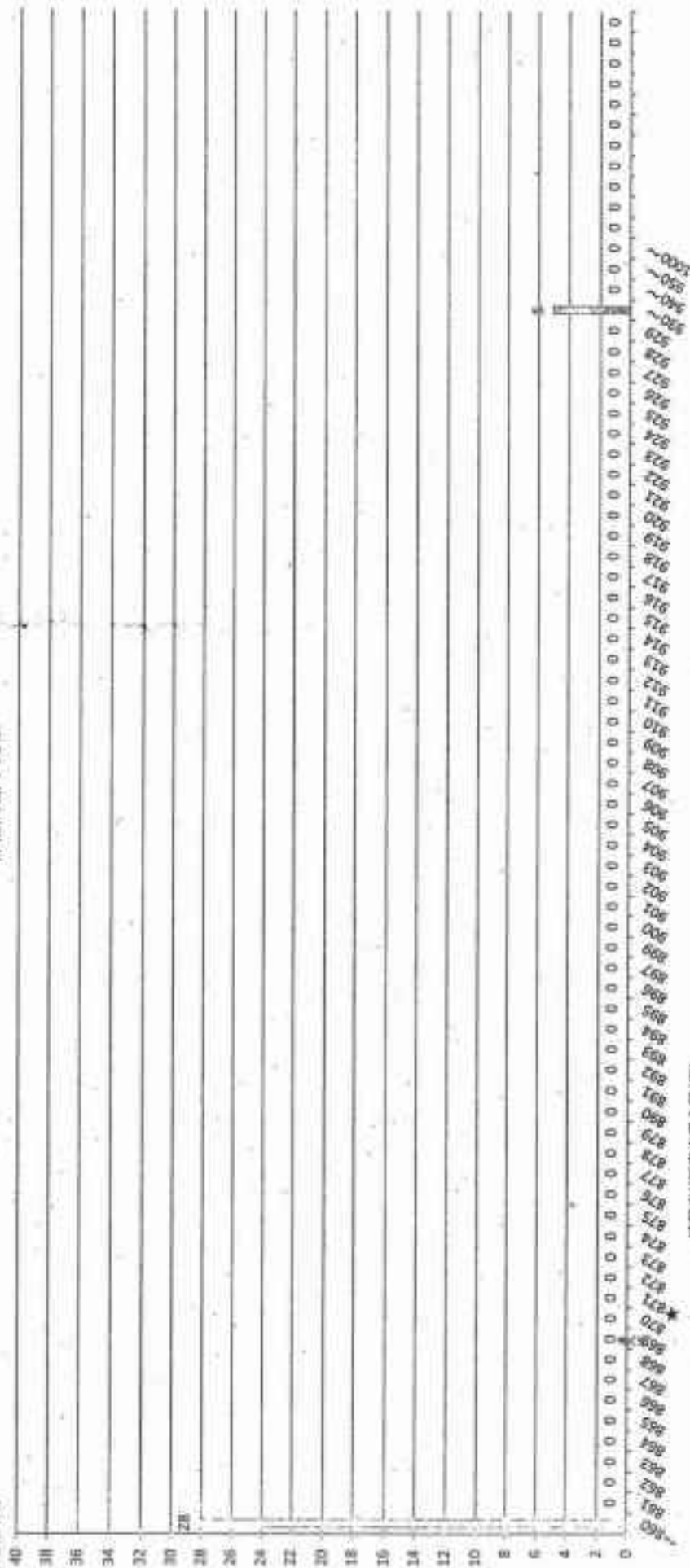


最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表					
件 名		茨城県各種商品小売業最低賃金			
現行の最低賃金額		時 間 額		871円	
未 満 率		83.3%			
項 番	時 間 額			影響率(%)	未満労働者数 (人)
	引上げ額(円)	引き上げ率(%)	引上げ後時間額(円)		
1	0	0.00	871	83.3	28
2	1	0.11	872	83.3	28
3	2	0.23	873	83.3	28
4	3	0.34	874	83.3	28
5	4	0.46	875	83.3	28
6	5	0.57	876	83.3	28
7	6	0.69	877	83.3	28
8	7	0.80	878	83.3	28
9	8	0.92	879	83.3	28
10	9	1.03	880	83.3	28
11	10	1.15	881	83.3	28
12	11	1.26	882	83.3	28
13	12	1.38	883	83.3	28
14	13	1.49	884	83.3	28
15	14	1.61	885	83.3	28
16	15	1.72	886	83.3	28
17	16	1.84	887	83.3	28
18	17	1.95	888	83.3	28
19	18	2.07	889	83.3	28
20	19	2.18	890	83.3	28
21	20	2.30	891	83.3	28
22	21	2.41	892	83.3	28
23	22	2.53	893	83.3	28
24	23	2.64	894	83.3	28
25	24	2.76	895	83.3	28
26	25	2.87	896	83.3	28
27	26	2.99	897	83.3	28
28	27	3.10	898	83.3	28
29	28	3.21	899	83.3	28
30	29	3.33	900	83.3	28
31	30	3.44	901	83.3	28

(令和2年度基礎調査データ)

各種商品小売業

労働者数(人)



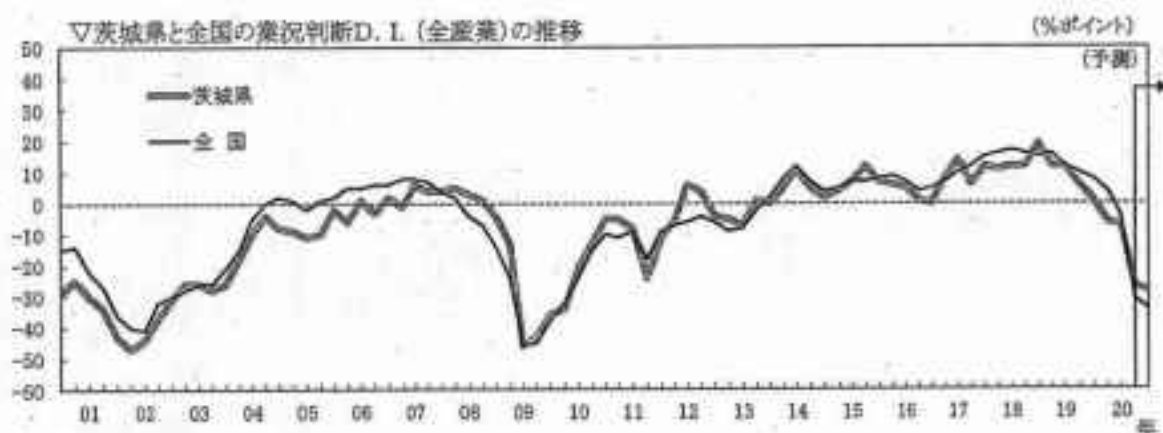
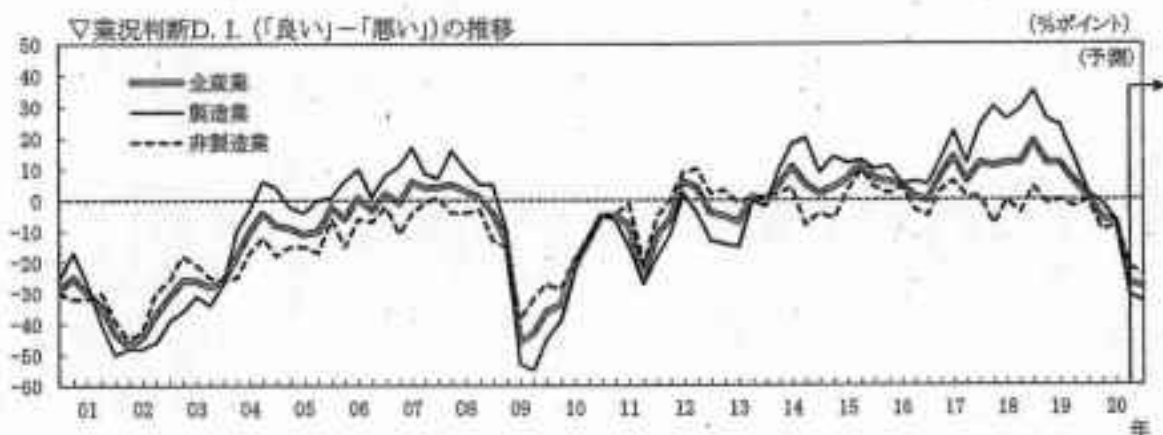
単位:百万円(四)

2020年6月 企業短期経済観測調査結果（茨城県）

○調査時期 2020年6月（回答期間 5月28日～6月30日）

○調査対象企業数

	全産業			うち中小企業		
	合計	製造業	非製造業	合計	製造業	非製造業
対象企業数	143社	70社	73社	76社	33社	43社
回答率	99.3%	100.0%	98.6%	98.7%	100.0%	97.7%



▽業況判断D.I.

	調査時期										
	18年6月	18年9月	18年12月	19年3月	19年6月	19年9月	19年12月	20年3月		20年6月	
								最近	先行き	最近	先行き
全産業	12	19	12	12	6	1	▲6	▲7	▲16	▲27	▲28
製造業	29	35	26	24	14	2	▲1	▲7	▲12	▲31	▲33
非製造業	▲4	4	▲1	0	▲2	0	▲10	▲8	▲20	▲22	▲24

(注1) D.I. は、Diffusion Indexの略。

(注2) 判断D.I. は、「良い」(回答社数構成比(%)）-「悪い」(回答社数構成比(%)）(以下同)。

I. 判断D. I.

1. 業況判断D. I. および業況判断の選択肢別社数構成比

(%ポイント、%)

	回答 企業数	調 査 時 期						
		19年6月	19年9月	19年12月	20年3月		20年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
全 産 業	142	6	1	▲6	▲7	▲16	▲27	▲28
製 造 業	70	14	2	▲1	▲7	▲12	▲31	▲33
良 い		24	17	14	14	11	13	7
さほど良くない		66	68	71	65	66	43	53
悪 い		10	15	15	21	23	44	40
化 学	5	20	20	40	20	0	0	0
窯業・土石	9	▲11	▲11	▲11	11	▲11	0	0
鉄 鋼	5	40	0	0	▲40	▲40	▲100	▲100
非鉄金属	5	▲20	▲40	▲20	▲40	▲40	▲40	▲80
食 料 品	5	40	40	0	40	40	60	40
金属製品	6	29	▲29	▲29	▲33	▲33	▲50	▲50
はん用・生産用 ・業務用機械	9	22	11	11	0	▲22	▲56	▲22
電 気 機 械	14	15	15	22	7	14	▲22	▲36
輸送用機械	9	11	22	▲22	▲33	▲33	▲67	▲56
非 製 造 業	72	▲2	0	▲10	▲8	▲20	▲22	▲24
良 い		9	13	11	15	5	21	11
さほど良くない		80	74	68	62	70	36	54
悪 い		11	13	21	23	25	43	35
建 設	11	0	0	▲8	25	▲9	0	0
不 動 産・ 物 品 賃 貸	5	0	0	0	0	0	0	0
卸 売	10	0	0	▲20	▲10	▲50	▲50	▲50
小 売	21	▲14	▲19	▲43	▲28	▲33	▲24	▲33
運 輸 ・ 郵 便	5	▲20	0	0	0	0	▲20	0
情 報 通 信	3	33	33	33	33	0	33	▲33
電 気 ・ ガ ス	3	0	0	0	0	0	▲33	▲33
対 事 業 所 サ ー ビ ス	5	33	33	33	20	20	40	40
対 個 人 サ ー ビ ス	5	▲20	20	20	▲40	▲20	▲60	▲40
宿 泊 ・ 飲 食 サ ー ビ ス	4	25	0	0	▲50	▲25	▲100	▲75

(注) 回答社数が3社未満の業種(紙・パルプ、その他製造業)については、業種別計数は非公表。

2. 需給・在庫・価格判断D. 1.

(%)

		調 査 時 期						
		19年6月	19年9月	19年12月	20年3月		20年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
国内での製商品・サービス需給判断 「需要超過」-「供給超過」	全産業	▲16	▲19	▲17	▲16	▲25	▲32	▲28
	製造業	▲12	▲20	▲21	▲16	▲28	▲40	▲36
	非製造業	▲21	▲19	▲13	▲15	▲22	▲26	▲20
海外での製商品需給判断 「需要超過」-「供給超過」	製造業	▲5	▲7	▲14	▲11	▲22	▲42	▲39
製商品在庫水準判断 「過大」-「不足」	全産業	17	14	14	18	/	27	/
	製造業	15	17	19	23	/	32	/
	非製造業	21	8	6	9	/	20	/
仕入価格判断 「上昇」-「下落」	全産業	20	20	18	13	14	5	14
	製造業	24	13	18	10	13	10	11
	非製造業	18	28	19	16	16	2	17
販売価格判断 「上昇」-「下落」	全産業	▲2	▲2	▲4	▲9	▲11	▲13	▲6
	製造業	▲10	▲11	▲11	▲19	▲19	▲14	▲13
	非製造業	6	9	3	0	▲4	▲13	0

3. 設備・雇用人員判断D. 1.

(%)

		調 査 時 期						
		19年6月	19年9月	19年12月	20年3月		20年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
生産・営業用設備判断 「過剰」-「不足」	全産業	▲2	▲4	▲1	2	▲4	10	0
	製造業	0	▲3	4	3	▲4	16	4
	非製造業	▲4	▲5	▲6	0	▲3	3	▲3
雇用人員判断 「過剰」-「不足」	全産業	▲33	▲34	▲36	▲31	▲35	▲2	▲10
	製造業	▲19	▲24	▲26	▲13	▲16	22	10
	非製造業	▲46	▲44	▲45	▲47	▲54	▲25	▲31

4. 企業金融関連判断D. 1.

(%)

		調 査 時 期						
		19年6月	19年9月	19年12月	20年3月		20年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
資金繰り判断 「楽である」-「苦しい」	全産業	11	10	11	7	/	▲5	/
	製造業	13	12	9	8	/	▲10	/
	非製造業	8	10	14	7	/	1	/
金融機関の貸出態度判断 「緩い」-「厳しい」	全産業	20	15	14	13	/	10	/
	製造業	24	19	19	14	/	11	/
	非製造業	17	13	10	12	/	10	/
借入金利水準判断 「上昇」-「低下」	全産業	▲3	▲5	▲2	0	0	▲1	▲1
	製造業	▲3	▲5	▲3	2	2	2	▲4
	非製造業	▲3	▲6	▲1	▲3	▲2	▲3	0

Ⅱ. 事業計画

1. 売上高

(億円・%)

	19年度		20年度		上期		下期	
		修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率
全 産 業	▲2.7	0.8	▲7.3	▲6.5	▲11.0	▲9.3	▲3.9	▲4.0
製 造 業	▲4.4	1.8	▲10.5	▲8.0	▲15.2	▲13.2	▲5.4	▲3.5
非製造業	▲0.7	▲0.3	▲3.7	▲4.8	▲5.2	▲5.2	▲2.1	▲4.5
中 小 企 業	▲0.1	0.5	▲10.8	▲9.9	▲12.8	▲12.3	▲8.5	▲7.6
製 造 業	▲3.2	0.6	▲9.3	▲4.8	▲7.9	▲5.4	▲10.6	▲4.2
非製造業	0.6	0.9	▲10.9	▲10.9	▲13.9	▲13.6	▲8.0	▲8.3

(注)修正率は前四半累計の対比以下開示。

(注)中小企業は資本金2千万円以上1億円未満の会社以下開示。

(参考:ここまでの推移)

(億円・%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度 (計画)
全 産 業	▲2.0	▲2.5	5.8	▲0.8	▲2.7	▲7.3
製 造 業	▲4.1	▲4.7	11.2	▲1.2	▲4.4	▲10.5
非製造業	0.7	0.3	0.1	▲0.4	▲0.7	▲3.7

2. 経常利益

(億円・%)

	19年度		20年度		上期		下期	
		修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率
全 産 業	6.1	2.9	▲13.4	▲8.1	▲12.0	▲11.4	▲14.6	▲5.2
製 造 業	39.3	2.3	▲24.5	▲13.0	▲22.4	▲13.0	▲25.3	▲13.0
非製造業	▲3.5	3.2	▲8.8	▲6.3	▲7.7	▲10.9	▲9.7	▲2.1
中 小 企 業	▲4.6	6.2	▲50.7	▲39.8	▲63.7	▲57.4	▲43.3	▲28.9
製 造 業	1.2	12.7	▲49.4	▲29.3	▲50.8	▲34.1	▲48.4	▲25.7
非製造業	▲7.4	3.0	▲51.8	▲44.5	▲72.0	▲69.6	▲40.8	▲30.3

(参考:ここまでの推移)

(億円・%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度 (計画)
全 産 業	0.0	10.6	3.4	▲10.4	6.1	▲13.4
製 造 業	▲36.4	67.4	14.8	▲40.9	39.3	▲24.5
非製造業	17.8	▲3.4	▲1.8	5.3	▲3.5	▲8.5

3. 設備投資額

ソフトウェアを含む<除く土地投資額>

(億円・%)

	19年度		20年度	
		修正率	(計画)	修正率
全 産 業	▲11.7	0.9	26.7	▲0.1
製 造 業	▲17.0	▲3.6	44.2	3.8
非製造業	1.3	8.6	▲8.8	▲10.8
中 小 企 業	▲0.5	▲1.7	78.6	▲4.7
製 造 業	15.5	7.1	257.3	15.9
非製造業	▲7.4	▲5.8	▲17.6	▲22.7

ソフトウェア・研究開発を含む<除く土地投資額>

(億円・%)

	19年度		20年度	
		修正率	(計画)	修正率
全 産 業	▲8.6	▲1.2	22.0	▲1.5
製 造 業	▲11.1	▲3.9	30.5	0.5
非製造業	0.8	6.4	▲7.1	▲10.2
中 小 企 業	▲1.0	▲1.8	77.8	▲4.4
製 造 業	13.0	6.3	247.6	16.1
非製造業	▲7.4	▲5.8	▲17.6	▲32.7

(参考:ここまでの推移)

ソフトウェアを含む<除く土地投資額>

(億円・%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度				20年度(計画)			
					調査時期				調査時期			
					19年3月	19年6月	19年9月	19年12月	20年2月	20年3月	20年3月	20年3月
全 産 業	2.8	2.3	▲7.8	11.0	11.4	9.5	8.0	6.1	▲12.4	▲11.7	27.8	26.7
製 造 業	4.2	13.4	▲11.1	24.2	8.0	5.9	3.4	0.9	▲14.5	▲17.0	35.3	44.2
非製造業	1.5	▲8.4	▲0.9	▲11.6	19.6	18.5	19.1	18.6	▲6.7	1.3	11.1	▲8.9

4. 新卒採用

(億円・%)

	19年度	20年度(計画)		21年度 (計画)
		調査時期 19年12月	調査時期 20年6月	
全 産 業	3.6	▲4.3	▲4.5	▲7.0
製 造 業	5.0	▲1.3	▲1.8	▲17.5
非製造業	2.2	▲7.1	▲7.1	3.6

本稿は、直前の営業日までに利用可能であった情報をもとに記述しています。

2020年9月7日
日本銀行水戸事務所

茨城県金融経済概況

1. 要 旨

県内景気は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、厳しい状態が続いている。

主要支出項目をみると、輸出は、国内外において経済活動を徐々に再開させる動きがみられる中で、下げ止まっている。国内需要の面では、個人消費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、サービス消費を中心に厳しい状態が続いているものの、経済活動が徐々に再開されているのに伴い持ち直しの動きがみられる。住宅投資は弱い。一方、公共投資は振れを伴いつつも高水準で推移している。設備投資をみると、6月企業短期経済観測調査結果（茨城県）では、2020年度は前年度を上回る計画となっている。このような内外需要を反映して、足もとの生産は下げ止まっている。この間、雇用・所得環境をみると、弱い動きがみられている。

今後は、内外における感染症の影響が和らいでいくまで、厳しい状態が続くとみられる。

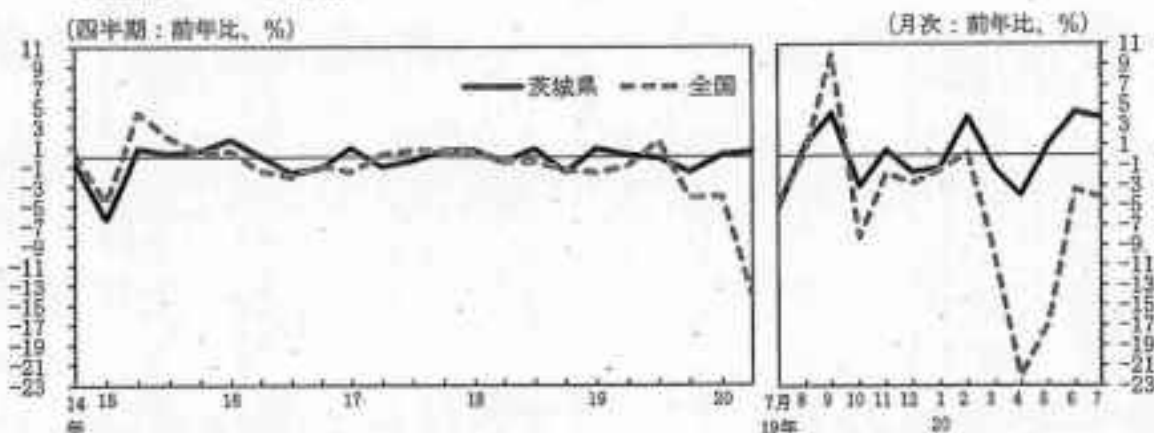
なお、金融面をみると、預金、貸出ともに増加した。貸出約定平均金利は低下した。

2. 実体経済

(1) 個人消費

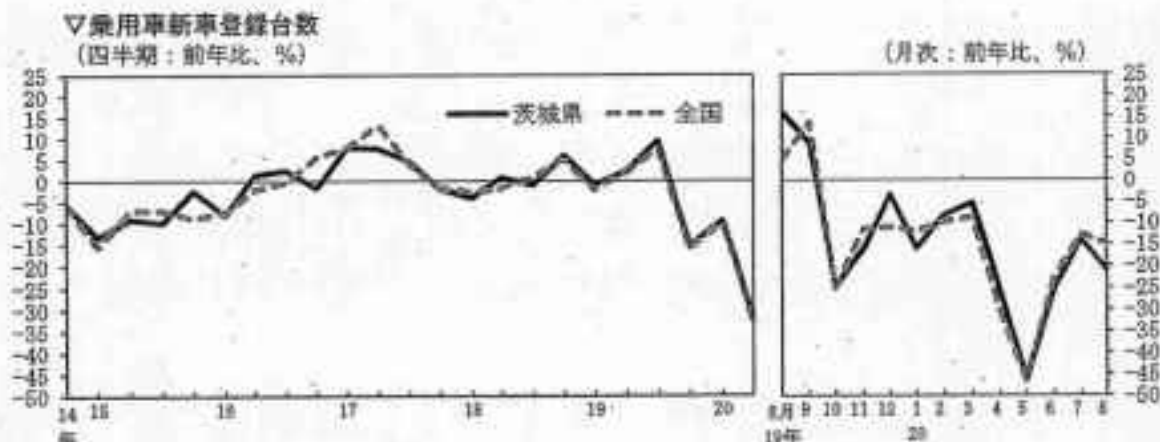
7月の百貨店・スーパー販売額は、3か月連続で前年を上回った。

▽百貨店・スーパー販売額



(出所)経済産業省「商業動態統計」

8月の乗用車新車登録台数は、11か月連続で前年を下回った。

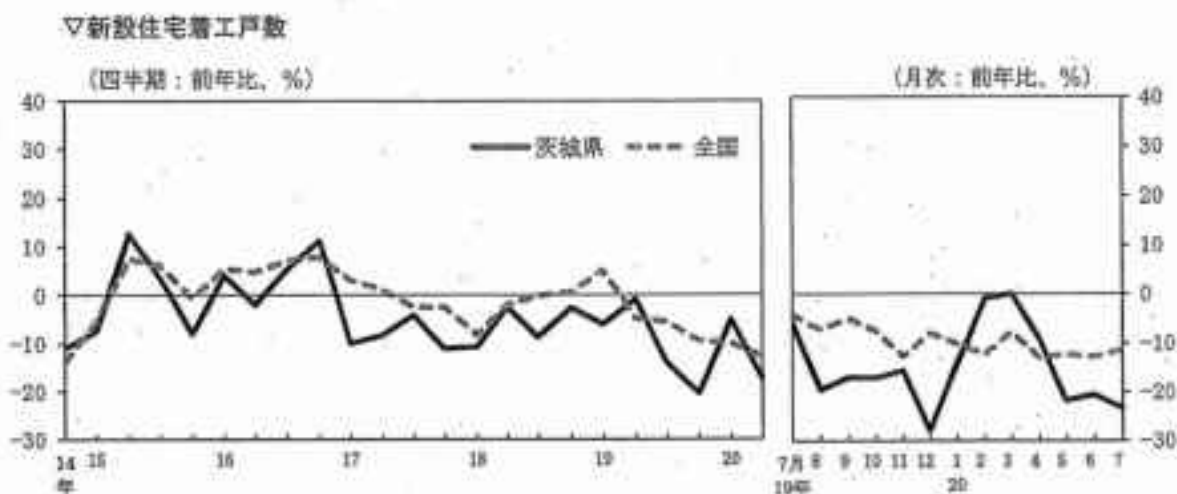


(出所)茨城県自動車販売店協会、日本自動車販売協会連合会「自動車登録統計情報」、
全国軽自動車協会連合会「軽自動車新車販売」

最近の家電販売状況は、堅調な巣ごもり消費やテレワーク関連需要に加え、猛暑の影響などもあって、全体では好調。

(2) 住宅投資

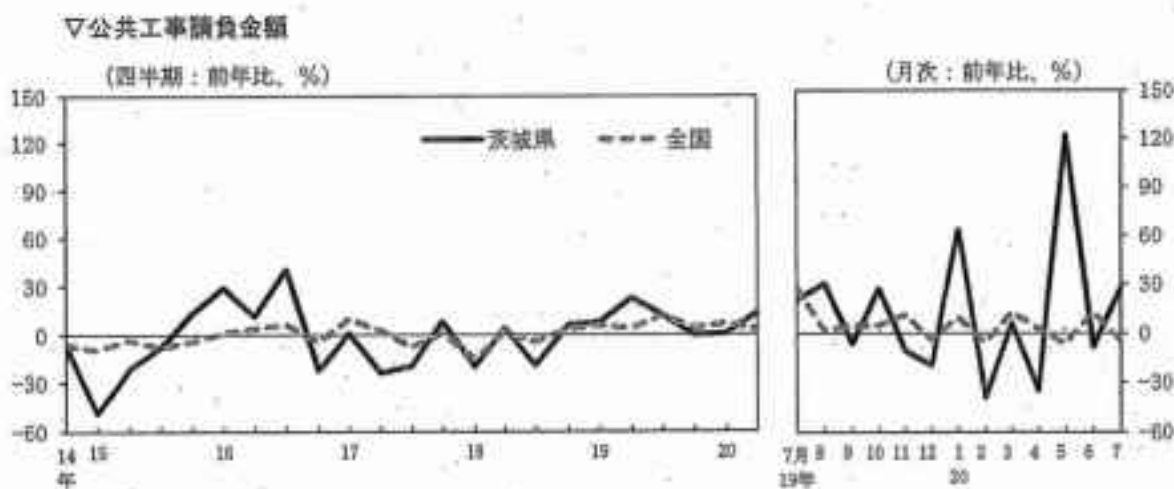
7月の新設住宅着工戸数は、持家、貸家系、分譲のいずれも前年を下回り、全体では4か月連続で前年を下回った。



(出所)国土交通省「建築着工統計」

(3) 公共投資

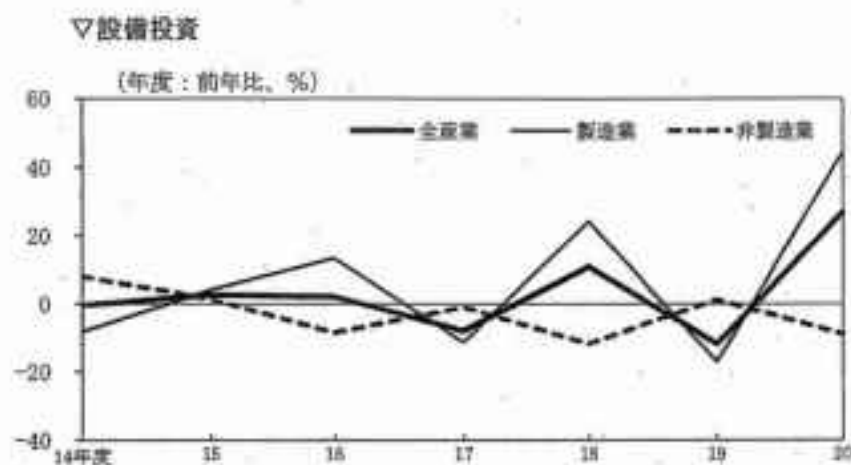
7月の公共工事請負金額は、2か月振りに前年を上回った。



(出所)東日本建設業保証茨城支店「茨城県内の公共工事の動向」、東日本建設業保証「公共工事前払金保証統計」

(4) 設備投資

6月企業短期経済観測調査結果(茨城県)をみると、2020年度の設備投資は、感染症の影響により計画の絞り込みや先送りなどの動きがみられているものの、一部で大型投資が進められていることなどから、全体では前年度を上回る計画となっている。



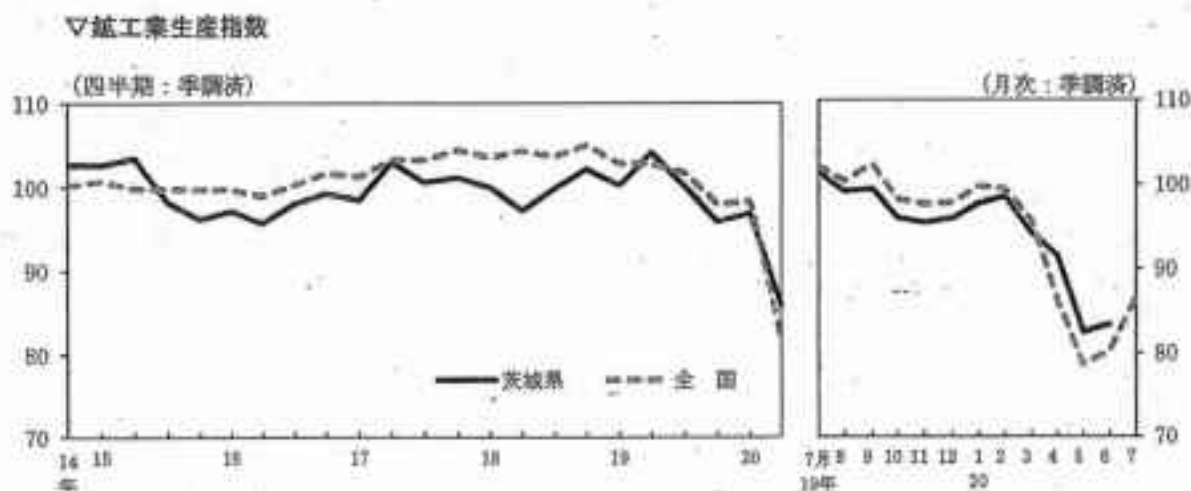
(出所)日本銀行水戸事務所

(5) 輸 出

国内外において経済活動を徐々に再開させる動きがみられる中で、下げ止まっている。

(6) 生 産

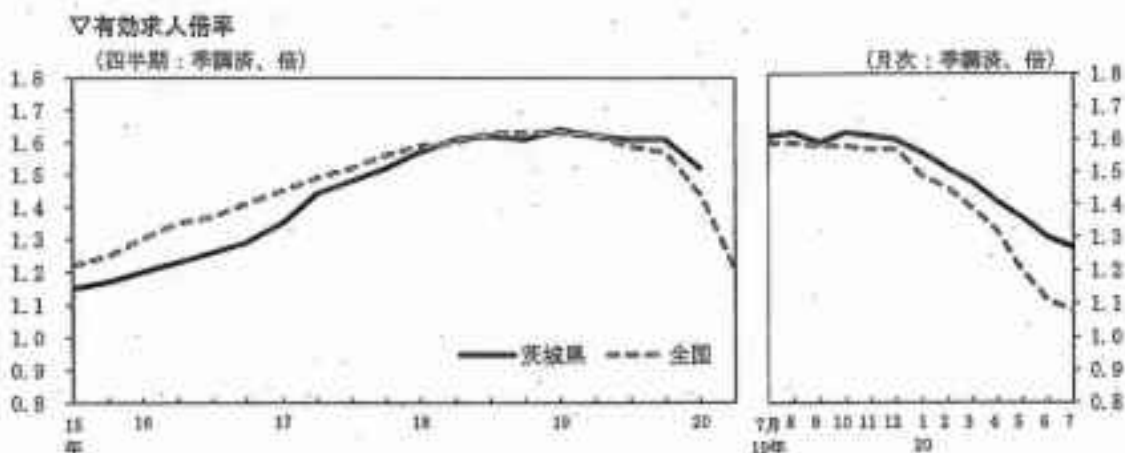
6月の鉱工業生産指数(原指数)は、9か月連続で前年を下回った。足もとでは、国内外において経済活動を徐々に再開させる動きがみられる中で、下げ止まっている。



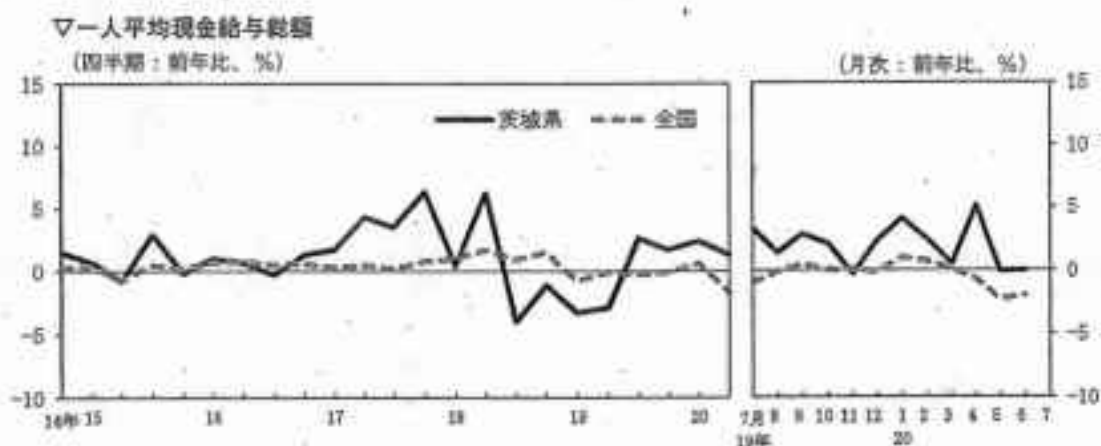
(出所)茨城県「茨城県鉱工業指数」、経済産業省「鉱工業指数統計」

(7) 雇用・所得環境

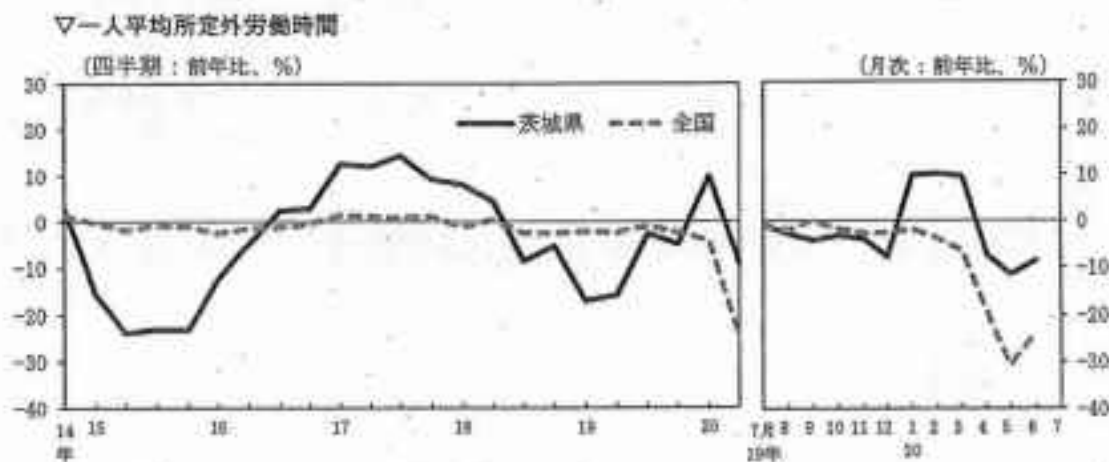
雇用・所得環境は、6月の一人平均現金給与総額は前年並みとなった一方、一人平均所定外労働時間は前年を下回った。7月の有効求人倍率(季節調整済)は1.27倍となり前月より低下した。足もとでは、感染症の影響により、弱い動きがみられている。



(出所)厚生労働省「一般職業紹介状況」



(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

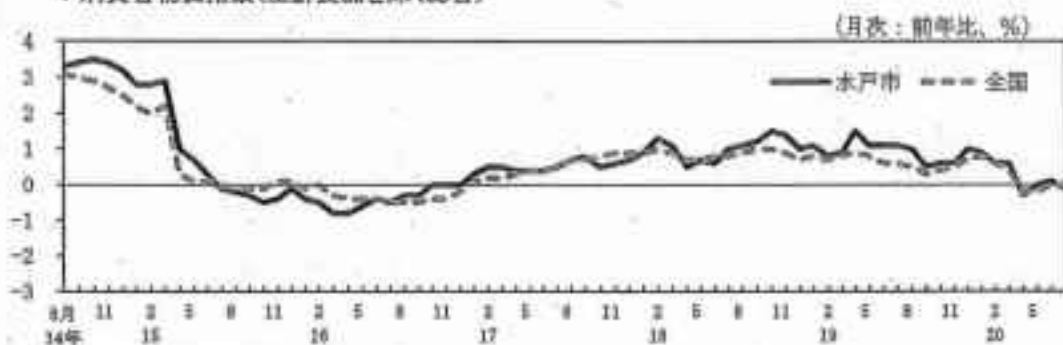


(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(B) 物 価

7月の水戸市の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)前年比は、▲0.1%と前年を下回った。

▽消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)



(出所)総務省「消費者物価指数」

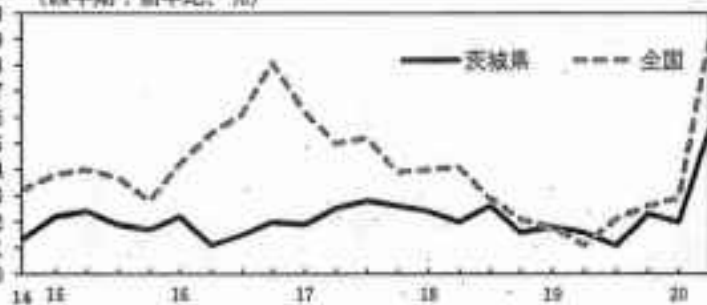
3. 金 融

(1) 預 金

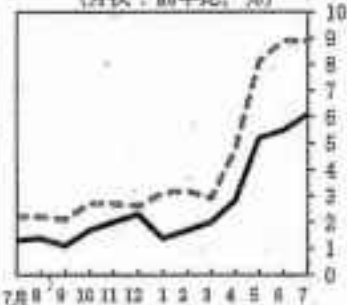
7月末の県内金融機関の預金残高(末残)は、18兆2,927億円(前年比+6.1%)と前年を上回った。

▽預金

(四半期：前年比、%)



(月次：前年比、%)



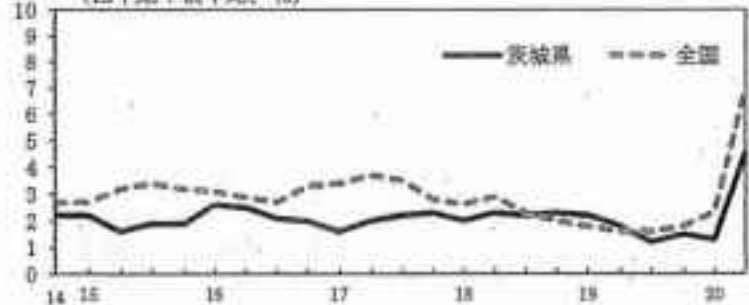
(出所)日本銀行水戸事務所、日本銀行「国内銀行の資産・負債等(銀行勘定)」

(2) 貸 出

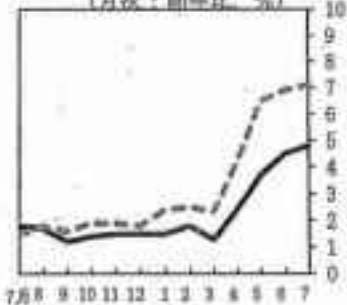
7月末の県内金融機関の貸出残高(末残)は、8兆8,710億円(前年比+4.8%)と前年を上回った。

▽貸出金

(四半期：前年比、%)



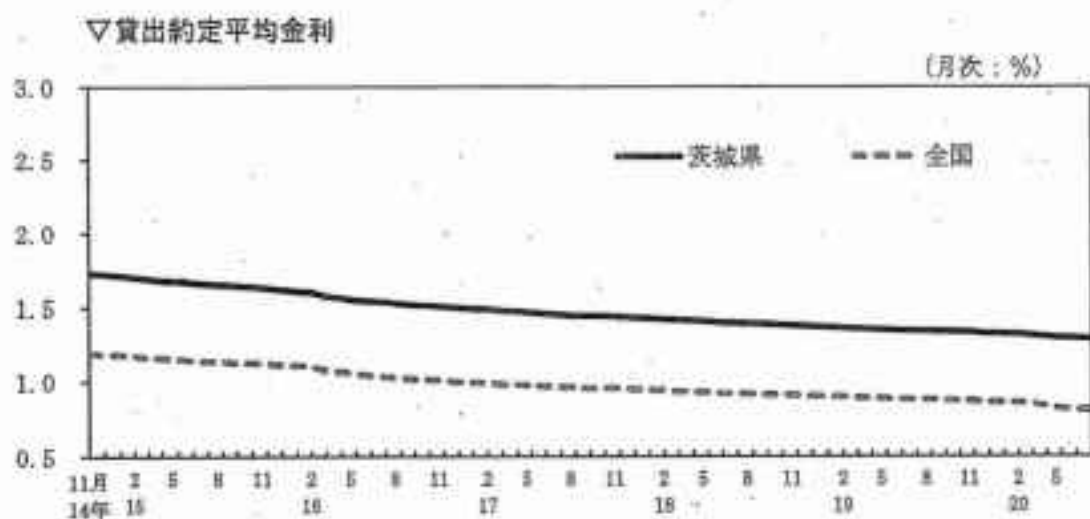
(月次：前年比、%)



(出所)日本銀行水戸事務所、日本銀行「国内銀行の資産・負債等(銀行勘定)」

(3) 貸出約定平均金利

7月末の県内金融機関の貸出約定平均金利(ストックベース<総合>)は、1.283%と前月を下回った。



(出所) 日本銀行水戸事務所、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」

以上

本資料に関する問い合わせ先: 日本銀行水戸事務所
TEL: 029-224-2734(代表)

I. 実体経済
(1) 個人消費

(前年比、%)

	個人消費関連								
	百貨店・スーパー販売額		乗用車新車登録台数						
	茨城県	全国	茨城県		全国				
			普通・小型	軽自動車		普通・小型	軽自動車		
2018年	▲ 0.2	▲ 0.5	0.0	▲ 0.6	1.4	0.1	▲ 1.6	2.6	
2019年	▲ 0.2	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 1.8	0.5	▲ 2.1	▲ 2.5	▲ 1.1	
2019年 7~9月	▲ 0.1	1.6	9.5	8.4	12.0	2.5	7.0	8.2	
10~12月	▲ 1.8	▲ 4.1	▲ 15.3	▲ 20.2	▲ 4.3	▲ 18.0	▲ 17.3	▲ 13.8	
2020年 1~3月	0.2	▲ 4.0	▲ 9.5	▲ 12.9	▲ 1.8	▲ 10.0	▲ 10.5	▲ 9.0	
4~6月	0.5	▲ 14.0	▲ 32.1	▲ 32.4	▲ 31.6	▲ 32.9	▲ 31.8	▲ 35.0	
2020年 3月	▲ 1.4	▲ 10.1	▲ 5.4	▲ 7.6	▲ 0.4	▲ 8.9	▲ 8.9	▲ 6.8	
4月	▲ 4.0	▲ 22.1	▲ 25.9	▲ 24.1	▲ 29.3	▲ 30.4	▲ 27.5	▲ 35.4	
5月	1.0	▲ 16.9	▲ 46.1	▲ 40.5	▲ 57.0	▲ 46.7	▲ 41.8	▲ 55.9	
6月	4.3	▲ 3.4	▲ 25.1	▲ 32.3	▲ 6.8	▲ 22.6	▲ 26.6	▲ 14.4	
7月	p 3.7	p ▲ 4.2	▲ 13.9	▲ 21.3	1.8	▲ 12.8	▲ 19.5	1.7	
8月	n.a.	n.a.	▲ 21.0	▲ 27.5	▲ 8.1	▲ 14.8	▲ 16.1	▲ 12.4	
出所	経済産業省		茨城県自動車販売店協会			日本自動車販売協会連合会		全国軽自動車協会連合会	

(注) 1. 既存店ベース。

2. p は速報値。

(2) 住宅投資

(前年比、%)

	新設住宅着工戸数				
	茨城県			全国	
	持家	貸家系	分譲		
2018年	▲ 5.1	1.2	▲ 22.3	15.3	▲ 2.3
2019年	▲ 10.7	▲ 0.9	▲ 22.9	▲ 13.5	▲ 4.0
2019年 7~9月	▲ 14.0	▲ 5.6	▲ 36.8	15.6	▲ 5.4
10~12月	▲ 30.4	▲ 11.9	▲ 27.3	▲ 38.8	▲ 0.4
2020年 1~3月	▲ 5.0	▲ 11.5	▲ 2.4	11.3	▲ 0.9
4~6月	▲ 17.3	▲ 16.8	▲ 28.0	▲ 1.2	▲ 12.7
2020年 2月	▲ 0.9	▲ 15.6	38.3	▲ 10.3	▲ 12.3
3月	0.0	▲ 2.2	▲ 8.6	19.6	▲ 7.6
4月	▲ 9.0	▲ 9.5	▲ 5.1	▲ 12.5	▲ 13.9
5月	▲ 21.8	▲ 24.2	▲ 13.1	▲ 28.0	▲ 12.3
6月	▲ 20.6	▲ 16.3	▲ 49.3	32.0	▲ 12.8
7月	▲ 23.4	▲ 12.6	▲ 15.9	▲ 51.4	▲ 11.4
出所	国土交通省				

(注) 貸家系は貸家と総宅住宅の合計。

(3) 公共投資

(前年比、%)

	公共工事請負金額					
	茨城県					全国
	3% 国	独立行政法人等	県	市町村		
2018年度	▲ 2.5	42.7	3.3	11.3	▲ 21.7	1.1
2019年度	9.1	5.4	▲ 37.7	▲ 3.9	11.1	6.8
2019年 7~9月	12.4	14.5	58.3	▲ 1.2	16.6	12.2
10~12月	0.2	18.4	▲ 60.9	▲ 4.1	23.5	4.4
2020年 1~3月	1.0	9.9	▲ 41.5	▲ 2.5	▲ 4.5	7.1
4~6月	15.4	▲ 24.4	548.8	28.4	19.2	3.4
2020年 2月	▲ 39.0	▲ 28.3	▲ 58.2	▲ 22.5	0.2	▲ 5.4
3月	6.5	36.0	181.6	▲ 5.1	▲ 20.0	12.9
4月	▲ 35.0	▲ 18.8	34.6	55.5	78.5	3.2
5月	122.2	▲ 28.7	12336.8	67.4	32.8	▲ 6.4
6月	▲ 8.3	▲ 24.1	▲ 9.5	▲ 5.2	▲ 3.9	13.2
7月	27.9	106.3	▲ 75.0	41.0	12.9	▲ 4.1
出所	東日本建設業保証茨城支店					東日本建設業保証

(注) 1. 公共工事請負金額(茨城県)は工事場所ベース。
 2. 公共工事請負金額(全国)は、北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)による請負金額の合計。

(4) 設備投資

(前年比、%)

	企業短期経済観測調査					
	茨城県			全国		
		製造業	非製造業		製造業	非製造業
2018年度	11.0	24.2	▲ 11.6	5.0	8.5	4.4
2019年度	▲ 11.7	▲ 17.0	1.3	1.6	1.9	1.4
修正率	0.9	▲ 2.5	8.6	▲ 3.2	▲ 2.5	▲ 3.5
2020年度(計画)	26.7	44.2	▲ 8.8	0.8	4.1	▲ 1.2
修正率	▲ 0.1	3.8	▲ 10.8	▲ 3.7	▲ 2.4	▲ 4.4
出所	日本銀行水戸事務所			日本銀行		

(注) 1. ソフトウェア投資を含み、土地投資は含まない。
 2. 修正率は前回調査からの変化率。

(5) 生産

(前年比、%)

	鉱工業指数 < 季節調整済 >											
	生産				出荷				在庫			
	茨城県		全国		茨城県		全国		茨城県		全国	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
2018年	99.9	▲ 0.8	104.3	1.1	99.5	▲ 0.9	103.0	0.8	97.9	7.0	100.5	1.7
2019年	99.8	▲ 0.1	101.1	▲ 3.0	98.8	▲ 0.9	100.3	▲ 2.7	101.0	3.3	101.7	1.2
2019年 7~9月	100.1	1.0	101.7	▲ 1.1	99.1	1.3	101.3	▲ 0.2	103.0	1.7	103.3	0.9
10~12月	95.9	▲ 6.7	98.0	▲ 3.8	95.9	▲ 6.4	97.3	▲ 6.6	103.3	3.2	104.0	1.2
2020年 1~3月	96.9	▲ 2.3	98.4	▲ 4.5	95.5	▲ 2.7	96.7	▲ 8.3	101.8	1.0	106.4	2.9
4~6月	85.8	▲ 17.0	81.8	▲ 18.8	83.8	▲ 17.3	80.5	▲ 18.8	95.4	▲ 7.5	100.8	▲ 3.4
2020年 2月	98.6	▲ 1.4	99.5	▲ 5.7	100.3	0.9	98.9	▲ 5.4	102.4	2.0	104.4	1.6
3月	94.3	▲ 3.2	95.8	▲ 5.2	90.9	▲ 4.3	93.2	▲ 6.7	101.8	1.0	106.4	2.9
4月	91.6	▲ 9.1	86.4	▲ 16.0	89.3	▲ 10.7	84.3	▲ 16.0	97.7	▲ 3.1	106.1	2.7
5月	82.5	▲ 24.6	78.7	▲ 26.3	78.6	▲ 25.1	76.6	▲ 28.2	98.0	▲ 4.8	103.3	▲ 0.5
6月	83.4	▲ 17.6	80.2	▲ 16.2	83.4	▲ 18.1	80.6	▲ 16.0	95.4	▲ 7.5	100.8	▲ 3.4
7月	n.a.	n.a.	86.6	▲ 16.1	n.a.	n.a.	85.3	▲ 17.1	n.a.	n.a.	99.2	▲ 4.9
出 所	茨城県		経済産業省		茨城県		経済産業省		茨城県		経済産業省	

(注) 1. 2015年=100。鉱工業指数の前年比は原指数の前年比。年ベースの指数は原指数。
2. ♪は速報値。

(6) 雇用・所得環境

(前年比、%)

	有効求人倍率 (季節調整済・倍)		常用労働者数		一人平均 現金給与総額		一人平均 所定外労働時間	
	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国
2018年	1.60	1.61	0.7	1.1	0.4	1.4	▲ 0.5	▲ 1.5
2019年	1.62	1.60	▲ 0.4	2.0	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 10.4	▲ 1.0
2019年 7~9月	1.61	1.59	▲ 0.7	2.0	2.6	▲ 0.3	▲ 2.6	▲ 1.0
10~12月	1.61	1.57	▲ 0.7	2.2	1.7	▲ 0.1	▲ 4.9	▲ 2.4
2020年 1~3月	1.52	1.44	0.3	1.9	2.4	0.5	9.9	▲ 4.1
4~6月	n.a.	1.21	▲ 0.8	0.9	1.3	▲ 1.7	▲ 9.1	▲ 24.4
2020年 2月	1.51	1.45	0.4	1.9	2.4	0.7	10.2	▲ 3.8
3月	1.47	1.39	0.7	1.9	0.5	0.1	9.6	▲ 6.5
4月	1.41	1.32	▲ 0.4	1.5	5.1	▲ 0.7	▲ 7.2	▲ 28.6
5月	1.35	1.20	▲ 1.1	0.6	▲ 0.1	▲ 2.3	▲ 11.5	▲ 20.7
6月	1.30	1.11	▲ 0.9	0.5	0.0	▲ 2.0	▲ 8.6	▲ 23.9
7月	1.27	1.08	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
出 所	厚生労働省		茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省

(注) 1. 有効求人倍率は、新機学卒者を除きパートタイムを含む。
2. 常用労働者数、一人平均現金給与総額、一人平均所定外労働時間の前年比は2015年=100の指数で算出。事業所規模5人以上。

(7) 物価

(前年比、%)

	消費者物価指数 (生鮮食品を除く総合)	
	水戸市	全 国
2018年	1.0	0.9
2019年	1.0	0.6
2019年 7月	1.1	0.6
8月	1.0	0.5
9月	0.5	0.3
10月	0.6	0.4
11月	0.6	0.5
12月	1.0	0.7
2020年 1月	0.9	0.8
2月	0.6	0.6
3月	0.6	0.4
4月	▲ 0.3	▲ 0.2
5月	0.0	▲ 0.2
6月	0.1	0.0
7月	▲ 0.1	0.0
出 所	総務省	

(注) 2015年=100。

(8) 企業倒産

(前年比、%)

	茨城県			
	件数 (件)		負債総額 (百万円)	
		前年比		前年比
2018年	127	15.5	15,579	▲ 13.1
2019年	128	0.8	16,287	4.5
2019年 7~9月	37	60.9	4,128	20.9
10~12月	35	▲ 5.4	6,525	10.7
2020年 1~3月	39	44.4	4,297	25.5
4~6月	22	▲ 24.1	2,662	15.9
2020年 2月	10	11.1	1,033	▲ 56.7
3月	16	128.0	1,357	226.2
4月	9	▲ 18.2	1,413	21.5
5月	1	▲ 83.3	40	▲ 83.7
6月	12	0.0	1,109	38.5
7月	14	0.0	997	▲ 48.2
出 所	東京商工リサーチ			

(注) 負債総額10百万円以上の企業倒産。

II. 金融
(1) 実質預金

(前年比、%、換高は億円)

	茨城県	茨城県					全国	
		銀行			その他		信金・信組	
		総額	地銀・地銀II					
2019年	3月	1.8	2.2	2.8	2.2	0.9	0.5	1.8
	6月	1.8	2.1	3.2	2.0	0.4	0.0	1.1
	9月	1.1	1.5	3.9	1.2	0.3	0.0	2.1
	12月	2.3	2.7	6.6	2.2	1.4	1.4	2.6
2020年	2月	1.7	2.0	4.6	1.7	1.2	1.0	3.2
	3月	2.0	2.5	4.6	2.3	1.0	0.6	2.9
	4月	2.8	3.5	6.7	3.2	1.3	1.1	4.7
	5月	5.2	6.5	7.0	6.4	2.4	2.4	8.1
	6月	5.5	6.6	8.9	6.4	3.1	3.9	8.9
	7月	6.1	7.3	9.3	7.0	3.5	4.5	8.9
	7月末残高	182,927	128,572	13,367	113,205	58,354	27,895	8,608,433
	出所	日本銀行水戸事務所						日本銀行

- (注) 1. 「茨城県」は、茨城県内に所在する店舗分の合計、うち「銀行」は含まない。
「地銀・地銀II」は、全国地方銀行協会または第二地方銀行協会の加盟銀行。
「その他」は、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、商工組合中央金庫の合計。
「信金・信組」は、県内に本店がある先のみが対象。
2. 実質預金は、総預金から預手・平手を控除したもの。
特別国際金融取引勘定(オフショア勘定)を除く。
新規出店、合併、譲渡、報告先の対象地域の変更等による換高等の調整は行っていない。
3. 「全国」は、日本銀行ホームページに掲載されている「国内銀行の資産・負債等(銀行勘定)」の計数。

(2) 貸出

(前年比、%、換高は億円)

	茨城県	茨城県					全国	
		銀行			その他		信金・信組	
		総額	地銀・地銀II					
2019年	3月	2.2	2.3	▲ 0.8	2.5	1.9	1.4	1.8
	6月	1.8	1.9	▲ 1.9	2.2	1.5	0.4	1.6
	9月	1.2	1.1	▲ 2.3	1.3	1.3	0.1	1.6
	12月	1.5	1.5	▲ 1.5	1.6	1.6	0.4	1.8
2020年	2月	1.8	1.4	▲ 1.3	1.5	3.1	0.5	2.5
	3月	1.3	1.1	▲ 2.5	1.3	2.1	▲ 0.6	2.3
	4月	2.4	1.9	5.8	1.7	3.6	1.0	4.2
	5月	2.7	2.0	6.3	2.8	5.9	3.4	6.5
	6月	4.5	2.7	3.3	2.6	10.0	5.3	6.9
	7月	4.8	3.3	3.9	3.3	9.1	6.8	7.1
	7月末残高	88,710	68,362	3,331	62,031	23,347	10,876	6,540,836
	出所	日本銀行水戸事務所						日本銀行

- (注) 1. 「茨城県」は、茨城県内に所在する店舗分の合計(一部県外を含む)、うち「銀行」は含まない。
「地銀・地銀II」は、全国地方銀行協会または第二地方銀行協会の加盟銀行。
「その他」は、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫
(国民生活事業および中小企業事業)の合計。
「信金・信組」は、県内に本店がある先のみが対象。
2. 特別国際金融取引勘定(オフショア勘定)、金融機関向け貸出、中央政府向け貸出、証券債を除き、外貨貸出を含む。
新規出店、合併、譲渡、報告先の対象地域の変更等による換高等の調整は行っていない。
3. 「全国」は、日本銀行ホームページに掲載されている「国内銀行の資産・負債等(銀行勘定)」の計数。

(3) 貸出約定平均金利(ストックベース)

(月中変化率、%ポイント、%)

		茨城県				全国
			普通	地銀・地銀II	信金・信組	
総合	2020年 4月中	▲ 0.008	▲ 0.076	▲ 0.064	▲ 0.014	▲ 0.007
	5月中	▲ 0.009	▲ 0.014	▲ 0.007	▲ 0.025	▲ 0.015
	6月中	▲ 0.001	0.023	0.000	▲ 0.027	▲ 0.007
	7月中	▲ 0.008	-0.002	▲ 0.007	▲ 0.020	▲ 0.003
	7月末	1.283	1.698	1.161	1.977	0.808
短期	2020年 4月中	0.024	▲ 0.028	0.029	0.005	▲ 0.030
	5月中	0.015	▲ 0.012	0.015	0.019	▲ 0.046
	6月中	▲ 0.001	0.108	▲ 0.005	0.005	▲ 0.034
	7月中	▲ 0.004	▲ 0.085	▲ 0.003	0.003	▲ 0.007
	7月末	1.733	1.136	1.501	2.234	0.489
長期	2020年 4月中	▲ 0.002	▲ 0.003	0.000	▲ 0.013	▲ 0.005
	5月中	▲ 0.005	▲ 0.001	▲ 0.005	▲ 0.025	▲ 0.008
	6月中	0.000	0.002	0.001	▲ 0.034	▲ 0.002
	7月中	▲ 0.005	0.001	▲ 0.004	▲ 0.017	▲ 0.003
	7月末	1.196	1.023	1.082	1.844	0.777
当貸	2020年 4月中	▲ 0.174	▲ 0.517	▲ 0.075	0.309	▲ 0.092
	5月中	▲ 0.045	▲ 0.064	▲ 0.036	0.008	▲ 0.022
	6月中	0.061	0.107	0.038	0.088	▲ 0.012
	7月中	▲ 0.025	0.021	▲ 0.031	▲ 0.055	0.008
	7月末	2.173	1.374	2.043	5.587	1.192
出 所		日本銀行水戸事務所				日本銀行

- (注) 1. 「茨城県」は、茨城県内に所在する店舗分の合計、ゆうちょ銀行は含まない。
「地銀・地銀II」は、全国地方銀行協会または第二地方銀行協会の加盟銀行。
「信金・信組」は、県内に本店のある先のみが対象。
2. 貸出金利を貸出金額高で加重平均したもの。
「短期」は約定時の貸出期間が1年未満の貸出、「長期」は1年以上の貸出。
対象は特別国庫金取引勘定(オフショア勘定)、金融機関向け貸出、中央政府向け貸出、私事債を除き、国内貸出のみ対象(一部金融機関向け貸出を含む)。
新設出店、合併、撤退、報告先の対象地域の変更等による数高等の調整は行っていない。
3. 「全国」は、日本銀行ホームページに掲載されている「貸出約定平均金利の推移」の国内銀行の計数。

(4) 銀行券

(億円)

		発行	差 収	発行・差収(▲) 組	
		前年実績			
2018年		8,107	2,179	5,927	5,448
2019年		7,858	1,677	6,181	5,927
2019年	7~9月	1,623	215	1,407	1,443
	10~12月	2,658	216	2,439	2,287
2020年	1~3月	1,278	548	737	896
	4~6月	2,552	309	2,243	1,437
2020年	3月	507	79	427	473
	4月	859	57	812	1,074
	5月	569	201	368	▲ 146
	6月	1,114	51	1,062	509
	7月	534	37	496	534
	8月	440	28	411	525
出 所		日本銀行水戸事務所			



茨城労働局発表
令和2年9月1日(火)

【照会先】
茨城労働局職業安定部職業安定課
課長 前島圭一
地方労働市場情報官 喜古朋幸
電話 029-224-6218

報道関係者 各位

県内の雇用情勢の概況（令和2年7月分）

要約

「県内の雇用情勢は、改善の動きが弱まっている。」

求人が求職を上回って推移しているが、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を注視していく必要がある。

- 有効求人倍率（季節調整値）は、1.27倍となり、前月と比べ0.03ポイント低下しました。（全国8番目）

9か月連続で低下。⇒資料 P3、P4、P5

※ 有効求人数（季節調整値）は、46,214人となり、前月と比べ3.9%増加。（2か月連続の増加）

※ 有効求職者数（季節調整値）は、36,396人となり、前月と比べ6.3%増加。（2か月連続の増加）

新規求人倍率（季節調整値）は、1.86倍となり、前月と比べ0.11ポイント増加しました。

⇒資料 P4、P5

- 正社員有効求人倍率（原数値）は、0.88倍となり、前年同月と比べ0.26ポイント低下しました。

7か月連続で低下。⇒資料 P6、P9

- 新規求人（原数値）は、前年同月に比べ16.6%減少となり、8か月連続減少しました。

主要産業別にみると、前年同月比で、教育、学習支援業（75人（42.1%）増）が増加しました。一方、製造業（730人（30.0%）減）、宿泊業、飲食サービス業（320人（30.0%）減）、運輸業、郵便業（354人（29.2%）減）、サービス業（他に分類されないもの）（754人（25.6%）減）、情報通信業（55人（17.2%）減）、生活関連サービス業、娯楽業（143人（13.7%）減）、学術研究、専門・技術サービス業（54人（12.6%）減）、医療、福祉（538人（10.5%）減）、建設業（147人（8.6%）減）、卸売業、小売業（24人（1.3%）減）、等が減少しました。

⇒資料 P4、P5、P7、P8、P11

- 新規求職者（原数値）は、前年同月に比べ1.4%減少となり、2か月ぶりに減少しました。

新規求職を雇用形態別にみると、パートタイムを除く常用が前年同月に比べ2.8%減少、常用的パートタイムは同1.4%増加しました。

⇒資料 P4、P5、P6、P11

- 失業の動き（雇用保険業務）

雇用保険被保険者資格喪失者数は、前年同月に比べ11.3%減少しました。

雇用保険失業給付受給資格決定件数は、前年同月に比べ15.2%増加しました。

雇用保険受給者実人員は、前年同月に比べ44.0%増加しました。

⇒資料 P10

※新規学卒者は除く

【最近の雇用失業情勢 資料目次】

- P3 …… 有効求人倍率、求人・求職の推移（季節調整値）
受給資格決定件数、受給者実人員の推移
- P4 …… 一般職業紹介状況推移（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P5 …… 第1表 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P6 …… 第2表 雇用形態別常用職業紹介状況（新規学卒者を除く）
- P7 …… 第3表 主要産業別、規模別一般新規求人状況
① 主要産業別、規模別一般新規求人状況（新規学卒者を除く）
② 主要産業における対前年同月比の推移（新規学卒者を除く）
- P8 …… 第4表 産業別一般新規求人状況（パートを含み、新規学卒者を除く）
- P9 …… 第5表 正社員求人・求職の状況
- P10 …… 第6表 雇用保険被保険者得喪及び受給状況
- P11 …… 第7表 公共職業安定所別求職・求人・就職・充足状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P12 …… 【別途資料1】一般職業紹介状況一覧表
- P13 …… 【別途資料2】季節調整済有効求人倍率（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P14 …… 【別途資料3】都道府県別有効求人倍率（季節調整値）

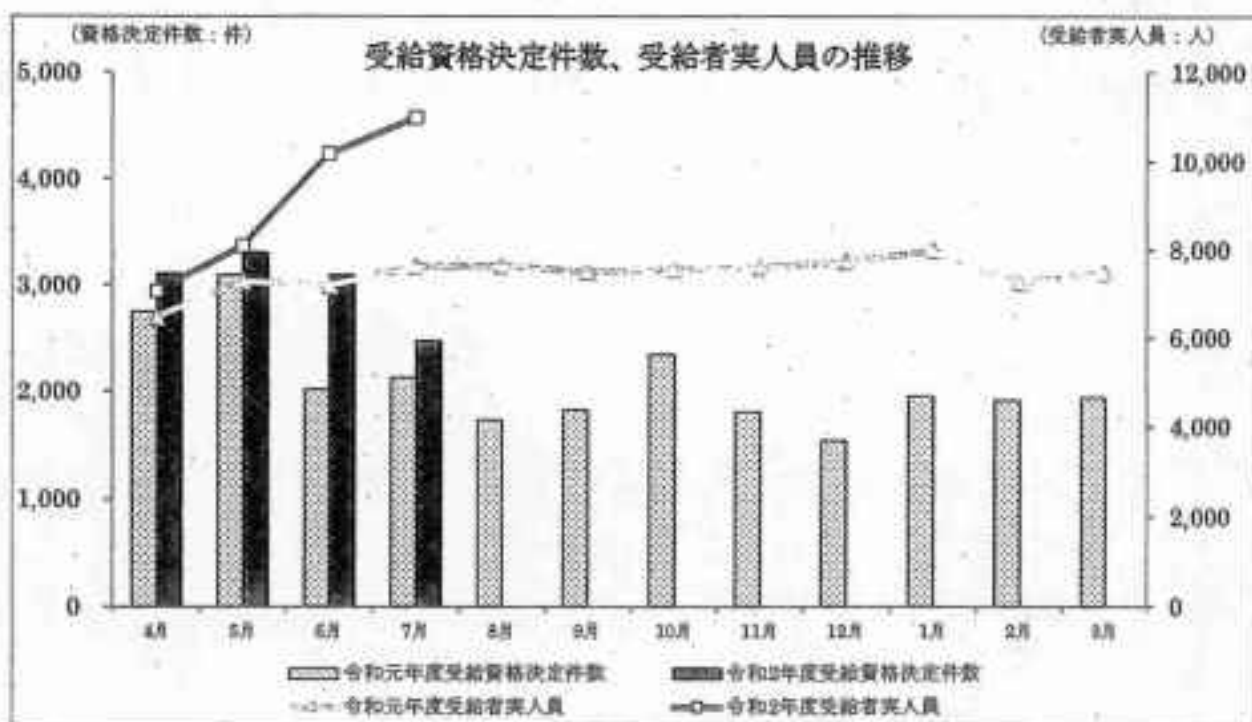
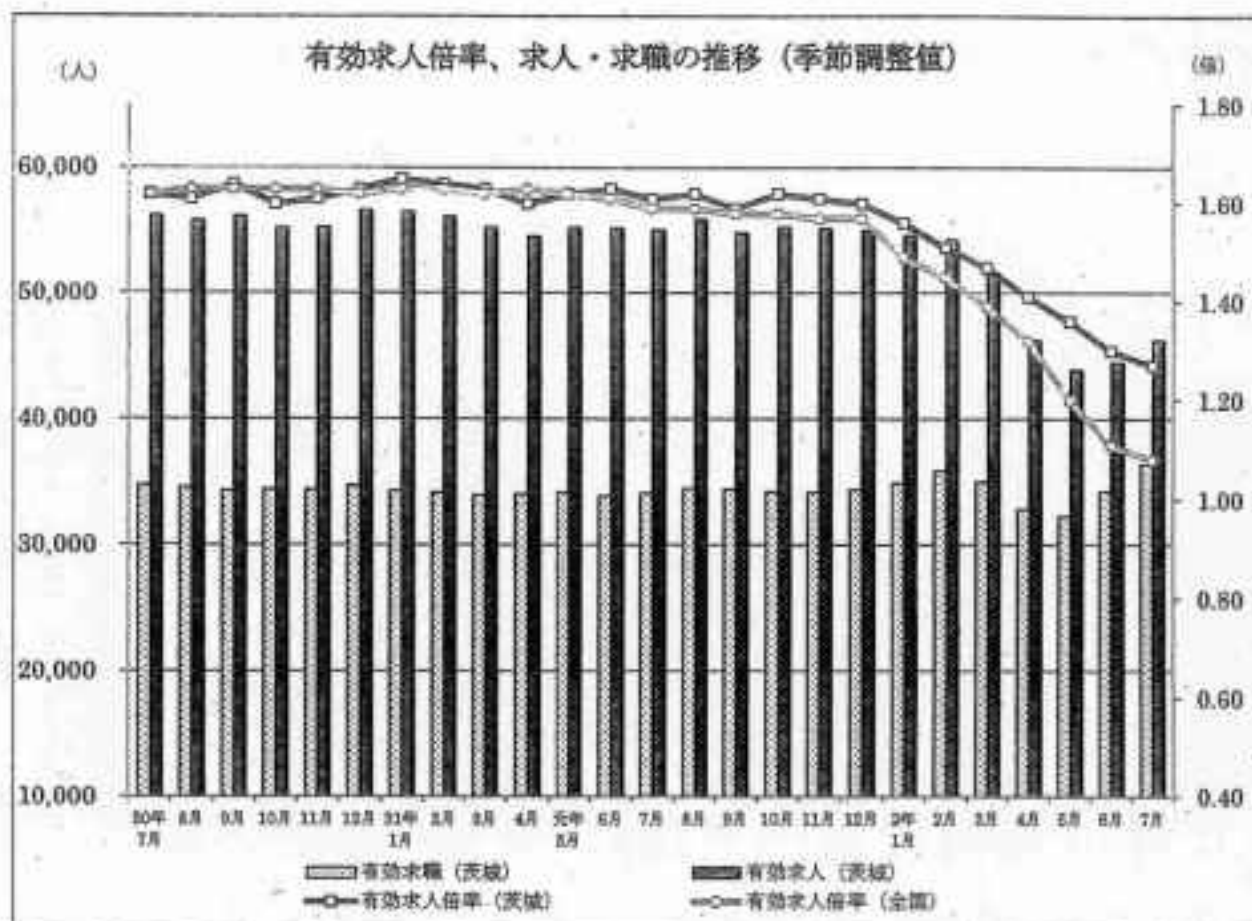
～ 用語の解説 ～

【職業紹介関係】

- * 新規求人数 …… ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
- * 有効求人数 …… 「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数。
- * 新規求職者数 …… ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数。
- * 有効求職者数 …… 「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職者数」の合計数。
- * 求人倍率 …… 求職者数に対する求人数の割合。
⇒ 新規求人倍率：新規求人数÷新規求職者数 ⇒ 有効求人倍率：有効求人数÷有効求職者数
なお、求人倍率の「季節調整値」とは、1年を周期として繰り返す季節的変動要因を一定の方法により取り除いて計算した数値をいう。（12月までの1年分のデータが集まった段階で過去の全データが修正の対象となり、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。）
⇒ 正社員有効求人倍率：正社員の有効求人数÷パートタイムを除く常用の有効求職者数
ただし、パートタイムを除く常用の有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
- * 就職件数 …… 県内のハローワークにおいて求職申込を受け付けた求職者に対して、全国のハローワークで受理した求人を紹介、就職が確認された件数。
- * 充足数 …… 県内のハローワークにおいて受け付けた求人に対して、全国のハローワークで紹介、就職が確認された件数。
- * 一般 …… 以下のパートタイム以外の就業形態
- * パートタイム …… 通常の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の一週間の所定労働時間と比べ短い就業形態
- * 常用 …… 雇用契約において雇用期間の定めのない、又は、4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの

【雇用保険関係】

- * 受給資格決定件数 …… 受付した申請書を審査して、失業給付を受ける資格があると決定した件数。
- * 受給者実人員 …… 失業給付を実際に受けた受給資格者の数。



一般職業紹介状況推移(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	月間有効求職者数		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職申込件数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数	
	申請調査数 (人)	原数値 (人)	申請調査数 (人)	原数値 (人)	申請調査値 (倍)	原数値 (倍)	申請調査値 (件)	原数値 (件)	申請調査値 (人)	原数値 (人)	申請調査値 (倍)	原数値 (倍)		
平成17年度	-	40,968	-	47,401	-	1.16	-	10,532	-	17,174	-	1.03	2,474	
平成18年度	-	39,075	-	50,009	-	1.29	-	9,841	-	18,066	-	1.84	3,304	
平成19年度	-	38,487	-	54,894	-	1.50	-	9,141	-	19,542	-	2.14	3,124	
平成20年度	-	34,566	-	55,894	-	1.62	-	8,956	-	18,871	-	2.12	2,925	
令和元年度	-	34,386	-	54,483	-	1.58	-	8,550	-	18,038	-	2.12	2,700	
21年	1月	34,270	31,336	56,496	56,228	1.65	1.79	8,677	9,113	20,026	22,355	2.33	2.46	2,252
	2月	34,104	32,888	56,110	56,392	1.64	1.77	8,724	8,245	18,887	21,025	2.25	2.27	2,734
	3月	32,653	35,028	55,244	56,548	1.63	1.67	8,653	9,299	19,178	18,551	2.21	1.98	3,647
	4月	34,041	36,534	54,503	54,050	1.60	1.46	8,850	11,108	19,105	18,568	2.21	1.67	2,184
	元年	34,175	36,500	55,244	52,918	1.62	1.46	8,860	8,208	20,693	18,892	2.34	2.05	2,805
	6月	32,854	35,117	55,169	52,484	1.63	1.49	8,588	8,550	18,350	17,835	2.23	2.22	2,929
	7月	34,112	34,741	55,048	53,178	1.61	1.53	8,698	8,569	19,140	19,321	2.20	2.25	2,757
	8月	34,505	34,106	55,930	54,385	1.62	1.59	8,725	7,828	18,988	19,723	2.29	2.52	2,388
	9月	34,387	34,373	54,818	54,787	1.59	1.59	8,520	8,356	18,822	18,394	2.21	2.20	2,713
	10月	34,222	34,898	55,270	56,124	1.62	1.62	8,485	8,651	18,683	21,340	2.32	2.47	2,893
	11月	34,180	33,223	55,158	55,813	1.61	1.67	8,456	7,102	18,812	19,388	2.34	2.73	2,571
	12月	34,370	30,340	54,968	54,907	1.60	1.78	8,658	8,241	18,258	17,215	2.22	2.77	2,240
2年	1月	34,904	31,923	54,614	54,456	1.56	1.71	8,582	9,100	18,178	20,214	2.12	2.22	1,980
	2月	35,852	34,282	54,281	55,797	1.51	1.63	9,181	8,188	18,740	20,054	2.15	2.18	2,424
	3月	35,022	36,297	51,578	54,977	1.47	1.51	8,220	8,202	17,635	17,404	2.15	1.89	3,684
	4月	32,833	35,423	46,258	46,348	1.41	1.31	7,288	8,557	14,251	14,325	1.96	1.50	2,440
	5月	32,238	34,250	43,831	42,310	1.36	1.23	7,325	7,458	16,104	14,935	2.14	2.00	1,684
	6月	34,339	35,971	44,461	43,687	1.30	1.19	8,221	8,488	16,310	16,729	1.75	1.86	2,320
	7月	36,398	36,893	46,214	44,245	1.27	1.20	8,813	8,453	16,542	16,108	1.86	1.91	2,257
	8月													
	9月													
	10月													
	11月													
	12月													

	前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比	
	申請調査値	原数値	申請調査値	原数値	申請調査値	原数値	申請調査値	原数値	申請調査値	原数値	申請調査値	原数値		
平成17年度	-	▲4.6	-	2.2	-	0.08	-	▲4.9	-	1.0	-	0.10	▲5.5	
平成18年度	-	▲4.6	-	5.5	-	0.12	-	▲6.6	-	5.2	-	0.21	▲4.9	
平成19年度	-	▲6.7	-	9.4	-	0.22	-	▲7.1	-	6.2	-	0.30	▲5.1	
平成20年度	-	▲5.2	-	2.4	-	0.12	-	▲3.1	-	0.7	-	0.08	▲6.5	
令和元年度	-	▲0.5	-	▲2.7	-	▲0.04	-	▲3.4	-	▲2.1	-	0.01	▲6.5	
21年	1月	▲1.3	▲3.1	▲0.2	2.1	0.02	0.10	▲1.6	▲0.0	▲0.2	5.8	0.02	0.13	▲2.0
	2月	▲0.3	▲2.9	▲0.7	2.6	▲0.01	0.10	1.7	▲3.8	▲0.7	3.7	▲0.05	0.18	▲6.8
	3月	▲0.6	▲2.5	▲1.5	▲1.2	▲0.01	0.02	▲0.7	▲4.4	▲3.8	▲12.5	▲0.07	▲0.19	▲9.4
	4月	0.3	▲2.5	▲1.3	▲4.7	▲0.03	▲0.03	▲0.3	▲4.1	▲0.4	▲4.8	0.00	▲0.01	▲5.4
	元年	0.4	▲3.8	1.4	▲4.1	0.02	0.09	2.4	▲8.0	8.3	4.2	0.33	0.24	▲11.9
	6月	▲0.8	▲3.7	▲0.1	▲1.5	0.01	0.03	▲2.2	▲5.8	▲6.5	▲9.5	▲0.11	▲0.02	▲7.2
	7月	0.8	▲1.4	▲0.2	▲1.7	▲0.02	▲0.01	0.3	1.8	▲1.1	▲3.8	▲0.03	▲0.13	▲3.2
	8月	1.2	▲1.4	1.8	▲1.3	0.01	0.00	0.3	▲8.8	4.3	3.2	0.09	0.29	▲11.3
	9月	▲0.3	0.9	▲2.0	▲1.5	▲0.03	▲0.04	▲2.9	1.6	▲5.7	▲4.2	▲0.08	▲0.14	▲2.4
	10月	▲0.5	▲1.3	0.8	▲1.3	0.02	0.00	▲0.4	▲9.5	4.8	▲2.9	0.11	0.17	▲8.3
	11月	▲0.1	▲1.2	▲0.2	▲1.4	▲0.01	▲0.01	▲0.3	▲7.6	0.7	0.1	0.02	0.21	▲6.8
	12月	0.5	▲0.4	▲0.3	▲1.3	▲0.01	▲0.02	2.4	2.7	▲2.8	▲2.0	▲0.12	▲0.17	▲9.8
2年	1月	1.8	1.9	▲0.6	▲3.2	▲0.04	▲0.08	▲0.8	▲0.1	▲5.6	▲9.6	▲0.10	▲0.23	▲12.1
	2月	2.7	3.9	▲0.6	▲4.4	▲0.05	▲0.14	7.1	▲0.8	8.8	▲4.8	0.03	▲0.09	▲11.3
	3月	▲2.3	3.6	▲4.8	▲6.1	▲0.04	▲0.18	▲10.8	▲1.0	▲10.7	▲6.2	0.00	▲0.10	6.5
	4月	▲6.3	▲3.0	▲10.2	▲14.3	▲0.08	▲0.17	▲11.6	▲14.0	▲19.2	▲22.9	▲0.19	▲0.17	▲23.1
	5月	▲1.8	▲0.1	▲5.3	▲19.8	▲0.05	▲0.23	3.7	▲19.0	13.0	▲20.9	0.18	▲0.05	▲42.0
	6月	6.2	2.4	1.4	▲18.7	▲0.06	▲0.30	23.7	17.8	1.3	▲11.8	▲0.29	▲0.56	▲29.8
	7月	6.3	6.2	3.9	▲16.8	▲0.03	▲0.33	▲4.4	▲1.4	1.4	▲16.6	0.11	▲0.34	▲18.1
	8月													
	9月													
	10月													
	11月													
	12月													

(注)季節調整法は、センサス見込み(X-13-ARIMA)による。なお、令和元年12月以前の数値は、令和2年1月分発表時に季節調整後数値により改訂されている。
▲は減少を示す。年度の数値は月平均のもの。

第1表 一般職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

令和2年7月

項目		年月	2年	2年	元年	対前月増減率、差	対前年同月増減率、差
			7月	6月	7月	(%、ポイント)	(%、ポイント)
全数	1 月間有効求職者数 (人)		36,893	35,971	34,741	2.6	6.2
	2 新規求職申込件数 (件)		8,453	9,488	8,569	▲ 10.9	▲ 1.4
	3 月間有効求人数 (人)		44,245	42,687	53,178	3.6	▲ 16.8
	4 新規求人数 (人)		16,108	15,729	19,321	2.4	▲ 16.6
	5 就職件数 (件)		2,267	2,320	2,767	▲ 2.3	▲ 18.1
	6 充足数 (人)		2,125	2,221	2,598	▲ 4.3	▲ 18.2
	7 有効求人倍率(3/1) (倍)		1.20	1.19	1.53	0.01	▲ 0.33
	季節調整値		1.27	1.30	1.61	▲ 0.03	▲ 0.34
	8 新規求人倍率(4/2) (倍)		1.91	1.66	2.25	0.25	▲ 0.34
	季節調整値		1.86	1.75	2.20	0.11	▲ 0.34
9 就職率(5/2×100) (%)		26.8	24.5	32.3	2.3	▲ 5.5	
10 充足率(6/4×100) (%)		13.2	14.1	13.4	▲ 0.9	▲ 0.2	
常用	11 月間有効求職者数 (人)		36,737	35,806	34,573	2.6	6.3
	12 新規求職申込件数 (件)		8,415	9,455	8,530	▲ 11.0	▲ 1.3
	13 月間有効求人数 (人)		39,658	38,028	48,055	4.3	▲ 17.5
	14 新規求人数 (人)		14,511	14,377	17,382	0.9	▲ 16.5
	15 就職件数 (件)		2,124	2,167	2,587	▲ 2.0	▲ 17.9
	16 充足数 (人)		2,004	2,075	2,432	▲ 3.4	▲ 17.6
	17 有効求人倍率(13/11) (倍)		1.08	1.06	1.39	0.02	▲ 0.31
	18 新規求人倍率(14/12) (倍)		1.72	1.52	2.04	0.20	▲ 0.32
	19 就職率(15/12×100) (%)		25.2	22.9	30.3	2.3	▲ 5.1
	20 充足率(16/14×100) (%)		13.8	14.4	14.0	▲ 0.6	▲ 0.2

(注) 1 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、平成30年12月以前の数値は、平成31年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2 ▲は減少である。

第2表 雇用形態別常用職業紹介状況(新規学卒者を除く)

令和2年7月

項目		年月	2年	2年	元年	対前月増減率、差	対前年同月増減率、差
			7月	6月	7月	(%、ポイント)	(%、ポイント)
パートタイムを除く常用	1 月間有効求職者数 (人)		23,433	22,573	21,684	3.8	8.1
	2 新規求職申込件数 (件)		5,485	5,976	5,641	▲ 8.2	▲ 2.8
	3 月間有効求人数 (人)		24,281	23,477	30,024	3.4	▲ 19.1
	4 新規求人数 (人)		8,940	8,783	10,911	1.8	▲ 18.1
	5 就職件数 (件)		1,162	1,175	1,584	▲ 1.1	▲ 26.6
	6 充足数 (人)		1,083	1,103	1,471	▲ 1.8	▲ 26.4
	7 有効求人倍率(3/1) (倍)		1.04	1.04	1.38	0.00	▲ 0.34
	8 新規求人倍率(4/2) (倍)		1.63	1.47	1.93	0.16	▲ 0.30
	9 就職率(5/2×100) (%)		21.2	19.7	28.1	1.5	▲ 6.9
	10 充足率(6/4×100) (%)		12.1	12.6	13.5	▲ 0.5	▲ 1.4
正社員	11 月間有効求人数 (人)		20,708	19,953	24,745	3.8	▲ 16.3
	12 新規求人数 (人)		7,618	7,497	8,886	1.6	▲ 14.3
	13 就職件数 (件)		921	957	1,250	▲ 3.8	▲ 26.3
	14 充足数 (人)		863	903	1,172	▲ 4.4	▲ 26.4
	15 有効求人倍率(11/1) (倍)		0.88	0.88	1.14	0.00	▲ 0.26
	16 充足率(14/12×100) (%)		11.3	12.0	13.2	▲ 0.7	▲ 1.9
常用的パートタイム	17 月間有効求職者数 (人)		13,304	13,233	12,889	0.5	3.2
	18 新規求職申込件数 (件)		2,930	3,479	2,889	▲ 15.8	1.4
	19 月間有効求人数 (人)		15,377	14,551	18,031	5.7	▲ 14.7
	20 新規求人数 (人)		5,571	5,594	6,471	▲ 0.4	▲ 13.9
	21 就職件数 (件)		962	992	1,003	▲ 3.0	▲ 4.1
	22 充足数 (人)		921	972	961	▲ 5.2	▲ 4.2
	23 有効求人倍率(19/17) (倍)		1.16	1.10	1.40	0.06	▲ 0.24
	24 新規求人倍率(20/18) (倍)		1.90	1.61	2.24	0.29	▲ 0.34
	25 就職率(21/18×100) (%)		32.8	28.5	34.7	4.3	▲ 1.9
	26 充足率(22/20×100) (%)		16.5	17.4	14.9	▲ 0.9	1.6

(注) 1 ▲は減少である。

2 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

第3表 主要産業別、規模別一般新規求人状況

○ 主要産業別、規模別一般新規求人状況(新規学卒者を除く)

令和2年7月

産業・規模		全数	パートを除く	常用	臨時・季節	パートタイム
新規求人 数(人)	合計	16,108	9,677	8,940	737	6,431
	D 建設業	1,556	1,474	1,461	13	82
	E 製造業	1,707	1,274	1,202	72	433
	G 情報通信業	265	235	219	16	30
	H 運輸業、郵便業	857	674	666	8	183
	I 卸売業、小売業	1,768	703	629	74	1,065
	L 学術研究、専門・技術サービス業	373	284	271	13	89
	M 宿泊業、飲食サービス業	748	289	289	0	459
	N 生活関連サービス業、娯楽業	899	451	451	0	448
	O 教育、学習支援業	253	88	87	1	165
	P 医療、福祉	4,599	2,274	2,262	12	2,325
	R サービス業(他に分類されないもの)	2,193	1,517	1,006	511	676
	(規模別)					
	29人以下	9,809	5,995	5,514	481	3,814
30~99人	3,658	2,166	2,074	92	1,492	
100~299人	1,785	1,046	918	128	739	
300~499人	365	212	208	4	153	
500~999人	429	201	196	5	228	
1,000人以上	62	57	30	27	5	
対前年 同月 比	合計	▲ 16.6	▲ 20.1	▲ 18.1	▲ 38.9	▲ 10.7
	D 建設業	▲ 8.6	▲ 5.3	▲ 4.8	▲ 38.1	▲ 44.2
	E 製造業	▲ 30.0	▲ 28.1	▲ 26.7	▲ 45.9	▲ 34.6
	G 情報通信業	▲ 17.2	▲ 22.2	▲ 26.8	433.3	66.7
	H 運輸業、郵便業	▲ 29.2	▲ 29.6	▲ 23.9	▲ 90.2	▲ 28.0
	I 卸売業、小売業	▲ 1.3	▲ 28.6	▲ 27.4	▲ 37.3	31.8
	L 学術研究、専門・技術サービス業	▲ 12.6	▲ 8.7	▲ 4.6	▲ 51.9	▲ 23.3
	M 宿泊業、飲食サービス業	▲ 30.0	▲ 38.5	▲ 38.5	0.0	▲ 23.2
	N 生活関連サービス業、娯楽業	▲ 13.7	▲ 3.0	▲ 0.4	▲ 100.0	▲ 22.4
	O 教育、学習支援業	42.1	20.5	24.3	▲ 66.7	57.1
	P 医療、福祉	▲ 10.5	▲ 11.7	▲ 11.2	▲ 57.1	▲ 9.3
	R サービス業(他に分類されないもの)	▲ 25.6	▲ 21.2	▲ 17.2	▲ 27.9	▲ 33.9
	(規模別)					
	29人以下	▲ 19.7	▲ 20.2	▲ 18.1	▲ 38.9	▲ 18.8
30~99人	▲ 17.7	▲ 21.8	▲ 18.6	▲ 58.7	▲ 10.8	
100~299人	3.7	▲ 6.5	▲ 7.2	▲ 1.5	22.8	
300~499人	▲ 4.5	▲ 19.4	▲ 6.3	▲ 90.2	28.6	
500~999人	51.1	▲ 2.0	5.9	▲ 75.0	188.6	
1,000人以上	▲ 77.4	▲ 76.4	▲ 87.3	440.0	▲ 84.4	

○ 主要産業における対前年同月比の推移(新規学卒者を除く)

産業	元年					2年						
	6月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
合計	3.2	▲ 4.2	▲ 2.9	0.1	▲ 2.0	▲ 9.6	▲ 4.6	▲ 6.2	▲ 22.9	▲ 20.9	▲ 11.8	▲ 18.6
D 建設業	▲ 17.8	▲ 1.4	▲ 4.1	▲ 3.5	2.5	▲ 20.0	▲ 14.3	▲ 0.1	▲ 8.2	▲ 4.7	2.3	▲ 8.6
E 製造業	▲ 7.3	▲ 18.1	▲ 10.1	▲ 23.8	▲ 17.7	▲ 17.6	▲ 35.4	▲ 26.1	▲ 30.4	▲ 40.7	▲ 42.4	▲ 30.0
G 情報通信業	0.0	▲ 33.7	6.2	▲ 2.3	▲ 25.2	▲ 11.2	5.8	▲ 32.6	▲ 38.2	▲ 43.8	▲ 10.6	▲ 17.2
H 運輸業、郵便業	▲ 13.7	▲ 2.8	▲ 12.8	▲ 16.5	▲ 5.5	▲ 22.8	▲ 19.5	▲ 18.8	▲ 25.3	▲ 34.1	▲ 20.2	▲ 29.2
I 卸売業、小売業	▲ 0.8	▲ 18.0	16.7	28.0	▲ 1.5	▲ 20.5	39.3	▲ 25.9	▲ 15.4	41.3	▲ 3.4	▲ 1.3
L 学術研究、専門・技術サービス業	▲ 3.5	1.8	▲ 35.7	▲ 19.9	▲ 31.4	▲ 42.8	▲ 9.2	▲ 34.9	▲ 58.0	▲ 42.3	▲ 33.3	▲ 12.6
M 宿泊業、飲食サービス業	4.8	27.0	▲ 11.4	34.7	24.5	▲ 40.4	▲ 17.5	▲ 27.0	▲ 64.0	▲ 64.3	▲ 13.4	▲ 30.0
N 生活関連サービス業、娯楽業	8.7	▲ 10.6	3.2	13.1	▲ 14.5	▲ 10.8	▲ 21.4	▲ 23.3	▲ 26.1	▲ 40.0	▲ 38.9	▲ 13.7
O 教育、学習支援業	89.0	▲ 0.9	▲ 11.6	▲ 10.8	46.8	19.1	▲ 2.1	128.1	▲ 3.2	▲ 23.3	▲ 29.1	42.1
P 医療、福祉	26.7	10.4	▲ 0.2	15.5	3.2	19.9	4.9	3.5	▲ 6.4	▲ 20.4	2.1	▲ 10.5
R サービス業(他に分類されないもの)	▲ 0.1	▲ 10.4	▲ 17.8	▲ 11.8	4.9	▲ 29.2	▲ 20.9	▲ 10.2	▲ 28.1	▲ 30.2	▲ 10.6	▲ 25.6

(注) 平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表準したもの。▲は減少を表す。

第4表 産業別一般新規求人状況(パートを含み、新規学卒者を除く)

産 業	令和2年7月				
	令和2年 7月	令和2年 8月	令和元年 7月	対前年同月差 (人)	対前年同月比 (%)
合 計	16,108	15,729	19,321	▲ 3,213	▲ 16.6
A, B 農、林、漁業(01~04)	180	274	186	▲ 6	▲ 3.2
C 鉱業、採石業、砂利採取業(05)	3	3	10	▲ 7	▲ 70.0
D 建設業(06~08)	1,556	1,718	1,703	▲ 147	▲ 8.6
06 総合工事業	816	925	924	▲ 108	▲ 11.7
E 製造業(09~32)	1,707	1,481	2,437	▲ 730	▲ 30.0
09 食料品製造業	440	511	547	▲ 107	▲ 19.6
10 飲料・たばこ・飼料製造業	17	9	30	▲ 13	▲ 43.3
11 繊維工業	33	40	19	14	73.7
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	57	15	25	32	128.0
13 家具・装備品製造業	13	8	10	3	30.0
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	47	36	81	▲ 34	▲ 42.0
15 印刷・関連産業	35	26	43	▲ 8	▲ 18.6
16 化学工業	63	71	116	▲ 53	▲ 45.7
17 石油製品・石炭製品製造業	1	6	2	▲ 1	▲ 50.0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	160	153	237	▲ 77	▲ 32.5
19 ゴム製品製造業	18	6	30	▲ 12	▲ 40.0
21 窯業・土石製品製造業	80	73	121	▲ 41	▲ 33.9
22 鉄鋼業	21	13	56	▲ 35	▲ 62.5
23 非鉄金属製造業	28	22	55	▲ 27	▲ 49.1
24 金属製品製造業	223	141	309	▲ 86	▲ 27.8
25 はん用機械器具製造業	56	47	102	▲ 46	▲ 45.1
26 生産用機械器具製造業	76	50	135	▲ 59	▲ 43.7
27 業務用機械器具製造業	36	36	51	▲ 15	▲ 29.4
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	19	20	44	▲ 25	▲ 56.8
29 電気機械器具製造業	138	72	189	▲ 33	▲ 19.5
30 情報通信機械器具製造業	13	20	15	▲ 2	▲ 13.3
31 輸送用機械器具製造業	75	45	178	▲ 103	▲ 57.9
25~31< 輸外型産業 小計 >	411	290	694	▲ 283	▲ 40.8
20, 32 その他の製造業	60	41	62	▲ 2	▲ 3.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	10	12	24	▲ 14	▲ 58.3
G 情報通信業(37~41)	265	245	320	▲ 55	▲ 17.2
39 情報サービス業	232	234	297	▲ 65	▲ 21.9
H 運輸業、郵便業(42~49)	857	860	1,211	▲ 354	▲ 29.2
I 卸売業、小売業(50~61)	1,768	1,666	1,792	▲ 24	▲ 1.3
50~55 卸売業	399	328	655	▲ 256	▲ 39.1
56~61 小売業	1,369	1,338	1,137	232	20.4
J 金融業、保険業(62~67)	151	107	109	42	38.5
K 不動産業、物品賃貸業(68~70)	176	172	192	▲ 16	▲ 8.3
L 学術研究、専門・技術サービス業(71~74)	373	304	427	▲ 54	▲ 12.6
M 宿泊業、飲食サービス業(75~77)	748	573	1,068	▲ 320	▲ 30.0
76 飲食店	637	470	882	▲ 245	▲ 27.8
N 生活関連サービス業、娯楽業(78~80)	899	609	1,042	▲ 143	▲ 13.7
O 教育、学習支援業(81、82)	253	229	178	75	42.1
P 医療、福祉(83~85)	4,599	4,609	5,137	▲ 538	▲ 10.5
83 医療業	1,191	1,359	1,477	▲ 286	▲ 19.4
85 社会保険・社会福祉・介護事業	3,389	3,229	3,638	▲ 249	▲ 6.8
Q 複合サービス事業(86、87)	108	121	177	▲ 69	▲ 39.0
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)	2,193	2,265	2,947	▲ 754	▲ 25.6
91 職業紹介・労働者派遣業	847	1,008	1,351	▲ 504	▲ 37.3
92 その他の事業サービス業	1,003	1,016	1,256	▲ 253	▲ 20.1
S, T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97~99)	282	481	361	▲ 99	▲ 27.4

(注)平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。▲は減少を表す。

第5表 正社員求人・求職の状況

	全体の有効求人倍率 (原数値)	正社員 有効求人 倍率	有効求人数			構成比(%)		有効求職者数		
			合計	正社員	パート、派遣、契約社員等	正社員	パート、派遣、契約社員等	合計	常用フルタイム	パート、臨時・季節
29年度	1.50	0.97	658,327	273,801	382,726	41.7	58.3	437,607	283,524	154,083
30年度	1.52	1.10	671,924	291,078	380,846	43.3	56.7	414,795	265,783	149,012
元年度	1.58	1.12	653,554	289,633	363,921	44.3	55.7	412,634	257,457	155,177
31年4月	1.48	1.08	54,050	24,811	29,439	45.5	54.5	36,534	22,881	13,653
元年5月	1.45	1.07	52,818	24,057	28,759	45.5	54.5	36,500	22,477	14,023
6月	1.49	1.12	52,484	24,150	28,334	46.0	54.0	35,117	21,522	13,595
7月	1.53	1.14	53,178	24,748	28,433	46.5	53.5	34,741	21,884	13,057
8月	1.59	1.15	54,385	24,669	29,696	45.4	54.6	34,106	21,493	12,613
9月	1.59	1.12	54,787	24,142	30,645	44.1	55.9	34,373	21,568	12,805
10月	1.62	1.14	56,124	24,706	31,418	44.0	56.0	34,898	21,580	13,118
11月	1.67	1.19	55,613	24,414	31,199	43.9	56.1	33,223	20,533	12,690
12月	1.78	1.23	54,907	23,723	31,184	43.2	56.8	30,840	19,353	11,487
2年1月	1.71	1.17	54,456	23,823	30,833	43.4	56.6	31,923	20,175	11,748
2月	1.63	1.09	55,797	23,440	32,357	42.0	58.0	34,282	21,488	12,794
3月	1.51	1.03	54,977	23,353	31,624	42.5	57.5	36,297	22,703	13,594
4月	1.31	0.95	48,346	21,234	27,112	45.8	54.2	35,423	22,454	12,966
5月	1.23	0.90	42,310	19,589	22,721	48.3	53.7	34,280	21,709	12,551
6月	1.19	0.88	42,687	19,953	22,734	46.7	53.3	35,971	22,573	13,399
7月	1.20	0.88	44,245	20,706	23,539	46.8	53.2	38,893	23,433	13,460
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
3年1月										
2月										
3月										

前年同月比(差・増減率)

31年4月	▲ 0.03	0.06	▲ 4.7	1.7	▲ 9.5	2.8	▲ 2.8	▲ 2.5	▲ 3.9	▲ 0.1
元年5月	0.00	0.07	▲ 4.1	1.3	▲ 8.2	2.4	▲ 2.4	▲ 3.5	▲ 5.8	▲ 0.4
6月	0.03	0.09	▲ 1.5	2.6	▲ 4.7	1.8	▲ 1.8	▲ 3.7	▲ 5.9	0.0
7月	▲ 0.01	0.11	▲ 1.7	5.8	▲ 7.4	3.3	▲ 3.3	▲ 1.4	▲ 4.3	2.9
8月	0.00	0.09	▲ 1.3	3.9	▲ 5.3	2.3	▲ 2.3	▲ 1.4	▲ 4.4	4.2
9月	▲ 0.04	0.03	▲ 1.5	0.5	▲ 3.1	0.9	▲ 0.9	0.9	▲ 3.3	6.8
10月	0.00	0.04	▲ 1.2	▲ 1.0	▲ 1.9	0.1	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 5.2	5.9
11月	▲ 0.01	0.06	▲ 1.4	▲ 1.1	▲ 1.6	0.1	▲ 0.1	▲ 1.2	▲ 5.0	5.9
12月	▲ 0.02	0.03	▲ 1.3	▲ 0.7	▲ 1.7	0.2	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 3.1	4.6
2年1月	▲ 0.08	▲ 0.09	▲ 3.2	▲ 2.3	▲ 3.8	0.4	▲ 0.4	1.9	0.1	5.1
2月	▲ 0.14	▲ 0.10	▲ 4.4	▲ 6.7	▲ 2.7	▲ 1.0	1.0	2.9	1.5	8.2
3月	▲ 0.18	▲ 0.11	▲ 6.1	▲ 8.8	▲ 4.0	▲ 1.2	1.2	3.6	1.4	7.4
4月	▲ 0.17	▲ 0.13	▲ 14.3	▲ 13.7	▲ 14.7	0.9	▲ 0.9	▲ 3.0	▲ 1.9	▲ 5.0
5月	▲ 0.22	▲ 0.17	▲ 19.3	▲ 18.6	▲ 21.0	0.8	▲ 0.8	▲ 6.1	▲ 3.4	▲ 10.5
6月	▲ 0.30	▲ 0.24	▲ 18.7	▲ 17.4	▲ 19.8	0.7	▲ 0.7	2.4	4.9	▲ 1.4
7月	▲ 0.33	▲ 0.26	▲ 19.9	▲ 16.3	▲ 17.2	0.3	▲ 0.3	6.2	8.1	3.1
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
3年1月										
2月										
3月										

(注)1. 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

2. 「パート、派遣、契約社員等」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の、正社員・正職員でない者を指す。

3. ▲は減少を指す。

第6表 雇用保険被保険者得喪及び受給状況

	雇用保険被保険者得喪・喪失状況						雇用保険受給状況			
	①資格 取得者数	前年比	②資格 喪失者数	前年比	③②のうち 事業主都合 離職者数	前年比	④受給 資格決定 件数	前年比	⑤受給者 実人員	前年比
平成27年度	130,461 (10,872)	▲ 2.6	120,592 (10,049)	▲ 1.1	6,966 (581)	▲ 8.3	29,051 (2,421)	▲ 4.0	8,478	▲ 5.2
平成28年度	141,361 (11,730)	8.4	122,771 (10,231)	1.8	5,585 (549)	▲ 5.5	27,052 (2,254)	▲ 6.9	7,934	▲ 6.4
平成29年度	143,533 (11,961)	1.5	125,496 (10,458)	2.2	5,833 (486)	▲ 11.4	25,572 (2,131)	▲ 5.5	7,277	▲ 8.3
平成30年度	140,156 (11,680)	▲ 2.4	130,296 (10,856)	3.9	5,966 (497)	2.3	25,227 (2,102)	▲ 1.4	7,001	▲ 5.8
令和元年度	138,637 (11,680)	▲ 1.1	129,024 (10,752)	▲ 1.0	6,985 (582)	17.1	24,994 (2,082)	▲ 0.9	7,444	8.3
平成31年 4月	22,951	24.2	23,207	6.7	1,583	35.8	2,744	▲ 7.8	6,468	10.7
令和元年 5月	17,699	▲ 6.9	11,320	▲ 7.1	453	▲ 4.0	3,098	0.9	7,275	▲ 1.2
6月	11,967	▲ 9.4	9,348	▲ 9.7	477	52.9	2,011	0.2	7,184	1.3
7月	11,324	▲ 2.0	10,794	1.3	557	28.9	2,127	4.4	7,635	0.8
8月	9,766	▲ 5.2	9,224	▲ 3.3	489	46.1	1,730	▲ 12.3	7,646	▲ 2.5
9月	9,187	5.0	8,889	▲ 4.0	398	▲ 32.5	1,821	1.1	7,498	2.7
10月	10,531	▲ 11.1	11,022	▲ 9.0	735	52.2	2,341	▲ 1.6	7,555	0.8
11月	9,699	▲ 9.4	8,437	▲ 1.1	371	▲ 7.0	1,808	▲ 6.7	7,603	7.3
12月	8,404	▲ 1.1	7,451	▲ 0.3	375	3.8	1,534	11.1	7,738	18.8
令和2年 1月	8,861	0.2	10,596	0.2	606	20.5	1,947	2.5	7,992	18.5
2月	8,462	▲ 13.4	8,292	▲ 8.3	426	7.0	1,908	2.6	7,259	10.4
3月	9,796	6.8	10,444	7.2	515	0.6	1,929	1.1	7,477	15.9
4月	17,143	▲ 25.3	22,755	▲ 1.9	1,498	▲ 5.4	3,108	13.3	7,063	9.2
5月	19,170	8.3	11,323	0.0	787	73.7	3,309	6.9	8,090	11.2
6月	14,268	19.0	9,136	▲ 2.3	676	41.7	3,092	53.8	10,183	41.7
7月	9,430	▲ 16.7	9,579	▲ 11.3	542	▲ 2.7	2,472	16.2	10,998	44.0
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
令和3年 1月										
2月										
3月										

(注1)各年度の()及び各年度の受給者実人員は月平均の数値。▲は減少を表す。
 (注2)令和2年4月分以降は速報値であり、修正があり得る。なお、③欄の前回公表値について、令和2年1月(1,949)、2月(1,914)、3月(1,938)、令和元年度(25,011)、令和元年度月平均(2,084)から修正している。

第7表 公共職業安定所別求職・求人・就職・充足状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

令和2年7月

項目 所別		月間有効 求職者数	新規 求職者数	月間有効 求人数	新規 求人数	就職 件数	充足数	有効 求人倍率	新規 求人倍率	就職率	
県央	水戸	原数値	7,385	1,648	10,116	3,353	507	547	1.37	2.03	30.8
		前年同月比	4.4	▲ 3.8	▲ 20.0	▲ 18.7	▲ 10.8	▲ 13.4	▲ 0.42	▲ 0.41	▲ 2.4
	(笠間)	原数値	1,155	250	659	300	94	55	0.74	1.20	37.6
		前年同月比	8.0	▲ 2.7	▲ 10.7	▲ 11.2	4.4	▲ 16.7	▲ 0.16	▲ 0.12	2.6
	常陸大宮	原数値	1,661	377	1,406	519	108	78	0.85	1.38	28.6
		前年同月比	9.1	8.0	▲ 22.8	▲ 16.0	▲ 38.3	▲ 37.8	▲ 0.35	▲ 0.39	▲ 21.5
県央計	原数値	10,201	2,275	12,381	4,172	709	681	1.21	1.83	31.2	
	前年同月比	5.6	▲ 1.9	▲ 19.7	▲ 18.7	▲ 15.0	▲ 17.5	▲ 0.39	▲ 0.38	▲ 4.8	
県北	日立	原数値	2,061	495	2,089	826	140	137	1.01	1.67	28.3
		前年同月比	4.1	▲ 1.4	▲ 28.8	▲ 27.4	▲ 28.7	▲ 25.1	▲ 0.47	▲ 0.59	▲ 8.7
	高萩	原数値	1,257	299	836	352	80	67	0.67	1.18	26.8
		前年同月比	6.2	2.4	▲ 26.6	▲ 13.7	▲ 29.2	▲ 37.4	▲ 0.29	▲ 0.22	▲ 11.9
	県北計	原数値	3,318	794	2,925	1,178	220	204	0.88	1.48	27.7
		前年同月比	4.9	0.0	▲ 28.1	▲ 23.8	▲ 27.6	▲ 29.7	▲ 0.41	▲ 0.47	▲ 10.8
県南	土浦	原数値	5,801	1,332	11,682	4,290	283	334	2.01	3.22	21.2
		前年同月比	0.6	▲ 8.3	▲ 2.4	▲ 16.9	▲ 24.1	▲ 13.7	▲ 0.07	▲ 0.37	▲ 5.0
	常総	原数値	2,490	609	2,778	1,027	123	136	1.12	1.89	20.2
		前年同月比	3.6	2.7	▲ 19.8	▲ 18.8	▲ 24.5	▲ 7.5	▲ 0.32	▲ 0.44	▲ 7.3
	石岡	原数値	1,581	369	1,395	621	105	93	0.68	1.68	28.5
		前年同月比	▲ 3.2	▲ 15.4	▲ 21.8	▲ 5.0	▲ 34.8	▲ 41.5	▲ 0.21	0.18	▲ 8.4
龍ヶ崎	原数値	4,080	817	3,364	1,242	201	152	0.82	1.52	24.8	
	前年同月比	5.4	▲ 5.1	▲ 13.5	▲ 0.3	▲ 17.8	▲ 18.7	▲ 0.18	0.07	▲ 3.7	
県南計	原数値	13,952	3,127	19,219	7,180	712	715	1.38	2.30	22.8	
	前年同月比	2.1	▲ 5.6	▲ 8.9	▲ 13.1	▲ 24.3	▲ 18.8	▲ 0.16	▲ 0.20	▲ 5.6	
県西	筑西	原数値	2,551	589	2,848	1,058	167	158	1.12	1.80	28.4
		前年同月比	21.9	19.7	▲ 25.8	▲ 10.8	▲ 15.2	▲ 10.2	▲ 0.71	▲ 0.61	▲ 11.8
	(下妻)	原数値	1,261	319	805	331	96	55	0.64	1.04	30.1
		前年同月比	14.0	3.8	▲ 28.9	▲ 19.5	▲ 1.0	▲ 17.9	▲ 0.38	▲ 0.28	▲ 1.4
	古河	原数値	2,649	654	2,792	1,018	157	124	1.05	1.56	24.0
		前年同月比	9.2	2.7	▲ 18.7	▲ 23.3	▲ 17.8	▲ 19.5	▲ 0.27	▲ 0.52	▲ 6.0
県西計	原数値	6,461	1,562	6,445	2,407	420	337	1.00	1.54	26.9	
	前年同月比	14.9	8.7	▲ 23.3	▲ 17.5	▲ 13.4	▲ 15.1	▲ 0.49	▲ 0.49	▲ 6.9	
県南	常陸鹿嶋	原数値	2,961	695	3,275	1,171	206	188	1.11	1.68	29.6
		前年同月比	13.1	▲ 1.8	▲ 21.6	▲ 20.0	1.5	▲ 8.7	▲ 0.46	▲ 0.39	0.9
	鹿行計	原数値	2,961	695	3,275	1,171	206	188	1.11	1.68	29.6
鹿行計	前年同月比	13.1	▲ 1.8	▲ 21.6	▲ 20.0	1.5	▲ 8.7	▲ 0.48	▲ 0.39	0.9	
	合計	原数値	36,893	8,453	44,245	16,108	2,267	2,125	1.20	1.91	26.8
		前年同月比	6.2	▲ 1.4	▲ 16.8	▲ 16.6	▲ 18.1	▲ 18.2	▲ 0.33	▲ 0.34	▲ 5.5

項目 地域別	月間有効 求職者数	新規 求職者数	月間有効 求人数	新規 求人数	就職 件数	充足数	有効 求人倍率	新規 求人倍率	就職率	
県央	前年同月比	5.6	▲ 1.9	▲ 19.7	▲ 18.7	▲ 15.0	▲ 17.5	▲ 0.39	▲ 0.38	▲ 4.8
	前月比	2.4	▲ 12.3	3.3	▲ 13.9	▲ 4.1	▲ 7.2	0.01	▲ 0.04	2.7
県北	前年同月比	4.9	0.0	▲ 28.1	▲ 23.8	▲ 27.6	▲ 29.7	▲ 0.41	▲ 0.47	▲ 10.8
	前月比	1.3	▲ 6.5	5.3	17.7	▲ 10.6	▲ 7.3	0.03	0.30	▲ 1.3
県南	前年同月比	2.1	▲ 5.6	▲ 8.9	▲ 13.1	▲ 24.3	▲ 18.8	▲ 0.16	▲ 0.20	▲ 5.6
	前月比	2.0	▲ 9.6	5.6	16.4	▲ 2.9	▲ 3.1	0.05	0.52	1.7
県西	前年同月比	14.9	8.7	▲ 23.3	▲ 17.5	▲ 13.4	▲ 15.1	▲ 0.49	▲ 0.49	▲ 6.9
	前月比	4.7	▲ 11.7	▲ 1.3	3.2	2.2	▲ 5.1	▲ 0.06	0.22	3.7
鹿行	前年同月比	13.1	▲ 1.8	▲ 21.6	▲ 20.0	1.5	▲ 8.7	▲ 0.48	▲ 0.39	0.9
	前月比	2.7	▲ 14.3	2.4	▲ 15.3	7.9	8.0	0.00	▲ 0.02	6.0
合計	前年同月比	6.2	▲ 1.4	▲ 16.8	▲ 16.6	▲ 18.1	▲ 18.2	▲ 0.33	▲ 0.34	▲ 5.5
	前月比	2.6	▲ 10.9	3.6	2.4	▲ 2.3	▲ 4.3	0.01	0.25	2.9

(注) ()は出張所。 ▲は減少を表す。 求人倍率は前年同月及び前月との差。

一般職業紹介状況一覧表(令和2年7月分)

＜茨城県＞					
	＜季節調整値＞	7月	前月比(P)	前年比(N-P)	出原の位置
1	有効求人倍率(倍)	1.27	▲0.03		全国6番目
2	新規求人倍率(倍)	1.86	0.11		全国13番目

	＜新規＞	7月	前月比(N-P)	前年比(N-P)	備考
3	新規求職(件)	8,453	▲10.9	▲1.6	前年比23か月連続の減少
4	新規求人(人)	15,108	2.4	▲16.0	前年比23か月連続の減少
5	求人倍率(倍)	1.91	0.20	▲0.34	

	＜有効＞	7月	前月比(N-P)	前年比(N-P)	備考
6	有効求職(人)	36,893	2.6	6.1	前年比23か月連続の増加
7	有効求人(人)	44,245	3.8	▲16.0	前年比17か月連続の減少
8	求人倍率(倍)	1.20	0.01	▲0.33	

	＜雇用保険＞	7月	前月比(N)	前年比(N)	備考
9	支給資格決定件数(件)	3,092	▲9.0	23.8	前年比23か月連続の増加
10	受給者実人員(人)	10,183	25.9	41.7	前年比17か月連続の増加

注：()は単位

産業別新規求人状況			
主な産業	7月	前月比(N)	前年比(N)
全産業	15,108	2.4	▲16.0
建設業	1,556	▲2.4	▲9.0
製造業	1,707	18.0	▲30.0
情報通信業	285	8.2	▲17.2
運輸業、郵便業	857	▲0.3	▲29.1
卸売業、小売業	1,768	6.1	▲1.3
学術研究、専門技術サービス業	371	23.7	▲15.9
宿泊業、飲食サービス業	748	30.5	▲30.0
生活関連サービス業、娯楽業	899	47.8	▲13.7
教育、学習支援業	253	10.5	42.1
医療、福祉	4,598	▲0.2	▲10.0
サービス業	2,193	▲4.0	▲25.6

(注1)全国の数値は厚生労働省「職業安定業務統計」・「雇用保険事業月報」より。
(注2)雇用保険関係数値は速報値のため修正があり得る。

＜全国＞				
	＜季節調整値＞	7月	前月比(P)	前年比(N-P)
11	有効求人倍率(倍)	1.08	▲0.03	
12	新規求人倍率(倍)	1.72	0.00	

	＜新規＞	7月	前月比(N-P)	前年比(N-P)
13	新規求職(件)	388,642	▲10.8	▲1.8
14	新規求人(人)	700,142	▲7.4	▲28.8
15	求人倍率(倍)	1.80	0.06	▲0.88

	＜有効＞	7月	前月比(N-P)	前年比(N-P)
16	有効求職(人)	1,889,444	1.9	7.2
17	有効求人(人)	1,958,833	1.6	▲27.7
18	求人倍率(倍)	1.05	0.00	▲0.90

	＜雇用保険＞	7月	前月比(N)	前年比(N)
19	支給資格決定件数(件)	158,921	▲7.9	47.2
20	受給者実人員(人)	486,379	21.8	35.9

産業別新規求人状況			
主な産業	7月	前月比(N)	前年比(N)
全産業	700,142	▲7.4	▲28.8
建設業	73,649	▲8.0	▲9.8
製造業	58,011	▲2.0	▲40.8
情報通信業	17,938	▲6.7	▲34.1
運輸業、郵便業	39,518	1.1	▲30.7
卸売業、小売業	81,443	▲4.0	▲22.4
学術研究、専門技術サービス業	18,401	▲11.2	▲26.9
宿泊業、飲食サービス業	49,198	▲18.4	▲44.0
生活関連サービス業、娯楽業	22,878	▲5.9	▲34.5
教育、学習支援業	11,814	▲5.8	▲31.8
医療、福祉	185,062	▲8.8	▲21.0
サービス業	90,448	▲2.7	▲32.2

令和2年7月分 都道府県別有効求人倍率(季節調整値)

都道府県	有効求人倍率	対前月差
全国	1.08	-0.03
北海道	0.97	0.01
青森	0.92	0.01
岩手	1.00	-0.01
宮城	1.17	-0.04
秋田	1.25	0.01
山形	1.04	-0.02
福島	1.19	-0.03
茨城	1.27	-0.03
栃木	0.97	-0.03
群馬	1.10	-0.07
埼玉	0.93	-0.05
千葉	0.88	-0.05
東京	1.29	-0.06
神奈川	0.79	-0.06
新潟	1.20	0.02
富山	1.17	-0.04
石川	1.15	-0.04
福井	1.48	-0.05
山梨	0.93	-0.04
長野	0.99	-0.04
岐阜	1.24	-0.03
静岡	0.90	-0.06
愛知	1.07	-0.07
三重	1.04	-0.04
滋賀	0.81	-0.02
京都	1.04	-0.09
大阪	1.17	-0.06
兵庫	0.98	-0.03
奈良	1.11	-0.05
和歌山	1.00	0.00
鳥取	1.26	0.06
島根	1.44	0.07
岡山	1.44	-0.06
広島	1.35	-0.08
山口	1.22	0.01
徳島	1.12	0.02
香川	1.30	0.05
愛媛	1.30	-0.01
高知	0.93	0.01
福岡	1.08	-0.03
佐賀	1.03	0.02
長崎	0.93	0.00
熊本	1.13	0.00
大分	1.10	-0.03
宮崎	1.10	0.00
鹿児島	1.07	-0.01
沖縄	0.67	-0.01

順位	都道府県	有効求人倍率
1	福井	1.48
2	島根	1.44
	岡山	1.44
4	広島	1.35
5	香川	1.30
	愛媛	1.30
7	東京	1.29
8	茨城	1.27
9	鳥取	1.26
10	秋田	1.25
11	岐阜	1.24
12	山口	1.22
13	新潟	1.20
14	福島	1.19
15	宮城	1.17
	富山	1.17
	大阪	1.17
18	石川	1.15
19	熊本	1.13
20	徳島	1.12
21	奈良	1.11
22	群馬	1.10
24	大分	1.10
	宮崎	1.10
25	福岡	1.08
26	愛知	1.07
	鹿児島	1.07
28	山形	1.04
	三重	1.04
	京都	1.04
31	佐賀	1.03
32	岩手	1.00
	和歌山	1.00
34	長野	0.99
35	兵庫	0.98
36	北海道	0.97
	栃木	0.97
	埼玉	0.93
	山梨	0.93
38	高知	0.93
	長崎	0.93
	青森	0.92
42	静岡	0.90
43	千葉	0.88
44	滋賀	0.81
45	神奈川	0.79
47	沖縄	0.67

地域別	有効求人倍率	対前月差
北海道	0.97	0.01
東北	1.10	-0.02
関東東	1.04	-0.06
北関東・甲信	1.07	-0.04
北陸	1.22	-0.02
東海	1.04	-0.07
近畿	1.07	-0.05
中国	1.35	-0.03
四国	1.19	0.02
九州	1.02	-0.02

全国各種指標

区分	国内総生産		鉱工業生産指数		鉱工業生産者出荷指数		倒産件数		有効求人 倍率	消費増進指数		毎月勤労統計調査				区分	
	名目 (10億円)	前年比 (%)	前年比 (%)		前年比 (%)		件数 (件)	前年比 (%)		前年同月比 (%)	実数	名目賃金指数 平成27年=100	実数	実数	名目賃金指数 平成27年=100		実数
			平成27年=100	前年比	平成27年=100	前年比											
27年	532,780.0	2.8	100.0	△ 1.2	8,812	△ 9.4	1,20	100.0	0.8	315,856	100.0	100.0	260,577	100.0	27年		
28年	536,850.8	0.8	100.0	0.0	8,446	△ 4.2	1.26	99.7	△ 0.1	317,662	99.9	100.7	261,183	100.2	28年		
29年	547,048.0	2.0	103.1	3.1	8,405	△ 0.5	1.50	102.2	0.6	319,453	101.1	100.8	262,407	100.7	29年		
30年	540,122.7	0.1	104.2	1.1	8,235	△ 2.0	1.61	103.0	0.8	323,547	101.3	100.8	264,670	101.6	30年		
元年	552,071.5	0.7	101.1	△ 3.1	8,384	1.6	1.60	100.2	0.5	322,612	101.8	99.9	264,218	101.4	元年		
30年1月	101.4	0.5	101.4	0.5	635	5.0	1.58	100.7	1.3	273,974	66.6	85.3	261,140	100.2	30年1月		
2月	136,159.8	1.2	104.0	2.4	617	△ 10.3	1.59	102.8	2.0	266,456	64.5	83.1	261,482	100.4	2月		
3月	105.1	3.0	105.1	3.0	789	0.4	1.58	103.3	2.5	285,150	90.4	89.2	264,889	101.7	3月		
4月	104.5	0.4	104.4	1.7	950	△ 4.4	1.60	104.4	1.7	277,857	86.0	87.0	267,501	102.7	4月		
5月	135,879.2	1.1	104.8	2.5	767	△ 4.4	1.60	103.2	1.9	276,512	87.6	86.4	264,087	101.3	5月		
6月	103.7	0.4	103.7	0.4	680	△ 3.3	1.61	103.3	0.4	460,147	142.7	141.0	265,822	102.1	6月		
7月	103.8	1.3	103.8	1.3	702	△ 1.7	1.62	101.0	0.0	376,144	119.9	118.4	265,162	101.8	7月		
8月	133,195.0	△ 0.6	103.6	△ 0.4	694	△ 0.7	1.63	103.0	△ 0.7	276,049	87.6	86.1	263,714	101.2	8月		
9月	103.5	0.5	103.5	0.5	821	△ 8.5	1.63	102.1	0.7	270,599	85.8	84.0	263,881	101.2	9月		
10月	105.6	2.9	104.4	3.9	730	△ 0.4	1.63	104.4	3.9	272,218	86.3	84.2	265,714	102.9	10月		
11月	141,517.0	△ 1.0	104.6	0.4	718	6.1	1.63	102.6	△ 0.7	285,187	90.4	88.5	266,324	102.2	11月		
12月	104.7	△ 1.1	104.7	△ 1.1	822	△ 10.6	1.62	103.1	△ 2.3	365,789	179.3	176.0	265,168	101.8	12月		
31年1月	137,430.0	0.9	102.3	0.9	666	4.9	1.63	101.2	0.2	272,135	86.3	84.7	269,483	99.0	31年1月		
2月	102.8	△ 2.1	102.4	△ 0.1	589	△ 4.5	1.63	102.4	0.2	266,709	83.9	82.3	262,318	100.2	2月		
3月	102.7	△ 1.6	101.3	△ 2.2	862	△ 16.1	1.62	101.3	0.5	281,418	89.2	87.5	263,059	101.0	3月		
4月	104.2	△ 0.6	102.0	△ 2.4	645	△ 0.8	1.63	101.8	0.9	276,557	87.7	85.8	266,938	102.4	4月		
5月	101.5	△ 2.2	102.8	△ 0.4	695	△ 9.4	1.62	102.8	0.7	275,190	87.2	85.3	262,824	100.0	5月		
6月	102.2	△ 1.6	99.5	△ 3.8	734	0.4	1.61	101.6	0.7	451,692	149.2	140.3	265,422	101.9	6月		
7月	100.5	△ 3.1	102.0	△ 0.1	802	14.2	1.59	101.6	0.5	374,621	118.7	116.4	265,373	101.8	7月		
8月	102.4	△ 1.1	100.5	△ 3.0	678	△ 2.3	1.59	101.8	0.3	276,698	87.7	85.7	264,088	101.4	8月		
9月	98.3	△ 7.3	101.8	△ 0.2	702	13.0	1.58	101.8	0.2	271,945	86.2	84.2	264,400	101.5	9月		
10月	97.7	△ 6.9	86.2	△ 6.2	760	0.8	1.58	102.2	0.2	272,285	86.3	83.9	266,334	102.2	10月		
11月	97.9	△ 6.8	96.8	△ 6.0	727	1.3	1.57	102.3	0.5	285,414	90.5	88.0	265,883	102.0	11月		
12月	99.8	△ 2.5	97.0	△ 6.1	704	13.2	1.57	102.3	0.8	364,808	178.0	174.1	265,508	101.9	12月		
2年1月	99.5	△ 3.8	97.9	△ 3.3	773	16.1	1.48	102.2	0.7	275,260	87.2	84.9	261,411	100.3	2年1月		
2月	95.8	△ 7.0	98.9	△ 3.5	651	10.7	1.45	102	0.4	266,706	84.5	82.5	262,318	100.7	2月		
3月	86.4	△ 16.3	93.2	△ 8.1	740	11.8	1.39	101.9	0.4	281,632	89.3	87.2	263,176	101.0	3月		
4月	78.7	△ 26.5	84.3	△ 17.7	743	15.2	1.32	101.9	0.1	274,825	87.1	85.1	264,393	101.5	4月		
5月	80.8	△ 20.7	76.8	△ 26.0	314	△ 54.8	1.20	101.8	0.1	268,780	85.2	83.3	257,740	98.9	5月		
6月			80.8	△ 18.7	760	6.3	1.11	101.7	0.1						6月		
資料出所	内閣府(経済社会総合研究所)		経済産業省		東京商工リサーチ		厚生労働省 労働安全局		総務省統計局		厚生労働省統計局				資料出所		
	国内総生産(速報)		毎月勤労統計調査(速報)		毎月勤労統計調査(速報)		毎月勤労統計調査(速報)		毎月勤労統計調査(速報)		毎月勤労統計調査(速報)				資料出所		

令和2年8月14日

【照会先】

政策統括官付 労使関係担当参事官室

参事官 川口 秀人

室長補佐 富永 哲史

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7766)

(直通電話) 03(3502)6735

報道関係者 各位

令和2年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を公表します

～賃上げ率は2.00%で昨年と比較して0.18ポイントの減～

厚生労働省では、労使交渉の実情を把握するため、民間主要企業の春季賃上げ要求・妥結状況を毎年、集計しています。

このたび、令和2年の集計結果を以下のとおりまとめましたので、お知らせします。

【集計対象】

妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業321社。

【集計結果】

平均妥結額は6,286円で、前年（6,790円）に比べ504円の減。

また、現行ベース（交渉前の平均賃金）に対する賃上げ率は2.00%で、前年（2.18%）に比べ0.18ポイントの減。

（第1表・第2表）

第1表 令和2年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

産 業	集 計 企業数	平 均 年 齢	現行 ベース	要求額	妥結額	賃上 げ率	(参考) 令和元年		
							社数	妥結額	賃上げ率
	社	歳	円	円	円	%	社	円	%
1 建 設	24	35.9	326,412	9,515	7,206	2.21%	27	7,276	2.27%
2 食料品・たばこ	26	38.2	316,366	8,735	6,162	1.95%	30	6,535	2.06%
3 織 維	11	39.5	307,295	9,413	7,080	2.30%	11	7,460	2.44%
4 紙・パルプ	4	42.2	305,274	4,261	5,226	1.71%	5	5,506	1.84%
5 化 学	32	38.8	346,317	9,629	7,482	2.16%	36	7,926	2.37%
6 ゴム製品	6	38.7	301,577	5,332	5,316	1.75%	8	5,585	1.91%
7 窯 業	5	36.6	302,188	7,601	5,906	1.95%	6	6,254	2.10%
8 鉄 鋼	15	35.3	296,438	6,223	3,816	1.29%	15	5,256	1.78%
9 非鉄金属	8	40.0	303,921	6,024	5,389	1.77%	10	5,667	1.85%
10 機 械	20	38.7	310,623	8,621	6,870	2.21%	24	8,003	2.61%
11 電気機器	10	40.3	324,755	9,595	6,620	2.04%	10	6,519	2.09%
12 造 船	8	37.1	324,922	8,923	5,877	2.12%	8	7,926	2.47%
13 精密機器	5	39.4	334,857	10,172	7,068	2.11%	6	6,719	2.09%
14 自 動 車	30	38.3	330,848	9,115	7,302	2.21%	31	7,385	2.28%
15 その他製造	7	39.6	301,457	10,008	6,431	2.13%	8	6,343	2.11%
16 電力・ガス	8	39.4	334,403	7,407	4,767	1.43%	13	4,943	1.61%
17 運 輸	6	42.1	288,257	10,897	4,337	1.50%	7	7,592	2.55%
18 卸・小売	73	39.7	300,001	9,120	6,348	2.12%	65	6,176	2.05%
19 金融・保険	5	38.9	306,742	5,702	7,638	2.49%	4	6,404	2.00%
20 サービス	18	38.4	292,340	8,619	5,967	2.04%	17	7,292	2.47%
平 均	321	38.9	316,051	8,840	6,286	2.00%	341	6,790	2.18%

(注)

1. 本年の集計対象企業は、妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業321社である。ただし、要求額については、具体的な要求額が把握できた304社について算出している。なお、数値は、各企業の組合員数による加重平均である。

2. 妥結額は、原則として定期昇給込みの平均賃上げ額を用いたが、一部に年齢ポイント（30歳、35歳など）での妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）を含んでいる。

第2表 民間主要企業における春季賃上げ状況の推移

年	現行ベース (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	分散係数	年	現行ベース (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	分散係数
昭和					6	291,694	9,118	3.13	0.12
40	29,635	3,150	10.6	0.16	7	295,006	8,376	2.83	0.10
41	32,095	3,403	10.6	0.12	8	305,065	8,712	2.86	0.10
42	35,037	4,371	12.5	0.07	9	308,106	8,927	2.90	0.11
43	38,800	5,296	13.6	0.07	10	312,914	8,323	2.66	0.12
44	43,339	6,865	15.8	0.07	11	315,745	7,005	2.21	0.15
45	49,503	9,166	18.5	0.06	12	315,347	6,499	-2.06	0.14
46	57,459	9,727	16.9	0.07	13	315,359	6,328	2.01	0.16
47	66,243	10,138	15.3	0.08	14	316,399	5,265	1.66	0.15
48	75,446	15,159	20.1	0.05	15	321,308	5,233	1.63	0.16
49	88,209	28,981	32.9	0.07	16	319,788	5,348	1.67	0.18
50	116,783	15,279	13.1	0.16	17	316,940	5,422	1.71	0.16
51	131,349	11,596	8.8	0.10	18	316,723	5,661	1.79	0.18
52	143,109	12,536	8.8	0.07	19	314,910	5,890	1.87	0.14
53	156,615	9,218	5.9	0.20	20	308,948	6,149	1.99	0.13
54	166,026	9,959	6.0	0.10	21	307,991	5,630	1.83	0.16
55	173,320	11,679	6.74	0.06	22	303,151	5,516	1.82	0.17
56	182,690	14,037	7.68	0.06	23	303,453	5,555	1.83	0.17
57	194,154	13,613	7.01	0.06	24	303,238	5,400	1.78	0.18
58	203,655	8,964	4.40	0.15	25	304,330	5,478	1.80	0.17
59	209,617	9,354	4.46	0.12	26	306,469	6,711	2.19	0.18
60	215,998	10,871	5.03	0.09	27	309,431	7,367	2.38	0.22
61	222,869	10,146	4.55	0.14	28	310,671	6,639	2.14	0.20
62	232,118	8,275	3.56	0.18	29	311,022	6,570	2.11	0.19
63	238,409	10,573	4.43	0.12	30	311,183	7,033	2.26	0.20
平成					令和				
元	246,549	12,747	5.17	0.11	元	311,255	6,790	2.18	0.19
2	252,752	15,026	5.94	0.08	2	315,051	6,286	2.00	0.20
3	264,082	14,911	5.65	0.08					
4	276,275	13,662	4.95	0.11					
5	284,444	11,077	3.89	0.12					

(注)

1. 平成15年までの主要企業の集計対象は、原則として、東証又は大証1部上場企業のうち資本金20億円以上かつ従業員数1,000人以上の労働組合がある企業である。(昭和54年以前は単純平均、昭和55年以降は加重平均。)

平成16年以降の集計対象は、原則として、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業である。(加重平均)

2. 分散係数は、妥結額の四分位分散係数で、次の式により計算した。

なお、四分位分散係数は、妥結額の企業間のばらつきが大きいほど、その値は大きくなり、ばらつきが小さいほど値は小さくなる。

$$\text{四分位分散係数} = \frac{\text{第3四分位数} - \text{第1四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

第3表 令和2年春季賃上げ交渉における要求提出時期別企業数

要 求 提出時期		令和2年				令和元年(参考)			
		要求提出企業数		累 計		要求提出企業数		累 計	
		社	(%)	社	(%)	社	(%)	社	(%)
2 月	上旬以前	31	10.1%	31	10.1%	24	7.9%	24	7.9%
	中 旬	140	45.8%	171	55.9%	130	42.6%	154	50.5%
	下 旬	86	28.1%	257	84.0%	93	30.5%	247	81.0%
3 月	上 旬	20	6.5%	277	90.5%	26	8.5%	273	89.5%
	中 旬	13	4.2%	290	94.8%	12	3.9%	285	93.4%
	下 旬	7	2.3%	297	97.1%	9	3.0%	294	96.4%
4 月	上 旬	3	1.0%	300	98.0%	3	1.0%	297	97.4%
	中 旬	2	0.7%	302	98.7%	4	1.3%	301	98.7%
	下 旬	2	0.7%	304	99.3%	2	0.7%	303	99.3%
5 月	上 旬	0	0.0%	304	99.3%	1	0.3%	304	99.7%
	中旬以降	2	0.7%	306	100.0%	1	0.3%	305	100.0%
計		306	100.0%	306	100.0%	305	100.0%	305	100.0%

(注) 1. (%)は構成比。

2. 令和2年の集計対象企業321社のうち、15社は要求提出時期を把握できなかったため、本表の集計からは除外している。

第4表 令和2年春季賃上げ交渉における妥結時期別企業数

妥結時期		令和2年				令和元年			
		妥結企業数		累 計		妥結企業数		累 計	
		社	(%)	社	(%)	社	(%)	社	(%)
3 月	上旬以前	14	4.5%	14	4.5%	6	1.9%	6	1.9%
	中 旬	184	59.4%	198	63.0%	189	59.6%	195	61.5%
	下 旬	33	10.6%	231	74.5%	54	17.0%	249	78.5%
4 月	上 旬	29	9.4%	260	83.9%	27	8.5%	276	87.1%
	中 旬	4	1.3%	264	85.2%	12	3.8%	288	90.9%
	下 旬	11	3.5%	275	88.7%	10	3.2%	298	94.0%
5 月	上 旬	1	0.3%	276	89.0%	1	0.3%	299	94.3%
	中 旬	13	4.2%	289	93.2%	2	0.6%	301	95.0%
	下 旬	20	6.5%	309	99.7%	9	2.8%	310	97.8%
6 月	上 旬	0	0.0%	309	99.7%	7	2.2%	317	100.0%
	中旬以降	1	0.3%	310	100.0%	0	0.0%	317	100.0%
計		310	100.0%	310	100.0%	317	100.0%	317	100.0%

(注) 1. (%)は構成比。

2. 令和2年の集計対象企業321社のうち、11社は妥結時期を把握できなかったため、本表の集計からは除外している。

特定最低賃金改正状況

鉄鋼業 最低賃金

都道府県	地域ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第5条5項適用
愛知	A	975					
千葉	A	993					
大阪	A	966					
神奈川	A						
東京	A						
兵庫	B	963					
広島	B	969					
静岡	B	935				非鉄金属を含む	
茨城	B	943					
福岡	C	975					
北海道	C	967					
岡山	C	962					
山口	C	966				非鉄金属を含む	
和歌山	C	948					
群馬	C	919					
宮城	C	923					
大分	D	947					
島根	D	914					
青森	D	900					
岩手	D	850				金属製品を含む	

守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんも
すべてのひとに適用されます。
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

茨城県 最低賃金



851 円

令和2年
10月1日から
[時間額]

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



WEBで確認！

最低賃金に関する特設ページ
<http://www.saitochingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは
茨城労働局または最寄りの労働基準監督署へ

茨城労働局ホームページアドレス
<https://jltc.mhlw.go.jp/ibaraki-minshukyoku/>

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。



確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※1)

1 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額 (www)
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額 (www)
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額 (www)
円		時間		円		円

4 上記1,2,3が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給(日給)→ 2の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ 3の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(臨時手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥特設手当、通勤手当および退職手当

(※2) 詳細な計算方法や、月給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしよう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

最大450万円を助成
**業務改善
助成金**

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくはこちら ▶ 業務改善助成金 ▶ 申請書 ▶

賃金引上げを
支援する助成金を
積極的に
利用しましょう。



専門家による無料相談を
実施しています。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくはこちら ▶ 働き方改革推進支援センター ▶ 申請書 ▶

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り
組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくはこちら ▶ 働き方改革推進支援資金 ▶ 申請書 ▶

リサイクル推進②
環境省 環境省
リサイクル推進
センター

